

○社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日 国官会第2317号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>社会資本整備総合交付金交付要綱</p> <p>平成22年 3月26日 制 定 <u>令和 6年 3月29日 最終改正</u></p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱</p> <p>平成22年 3月26日 制 定 <u>令和 6年 1月25日 最終改正</u></p>
<p>本編</p> <p>第6 交付対象事業（略）</p> <p>一 基幹事業</p> <p>イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）</p> <p>⑦ <u>水道（水道施設の新設、増設又は更新に関する事業）</u>・下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業）</p> <p>ロ 防災・安全交付金事業（命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る。）の実現（以下「防災・安全対策」という。）のために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）</p> <p>⑦ <u>水道（水道施設の新設、増設又は更新に関する事業）</u>・下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業）</p> <p>二 関連事業（略）</p>	<p>本編</p> <p>第6 交付対象事業（略）</p> <p>一 基幹事業</p> <p>イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）</p> <p>⑦ 下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業）</p> <p>ロ 防災・安全交付金事業（命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る。）の実現（以下「防災・安全対策」という。）のために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）</p> <p>⑦ 下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業）</p> <p>二 関連事業（略）</p>

改正案	現行
<p>イ 関連社会資本整備事業</p> <p>社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（<u>第15号</u>及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。以下同じ。）に掲げる事業（各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）に掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定めるそれぞれの基幹事業としての交付対象要件を満たさないもの、維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項各号に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業（第1号（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅に限る。以下同じ。）から第3号までに掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定める基幹事業としての交付対象要件を満たさないものを除く。）</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則 （令和5年3月29日付け国官会第26991号）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>附属第Ⅰ編 基幹事業</p> <p>イ 社会資本整備総合交付金事業</p> <p>イー7 <u>水道・下水道事業</u></p> <p><u>水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8号に規定する水道施</u></p>	<p>イ 関連社会資本整備事業</p> <p>社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項各号（<u>第14号</u>及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。以下同じ。）に掲げる事業（各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）に掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定めるそれぞれの基幹事業としての交付対象要件を満たさないもの、維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項各号に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業（第1号（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅に限る。以下同じ。）から第3号までに掲げる事業のうち附属第Ⅱ編において定める基幹事業としての交付対象要件を満たさないものを除く。）</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>附属第Ⅰ編 基幹事業</p> <p>イ 社会資本整備総合交付金事業</p> <p>イー7 <u>下水道事業</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="163 212 694 244">設の新設、増設又は更新に関する事業等</p> <p data-bbox="163 308 1104 432">下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号の公共下水道、同条第4号の流域下水道又は同条第5号の都市下水路の設置又は改築に関する事業等</p> <p data-bbox="163 496 667 528">イー7ー <u>(2)</u> -①通常の下水道事業</p> <p data-bbox="163 544 1104 815">公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2に定めるものを対象とした事業（ただし、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（昭和46年建設省告示第1705号）第6項第4号から第9号までに係るものを除く。）をいう。</p> <p data-bbox="163 879 813 911">イー7ー <u>(2)</u> -②下水道浸水被害軽減総合事業</p> <p data-bbox="163 927 1104 1286">駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区、床上浸水被害が発生した地区、河川と下水道等が集中的な対策を実施するため共同して計画を策定した地区、内水浸水により一定規模の浸水が想定される地区等の浸水被害の軽減、最小化及び解消を目的として、再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせ浸水対策を実施する事業等をいう。</p> <p data-bbox="163 1350 757 1382">イー7ー <u>(2)</u> -③下水道総合地震対策事業</p>	<p data-bbox="1135 308 2076 432">下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号の公共下水道、同条第4号の流域下水道又は同条第5号の都市下水路の設置又は改築に関する事業等</p> <p data-bbox="1135 496 1574 528">イー7ー <u>(1)</u> 通常の下水道事業</p> <p data-bbox="1135 544 2076 815">公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2に定めるものを対象とした事業（ただし、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（昭和46年建設省告示第1705号）第6項第4号から第9号までに係るものを除く。）をいう。</p> <p data-bbox="1135 879 1720 911">イー7ー <u>(2)</u> 下水道浸水被害軽減総合事業</p> <p data-bbox="1135 927 2076 1286">駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区、床上浸水被害が発生した地区、河川と下水道等が集中的な対策を実施するため共同して計画を策定した地区、内水浸水により一定規模の浸水が想定される地区等の浸水被害の軽減、最小化及び解消を目的として、再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせ浸水対策を実施する事業等をいう。</p> <p data-bbox="1135 1350 1664 1382">イー7ー <u>(3)</u> 下水道総合地震対策事業</p>

改正案	現行
<p>下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されることを目的として、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進める事業をいう。</p>	<p>下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されることを目的として、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進める事業をいう。</p>
<p>イー7ー(2)ー④特定水域合流式下水道改善事業 <u>合流式下水道を採用している地方公共団体において、特に対策の必要性が認められる特定の水域における水質保全等に資することを目的として、合流式下水道の改善を実施する事業をいう。</u></p>	<p>イー7ー(4)合流式下水道緊急改善事業 <u>合流式下水道を採用している地方公共団体において、公共用水域の水質保全等に資することを目的として、合流式下水道の改善を緊急的に実施する事業をいう。</u></p>
<p>イー7ー(2)ー⑤都市水害対策共同事業 効率的な浸水対策を推進することを目的として、内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用を実施する事業をいう。</p>	<p>イー7ー(5)都市水害対策共同事業 効率的な浸水対策を推進することを目的として、内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用を実施する事業をいう。</p>
<p>イー7ー(2)ー⑥下水道整備推進重点化事業 下水道整備の早期概成及び効率化を実現するため、効率的かつ適正な区域の設定や低コスト技術の採用、PPP/PFI手法の導入等により、迅速に下水道整備を行う事業をいう。</p>	<p>イー7ー(6)下水道整備推進重点化事業 下水道整備の早期概成及び効率化を実現するため、効率的かつ適正な区域の設定や低コスト技術の採用、PPP/PFI手法の導入等により、迅速に下水道整備を行う事業をいう。</p>
<p>イー7ー(2)ー⑦下水道ストックマネジメント支援制度</p>	<p>イー7ー(7)下水道ストックマネジメント支援制度</p>

改正案	現行
<p>下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的として、下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づき、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行う事業をいう。</p>	<p>下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的として、下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づき、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行う事業をいう。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>イ-7-(8) 削除</u></p>
<p>イ-7-(2)-⑧下水道広域化推進総合事業 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化を推進するため、汚水処理の広域化に係る計画策定、汚泥の共同処理等を行う事業をいう。</p>	<p>イ-7-(9) 下水道広域化推進総合事業 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化を推進するため、汚水処理の広域化に係る計画策定、汚泥の共同処理等を行う事業をいう。</p>
<p>イ-7-(2)-⑨下水道リノベーション推進総合事業 下水処理場等を魅力あふれる地域の拠点に再生する下水道リノベーションの推進を図るため、下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等を実施する事業について、計画策定、施設整備を行う事業をいう。</p>	<p>イ-7-(10) 下水道リノベーション推進総合事業 下水処理場等を魅力あふれる地域の拠点に再生する下水道リノベーションの推進を図るため、下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等を実施する事業について、計画策定、施設整備を行う事業をいう。</p>
<p>イ-7-(2)-⑩新世代下水道支援事業制度 良好な水循環の維持・回復、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的として実施する事業をいう。</p>	<p>イ-7-(11) 新世代下水道支援事業制度 良好な水循環の維持・回復、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的として実施する事業をいう。</p>
<p>イ-7-(2)-⑪下水道地域活力向上計画策定事業 PPP/PFI 手法の活用やデジタル化を含む下水道施設の整備・管理の広域化・効率化及び PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用を促進し、地域活力の向上を図ることを目的として、下水</p>	<p>イ-7-(12) 下水道地域活力向上計画策定事業 PPP/PFI 手法の活用やデジタル化を含む下水道施設の整備・管理の広域化・効率化及び PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用を促進し、地域活力の向上を図ることを目的として、下水</p>

改正案	現行
<p>道地域活力向上計画の策定を行う事業をいう。</p> <p>イー7ー <u>(2)</u> -12 下水道民間活力導入促進事業</p> <p>下水道事業における公共施設等運営権制度（コンセッション）の導入促進を図るため、コンセッション事業開始後に生じる履行監視（モニタリング）を行う事業をいう。</p> <p>イー7ー <u>(2)</u> -13 内水浸水リスクマネジメント推進事業</p> <p>内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図の作成や情報・基盤整備を推進するとともに、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を行う事業をいう。</p> <p>イー7ー <u>(2)</u> -14 下水道情報デジタル化支援事業</p> <p>下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、蓄積データを活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持続性を向上させることを目的とした事業をいう。</p> <p>イー7ー <u>(2)</u> -15 下水道温室効果ガス削減推進事業</p> <p>地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する施策や目標を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的に行う事業である。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>道地域活力向上計画の策定を行う事業をいう。</p> <p>イー7ー <u>(13)</u> 下水道民間活力導入促進事業</p> <p>下水道事業における公共施設等運営権制度（コンセッション）の導入促進を図るため、コンセッション事業開始後に生じる履行監視（モニタリング）を行う事業をいう。</p> <p>イー7ー <u>(14)</u> 内水浸水リスクマネジメント推進事業</p> <p>内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図の作成や情報・基盤整備を推進するとともに、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を行う事業をいう。</p> <p>イー7ー <u>(15)</u> 下水道情報デジタル化支援事業</p> <p>下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、蓄積データを活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持続性を向上させることを目的とした事業をいう。</p> <p>イー7ー <u>(16)</u> 下水道温室効果ガス削減推進事業</p> <p>地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する施策や目標を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的に行う事業である。</p> <p>イー7ー <u>(17)</u> ウォーターPPP 推進事業</p>

改正案	現行
<p>イー１６ 住環境整備事業 イー１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅・建築物耐震改修事業、住宅・建築物アスベスト改修事業、及び がけ地危険住宅移転事業及び災害危険区域等建築物防災改修等事業、<u>建 築物火災安全改修事業</u>をいう。</p> <p>□ 防災・安全交付金事業 □ー７ <u>水道・下水道事業</u> <u>水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３条第８号に規定する水道施 設の新設、増設又は更新に関する事業等</u></p> <p>下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２条第３号の公共下水道、同 条第４号の流域下水道又は同条第５号の都市下水路の設置又は改築に関 する事業等</p> <p><u>□ー７－（１）－①水道未普及地域解消事業</u> <u>水道未普及地域の解消を図るため、水道未普及地域解消計画に基づき、 水道施設の整備を行う事業をいう。</u></p> <p><u>□ー７－（１）－②簡易水道再編推進事業</u> <u>経営の一元化や管理の一体化等を図るため、簡易水道施設又は飲料水</u></p>	<p><u>下水道事業を巡る厳しい経営状況や執行体制の脆弱化の中で持続可能な 事業運営を図るため、コンセッション方式と、コンセッション方式に準 ずる効果が期待できる官民連携方式の導入を推進することを目的に行う 事業である。</u></p> <p>イー１６ 住環境整備事業 イー１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅・建築物耐震改修事業、住宅・建築物アスベスト改修事業、及び がけ地危険住宅移転事業及び災害危険区域等建築物防災改修等事業をい う。</p> <p>□ 防災・安全交付金事業 □ー７ <u>下水道事業</u> <u>（新設）</u></p> <p>下水道法（昭和３３年法律第７９号）第２条第３号の公共下水道、同 条第４号の流域下水道又は同条第５号の都市下水路の設置又は改築に関 する事業等</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正案	現行
<p><u>供給施設の統合整備等を行う事業をいう。</u></p> <p>ロ-7-(1)-③生活基盤近代化事業 <u>簡易水道施設等の基盤強化を図るため、簡易水道施設又は飲料水供給施設に係る増補改良や基幹改良、水量拡張を行う事業をいう。</u></p> <p>ロ-7-(1)-④高度浄水処理等整備費 <u>化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処するために高度浄水施設等の整備を行う事業をいう。</u></p> <p>ロ-7-(1)-⑤緊急時給水拠点確保等事業 <u>配水池の容量を12時間程度に確保するなど、緊急時における給水の確保及び浄水時の配水調整の容易化等を図るための施設の整備を行う事業をいう。</u></p> <p>ロ-7-(1)-⑥水道管路耐震化等推進事業 <u>自然災害発生時等の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減するために、導水管及び送水管、配水管等について耐震機能を有する管への更新等を行う事業をいう。</u></p> <p>ロ-7-(1)-⑦水道事業運営基盤強化推進事業 <u>水道基盤強化計画等に基づく圏域における水道事業等の事業統合又は経営の一体化を契機に施設の整備を行う事業をいう。</u></p> <p>ロ-7-(1)-⑧水道水源自動監視施設等整備事業</p>	

改正案	現行
<p data-bbox="163 212 1104 336"><u>点在する施設の運転管理及び水道水源等の監視水準を維持しつつ、経費縮減を通じた経営の効率化を図るために水道水源自動監視施設や遠隔監視システムを整備する事業をいう。</u></p> <p data-bbox="163 400 667 432">ロー 7 - (2) - ① 通常の下水道事業</p> <p data-bbox="163 448 1104 719">公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2に定めるものを対象とした事業（ただし、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（昭和46年建設省告示第1705号）第6項第4号から第9号までに係るものを除く。）のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。</p> <p data-bbox="163 783 813 815">ロー 7 - (2) - ② 下水道浸水被害軽減総合事業</p> <p data-bbox="163 831 1104 1190">駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区、床上浸水被害が発生した地区、河川と下水道等が集中的な対策を実施するため共同して計画を策定した地区、内水浸水により一定規模の浸水が想定される地区等の浸水被害の軽減、最小化及び解消を目的として、再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせる浸水対策を実施する事業等をいう。</p> <p data-bbox="163 1254 757 1286">ロー 7 - (2) - ③ 下水道総合地震対策事業</p> <p data-bbox="163 1302 1104 1378">下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）</p>	<p data-bbox="1135 400 1574 432">ロー 7 - (1) 通常の下水道事業</p> <p data-bbox="1135 448 2076 719">公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業で、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2に定めるものを対象とした事業（ただし、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（昭和46年建設省告示第1705号）第6項第4号から第9号までに係るものを除く。）のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業をいう。</p> <p data-bbox="1135 783 1720 815">ロー 7 - (2) 下水道浸水被害軽減総合事業</p> <p data-bbox="1135 831 2076 1190">駅の周辺地区に代表される都市機能が集積しており浸水実績がある地区、床上浸水被害が発生した地区、河川と下水道等が集中的な対策を実施するため共同して計画を策定した地区、内水浸水により一定規模の浸水が想定される地区等の浸水被害の軽減、最小化及び解消を目的として、再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせる浸水対策を実施する事業等をいう。</p> <p data-bbox="1135 1254 1664 1286">ロー 7 - (3) 下水道総合地震対策事業</p> <p data-bbox="1135 1302 2076 1378">下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことに鑑み、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）</p>

改正案	現行
<p>に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されることを目的として、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進める事業をいう。</p> <p>ロー7ー(2)ー④特定水域合流式下水道改善事業 <u>合流式下水道を採用している地方公共団体において、特に対策の必要性が認められる特定の水域における水質保全等に資することを目的として、合流式下水道の改善を実施する事業をいう。</u></p> <p>ロー7ー(2)ー⑤都市水害対策共同事業 効率的な浸水対策を推進することを目的として、内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用を実施する事業をいう。</p> <p>ロー7ー(2)ー⑦下水道ストックマネジメント支援制度 下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的として、下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づき、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行う事業をいう。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されることを目的として、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進める事業をいう。</p> <p>ロー7ー(4)合流式下水道緊急改善事業 <u>合流式下水道を採用している地方公共団体において、公共用水域の水質保全等に資することを目的として、合流式下水道の改善を緊急的に実施する事業をいう。</u></p> <p>ロー7ー(5)都市水害対策共同事業 効率的な浸水対策を推進することを目的として、内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用を実施する事業をいう。</p> <p>ロー7ー(7)下水道ストックマネジメント支援制度 下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的として、下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づき、計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行う事業をいう。</p> <p>ロー7ー(8)削除</p>

改正案	現行
<p>ロー7ー(2)ー⑧下水道広域化推進総合事業 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化を推進するため、汚水処理の広域化に係る計画策定、汚泥の共同処理等を行う事業をいう。</p> <p>ロー7ー(2)ー⑨下水道リノベーション推進総合事業 下水処理場等を魅力あふれる地域の拠点に再生する下水道リノベーションの推進を図るため、下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等を実施する事業について、計画策定、施設整備を行う事業をいう。</p> <p>ロー7ー(2)ー⑩新世代下水道支援事業制度 良好な水循環の維持・回復等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的として実施する事業(水循環再生型(雨水貯留浸透施設に関するものに限る。))をいう。</p> <p>ロー7ー(2)ー⑫下水道民間活力導入促進事業 下水道事業における公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入促進を図るため、コンセッション事業開始後に生じる履行監視(モニタリング)を行う事業をいう。</p> <p>ロー7ー(2)ー⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業 内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図の作成や情報・基盤整備を推進するとともに、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を行う事業をいう。</p>	<p>ロー7ー(9)下水道広域化推進総合事業 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化を推進するため、汚水処理の広域化に係る計画策定、汚泥の共同処理等を行う事業をいう。</p> <p>ロー7ー(10)下水道リノベーション推進総合事業 下水処理場等を魅力あふれる地域の拠点に再生する下水道リノベーションの推進を図るため、下水道施設のエネルギー拠点化や防災拠点化等を実施する事業について、計画策定、施設整備を行う事業をいう。</p> <p>ロー7ー(11)新世代下水道支援事業制度 良好な水循環の維持・回復等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的として実施する事業(水循環再生型(雨水貯留浸透施設に関するものに限る。))をいう。</p> <p>ロー7ー(13)下水道民間活力導入促進事業 下水道事業における公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入促進を図るため、コンセッション事業開始後に生じる履行監視(モニタリング)を行う事業をいう。</p> <p>ロー7ー(14)内水浸水リスクマネジメント推進事業 内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図の作成や情報・基盤整備を推進するとともに、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を行う事業をいう。</p>

改正案	現行
<p>ロ-7- (2) -14下水道情報デジタル化支援事業 下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、蓄積データを活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持続性を向上させることを目的とした事業をいう。</p> <p>ロ-7- (2) -15下水道温室効果ガス削減推進事業 地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する施策や目標を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的に行う事業である。</p> <p>ロ-16 住環境整備事業 ロ-16- (12) 住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅・建築物耐震改修事業、住宅・建築物アスベスト改修事業、がけ地近接等危険住宅移転事業及び災害危険区域等建築物防災改修等事業、<u>建築物火災安全改修事業</u>をいう。</p> <p>附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件 イ 社会資本整備総合交付金事業 イ-3 河川事業 イ-3- (8) 流域貯留浸透事業 1. (略) 2. 交付対象事業 一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能（以下ロ-3- (8) 関係部分において「貯留・浸透機能」という。）をもつ施設の整備等を地方公共団体又は地方公共団体の助成</p>	<p>ロ-7- (15) 下水道情報デジタル化支援事業 下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、蓄積データを活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持続性を向上させることを目的とした事業をいう。</p> <p>ロ-7- (16) 下水道温室効果ガス削減推進事業 地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する施策や目標を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的に行う事業である。</p> <p>ロ-16 住環境整備事業 ロ-16- (12) 住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅・建築物耐震改修事業、住宅・建築物アスベスト改修事業、がけ地近接等危険住宅移転事業及び災害危険区域等建築物防災改修等事業をいう。</p> <p>附属第Ⅱ編 交付対象事業の要件 イ 社会資本整備総合交付金事業 イ-3 河川事業 イ-3- (8) 流域貯留浸透事業 1. (略) 2. 交付対象事業 一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能（以下ロ-3- (8) 関係部分において「貯留・浸透機能」という。）をもつ施設の整備等を地方公共団体又は地方公共団体の助成</p>

改正案	現行
<p>を受けて民間企業等が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次の①～④のいずれかの要件に該当し、かつ⑤の要件に該当するものをいう。</p> <p>また、地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業については、地方公共団体が助成する予定としている雨水貯留浸透施設を合わせた規模、能力が次の①～④のいずれかの要件に該当するものも対象とする。</p> <p>① 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地（以下ロ－３－（８）関係部分において「対象施設」という。）を 500 m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあつては、<u>複数の施設で500m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（ア）三大都市圏の既成市街地（中部圏にあつては都市整備区域、近畿圏にあつては既成都市区域）及び人口密度が 4,000 人/km²以上の指定都市</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（イ）100mm/h 安心プランに登録された地域（令和5年度までに登録された地域に限る。）</u></p> <p><u>（ウ）内水被害等軽減対策計画（暫定版）に記載された地域又は内水被害等軽減対策計画に登録された地域</u></p> <p>②～⑤（略）</p>	<p>を受けて民間企業等が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次の①～④のいずれかの要件に該当し、かつ⑤の要件に該当するものをいう。</p> <p>また、地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業については、地方公共団体が助成する予定としている雨水貯留浸透施設を合わせた規模、能力が次の①～④のいずれかの要件に該当するものも対象とする。</p> <p>① 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地（以下ロ－３－（８）関係部分において「対象施設」という。）を 500 m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあつては、<u>300m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業</u></p> <p><u>（ア）総合治水対策特定河川の流域</u></p> <p><u>（イ）三大都市圏の既成市街地（中部圏にあつては都市整備区域、近畿圏にあつては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあつては近郊整備区域）における人口密度が 4,000 人/km²以上の府県庁所在地</u></p> <p><u>（ウ）人口密度が 4,000 人/km²以上の指定都市（東京都特別区を含む。）</u></p> <p><u>（エ）100mm/h 安心プランに登録された地域（複数の施設で 500m³以上の容量を確保する事業に限る）</u></p> <p>②～⑤（略）</p>

改正案	現行
<p>3. 各種計画との整合</p> <p>流域貯留浸透事業については、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第4条第1項に基づく流域水害対策計画及び流域整備計画、100mm/h 安心プラン、<u>内水被害等軽減対策計画</u>又は流量分担計画（一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。）と整合が図られたものとする。</p> <p>なお、流量分担計画については、当該河川管理者が流域の地方公共団体等と協議して定めることとする。</p> <p>イ-4-(1) 通常砂防事業</p> <p>砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件当たりの事業費が1億円以上のもの。</p> <p><u>なお</u>、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p>	<p>3. 各種計画との整合</p> <p>流域貯留浸透事業については、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第4条第1項に基づく流域水害対策計画及び流域整備計画、100mm/h 安心プラン又は流量分担計画（一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。）と整合が図られたものとする。</p> <p>なお、流量分担計画については、当該河川管理者が流域の地方公共団体等と協議して定めることとする。</p> <p>イ-4-(1) 通常砂防事業</p> <p>砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件当たりの事業費が1億円以上のもの<u>で、かつ原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。</u></p> <p><u>また</u>、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p>

改正案	現行
<p>① ～② (略)</p> <p>イ－４－（１）火山砂防事業</p> <p>砂防法第２条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、都道府県知事が施工する砂防工事（上流部の土砂生産源に対して通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）で、次のいずれかの要件に該当し、１件当たりの事業費が１億円以上のもの。</p> <p>なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第７条に基づき、土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>イ－５－（１）地すべり対策事業</p> <p>（１）地すべり</p>	<p>① ～② (略)</p> <p>イ－４－（１）火山砂防事業</p> <p>砂防法第２条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、都道府県知事が施工する砂防工事（上流部の土砂生産源に対して通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）で、次のいずれかの要件に該当し、１件当たりの事業費が１億円以上のもので、かつ、原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。</p> <p>また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成１２年法律第５７号）第７条に基づき、土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>①～② (略)</p> <p>イ－５－（１）地すべり対策事業</p> <p>（１）地すべり</p>

改正案	現行
<p>地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施工する地すべり防止工事で、<u>次のいずれかの要件に該当し、総事業費が1億円以上のもの。</u></p> <p>なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき、土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>①～⑦ （略）</p> <p>（2）ぼた山</p> <p>地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、<u>次のいずれかの要件に該当し、総事業費が1億円以上のもの。</u></p> <p>なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関</p>	<p>地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施工する地すべり防止工事で、総事業費が1億円以上のもの<u>のうち次のいずれかの要件に該当し、かつ、原則として、当該地すべり防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。</u></p> <p>また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき、土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>①～⑦ （略）</p> <p>（2）ぼた山</p> <p>地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、総事業費が1億円以上のもの<u>のうち次のいずれかの要件に該当し、かつ、原則として、当該ぼた山崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。</u></p> <p>また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関</p>

改正案	現行
<p>する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき、土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>①～⑦ (略)</p>	<p>する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき、土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>①～⑦ (略)</p>
<p>イ-6-(1) 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事(ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く)で、次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもの。</p> <p>①急傾斜地の高さが10m以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第8条第1項第4号における要配慮者利用施設(以下「要配慮者利用施設」という。)が存する急傾斜地の場合は、「10m」を「5m」に読み替えるものとする。</p> <p>②移転適地がないこと</p>	<p>イ-6-(1) 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年法律第57号)第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事(ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く)で、次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもの<u>で、かつ、原則として、当該急傾斜崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。</u></p> <p>①急傾斜地の高さが10m以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第8条第1項第4号における要配慮者利用施設(以下「要配慮者利用施設」という。)が存する急傾斜地の場合は、「10m」を「5m」に読み替えるものとする。</p> <p>②移転適地がないこと</p>

改正案	現行
<p>③「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>④(略)</p>	<p>③「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>④(略)</p>
<p>イー7 水道・下水道事業</p> <p>下水道に係る基幹事業は、イー7ー(2)ー①からイー7ー(2)ー⑮までを対象とする。</p> <p>なお、イー7ー(2)ー②からイー7ー(2)ー⑮までに係る事業については、イー7ー(2)ー①2.に記載の要件を満足するものに限る。</p>	<p>イー7 下水道事業</p> <p>下水道に係る基幹事業は、イー7ー(1)からイー7ー(17)までを対象とする。</p> <p>なお、イー7ー(2)からイー7ー(16)までに係る事業については、イー7ー(1)2.に記載の要件を満足するものに限る。</p>
<p>イー7ー(2)ー①通常の下水道事業</p> <p>1.(略)</p> <p>2. 交付対象事業の要件 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>イー7ー(1)通常の下水道事業</p> <p>1.(略)</p> <p>2. 交付対象事業の要件 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)「広域化・共同化計画」策定に係る要件</u></p> <p><u>1)平成30年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化に関する計画の策定に着手していること。</u></p> <p><u>2)令和4年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化</u></p>

改正案	現行
<p>(5) 公営企業会計の適用に係る要件 (略)</p> <p>(6) 使用料改定の必要性の検証に係る要件 (略)</p> <p>(7) 下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入検討要件 (略)</p> <p>(8) PPP/PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件 (略)</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>5. その他</p> <p>2. (2)、(3)、(4) 及び (5) に記載の要件については、平成30年3月30日から適用するものとする。ただし、本施行前に該当するものは、なお従前の例による。</p> <p>6. (略)</p> <p>イー7ー <u>(2)</u> -②下水道浸水被害軽減総合事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>ア) 下水道浸水被害軽減型</p> <p>「下水道浸水被害軽減型」は、次のいずれかに該当する地区の浸水被害の軽減及び解消を目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせ浸</p>	<p><u>に関する計画を策定すること。</u></p> <p>(6) 公営企業会計の適用に係る要件 (略)</p> <p>(7) 使用料改定の必要性の検証に係る要件 (略)</p> <p>(8) 下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入検討要件 (略)</p> <p>(9) PPP/PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件 (略)</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>5. その他</p> <p>2. (2)、(3)、(4)、<u>(5)</u> 及び (6) に記載の要件については、平成30年3月30日から適用するものとする。ただし、本施行前に該当するものは、なお従前の例による。</p> <p>6. (略)</p> <p>イー7ー <u>(2)</u> 下水道浸水被害軽減総合事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>ア) 下水道浸水被害軽減型</p> <p>「下水道浸水被害軽減型」は、次のいずれかに該当する地区の浸水被害の軽減及び解消を目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせ浸</p>

改正案	現行
<p>水対策を実施する事業をいう。</p> <p>① 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区</p> <p>(ア) 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区</p> <p>(イ) 過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区</p> <p>(ウ) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点及び避難地)又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区</p> <p>(エ) 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区</p> <p>i) 浸水面積が1ha以上想定される地区</p> <p>ii) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点、避難地、地下街等)又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在する地区</p> <p>② 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未解消となっている地区</p> <p>③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区</p> <p>④ 100mm/h安心プランに登録された地区</p> <p>⑤ 特定都市河川流域に指定された地区</p> <p>⑥ <u>内水被害等軽減対策計画として認定された地区</u></p>	<p>水対策を実施する事業をいう。</p> <p>① 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区</p> <p>(ア) 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区</p> <p>(イ) 過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区</p> <p>(ウ) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点及び避難地)又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区</p> <p>(エ) 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区</p> <p>i) 浸水面積が1ha以上想定される地区</p> <p>ii) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点、避難地、地下街等)又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在する地区</p> <p>② 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未解消となっている地区</p> <p>③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区</p> <p>④ 100mm/h安心プランに登録された地区</p> <p>⑤ 特定都市河川流域に指定された地区</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>イ) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 交付対象事業の内容</p> <p>ア) 下水道浸水被害軽減型</p> <p>交付対象事業の範囲は、イ-7- <u>(2)</u> -①の対象となる施設の整備に加え、「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置付けられた次の施設の整備（浄化槽に関しては改造に限る。）とする。</p> <p>① 指定市にあっては下水排除面積1ha以上（都市機能誘導区域内の場合又は1ha未満の貯留・排水施設の整備がより経済的な場合は0.5ha以上）、一般市（市から指定市及び過疎市（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15条）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）の市をいう。以下同じ。）を除いたもの。）にあっては0.5ha以上（都市機能誘導区域内の場合は、0.25ha以上）、町村（過疎地域の町村（以下「過疎町村」という。）を除く。）にあっては0.25ha以上（都市機能誘導区域内の場合は、0.1ha以上）、過疎地域の市町村（以下「過疎市町村」という。）にあっては0.1ha以上の貯留浸透・排水施設</p> <p>ただし、特定都市河川流域に指定された地区で整備する貯留浸透施設については、下水排除面積によらず対象とする。</p> <p>② 道路事業等との連携により経済的となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装</p> <p>③ 移動式排水施設</p>	<p>イ) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 交付対象事業の内容</p> <p>ア) 下水道浸水被害軽減型</p> <p>交付対象事業の範囲は、イ-7- <u>(1)</u> の対象となる施設の整備に加え、「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置付けられた次の施設の整備（浄化槽に関しては改造に限る。）とする。</p> <p>① 指定市にあっては下水排除面積1ha以上（都市機能誘導区域内の場合又は1ha未満の貯留・排水施設の整備がより経済的な場合は0.5ha以上）、一般市（市から指定市及び過疎市（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15条）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）の市をいう。以下同じ。）を除いたもの。）にあっては0.5ha以上（都市機能誘導区域内の場合は、0.25ha以上）、町村（過疎地域の町村（以下「過疎町村」という。）を除く。）にあっては0.25ha以上（都市機能誘導区域内の場合は、0.1ha以上）、過疎地域の市町村（以下「過疎市町村」という。）にあっては0.1ha以上の貯留浸透・排水施設</p> <p>ただし、特定都市河川流域に指定された地区で整備する貯留浸透施設については、下水排除面積によらず対象とする。</p> <p>② 道路事業等との連携により経済的となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装</p> <p>③ 移動式排水施設</p>

改正案	現行
<p>④ 河川・海域等からの逆流を防止するために設けられる樋門等（当該施設の操作の自動化・無動力化・遠隔化に係るものに限る。）</p> <p>⑤ ポンプ施設（当該施設の耐水化に係るものに限る。）</p> <p>⑥ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設</p> <p>⑦ 雨水の流出抑制を図るために改造する不要になった浄化槽、雨水の流出抑制を図るために整備する雨水貯留浸透施設及び附帯の配管（地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）</p> <p>⑧ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（不特定多数が利用する地下空間、病院、介護老人福祉施設、障害者支援施設など浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設に係るものであって、地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）</p>	<p>④ 河川・海域等からの逆流を防止するために設けられる樋門等（当該施設の操作の自動化・無動力化・遠隔化に係るものに限る。）</p> <p>⑤ ポンプ施設（当該施設の耐水化に係るものに限る。）</p> <p>⑥ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設</p> <p>⑦ 雨水の流出抑制を図るために改造する不要になった浄化槽、雨水の流出抑制を図るために整備する雨水貯留浸透施設及び附帯の配管（地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）</p> <p>⑧ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（不特定多数が利用する地下空間、病院、介護老人福祉施設、障害者支援施設など浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設に係るものであって、地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）</p>
<p>イ) (略)</p>	<p>イ) (略)</p>
<p>5.・6. (略)</p>	<p>5.・6. (略)</p>
<p>イー7ー <u>(2)</u> - <u>③</u> 下水道総合地震対策事業</p>	<p>イー7ー <u>(3)</u> 下水道総合地震対策事業</p>
<p>1.・2. (略)</p>	<p>1.・2. (略)</p>
<p>3. 交付対象事業の内容</p>	<p>3. 交付対象事業の内容</p>
<p>交付対象事業の範囲は、イー7ー <u>(2)</u> - <u>①</u> の対象となる事業及び施設の整備に加え、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備のうち、「下水道総合地震対策計画」に位置付けられたものとする。</p>	<p>交付対象事業の範囲は、イー7ー <u>(1)</u> の対象となる事業及び施設の整備に加え、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備のうち、「下水道総合地震対策計画」に位置付けられたものとする。</p>
<p>① 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けら</p>	<p>① 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けら</p>

改正案	現行
<p>れた施設（防災拠点・避難地）並びに高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院、帰宅困難者一時滞在施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業</p> <p>② 以下の(a)～(e)の施設の耐震化事業</p> <p>(a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路及び避難路の下に埋設されている管渠</p> <p>(b) 道路法に基づく重要物流道路及び代替・補完路の下に埋設されている管渠</p> <p>(c) 軌道の下に埋設されている管渠</p> <p>(d) 河川の下に埋設されている管渠</p> <p>(e) 水管橋</p> <p>③ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点・避難地）が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにイー7－<u>(2)－②</u> 2. ア)の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上(指定市にあつては1ha以上(ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上)、一般市(市から指定市及び過疎市を除いたもの。)にあつては0.5ha以上、町村(過疎町村を除く。)にあつては0.25ha以上、過疎市町村にあつては0.1ha以上)の貯留・排水施設の耐震化事業</p> <p>④ 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域(同法に基づく都市開発事業を施行する区域及び埋立地を除く。以下「対象地域」という。)内の管渠及び当該地域と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業。ただし、次のすべてに該当する場合に限る。</p>	<p>れた施設（防災拠点・避難地）並びに高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院、帰宅困難者一時滞在施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業</p> <p>② 以下の(a)～(e)の施設の耐震化事業</p> <p>(a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路及び避難路の下に埋設されている管渠</p> <p>(b) 道路法に基づく重要物流道路及び代替・補完路の下に埋設されている管渠</p> <p>(c) 軌道の下に埋設されている管渠</p> <p>(d) 河川の下に埋設されている管渠</p> <p>(e) 水管橋</p> <p>③ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点・避難地）が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにイー7－<u>(2)</u> 2. ア)の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上(指定市にあつては1ha以上(ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上)、一般市(市から指定市及び過疎市を除いたもの。)にあつては0.5ha以上、町村(過疎町村を除く。)にあつては0.25ha以上、過疎市町村にあつては0.1ha以上)の貯留・排水施設の耐震化事業</p> <p>④ 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域(同法に基づく都市開発事業を施行する区域及び埋立地を除く。以下「対象地域」という。)内の管渠及び当該地域と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業。ただし、次のすべてに該当する場合に限る。</p>

改正案	現行
<p>(ア) 対象地域において都市機能が集積していること</p> <p>(イ) 対象地域の面積が 20ha 以上であること</p> <p>(ウ) 対象地域が存する市町村の下水道処理人口普及率が全国 平均値以上であること</p> <p>⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積 0.3ha 以上または想定避難者数が 200 人以上の防災拠点・避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を 50 で除した数（小数点以下は切り上げ）を設置基数の上限とする。）</p> <p>4. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>5. 下水道総合地震対策計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「下水道総合地震対策計画」を記載するものとする。</p> <p>② 「下水道総合地震対策計画」に定める主な事項は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 対象地区の概要及び選定理由</p> <p>(イ) 整備目標</p> <p>(ウ) 事業内容及び年度計画</p> <p>(エ) 下水道 BCP 策定状況（なお、計画策定時に下水道 BCP 未策定</p>	<p>(ア) 対象地域において都市機能が集積していること</p> <p>(イ) 対象地域の面積が 20ha 以上であること</p> <p>(ウ) 対象地域が存する市町村の下水道処理人口普及率が全国 平均値以上であること</p> <p>⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積 0.3ha 以上または想定避難者数が 200 人以上の防災拠点・避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を 50 で除した数（小数点以下は切り上げ）を設置基数の上限とする。）</p> <p>4. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>5. 下水道総合地震対策計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「下水道総合地震対策計画」を記載するものとする。</p> <p>② 「下水道総合地震対策計画」に定める主な事項は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 対象地区の概要及び選定理由</p> <p>(イ) 整備目標</p> <p>(ウ) 事業内容及び年度計画</p> <p>(エ) 下水道 BCP 策定状況（なお、計画策定時に下水道 BCP 未策定</p>

改正案	現行
<p>の場合は計画期間内に策定することとする。)</p> <p>6. その他</p> <p>本事業は、令和5年度より5年間以内に原則として計画期間5年以内の「下水道総合地震対策計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限り実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた管渠等の耐震化事業に係る工期が5年を超える場合は、計画期間は10年以内とする。</p> <p>イー7ー(2)ー④特定水域合流式下水道改善事業</p> <p>1. 目的</p> <p><u>合流式下水道を採用している地方公共団体において、特に対策の必要性が認められる特定の水域における水質保全等に資することを目的とする。</u></p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>交付対象事業の範囲は、イー7ー(2)ー①の対象となる施設の整備に加え、「<u>特定水域合流式下水道改善事業計画</u>」に位置付けられた次の施設の整備とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① 雨水貯留施設</p> <p>② 雨水吐を経た後の下水を遮集して処理場へ送水する管渠</p> <p>③ 分流化に係る管渠(上記①から②までによる改善対策より経済的なもの)</p>	<p>の場合は計画期間内に策定することとする。)</p> <p>6. その他</p> <p>本事業は、令和5年度より5年間以内に原則として計画期間5年以内の「下水道総合地震対策計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限り実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた管渠等の耐震化事業に係る工期が5年を超える場合は、計画期間は10年以内とする。</p> <p>イー7ー(4)合流式下水道緊急改善事業</p> <p>1. 目的</p> <p><u>合流式下水道を採用している地方公共団体において、合流式下水道の改善を緊急的に実施し、公共用水域の水質保全等に資することを目的とする。</u></p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>交付対象事業の範囲は、イー7ー(1)の対象となる施設の整備に加え、「<u>合流式下水道緊急改善計画</u>」に位置付けられた次の施設の整備とする。</p> <p>① <u>雨水吐に設置するきょう雑物等の除去施設</u></p> <p>② 雨水貯留施設</p> <p>③ 雨水吐を経た後の下水を遮集して処理場へ送水する管渠</p> <p>④ 分流化に係る管渠(上記①から③までによる改善対策より経済的なもの)</p>

改正案	現行
<p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>4. 特定水域合流式下水道改善事業計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、合流式下水道を採用している地区に関し、②に掲げる事項を定めた「特定水域合流式下水道改善事業計画」を記載するものとする。</p> <p>② 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める主な事項は次のとおりとする。</p> <p>(a) <u>特定水域の概要及び選定理由</u></p> <p>(b) <u>下水道対策の整備目標</u></p> <p>(c) <u>事業内容、年度計画及び事業費</u></p> <p>(d) <u>特定水域の整備目標整備効果</u></p> <p>(e) <u>費用効果分析の結果</u></p> <p>(f) <u>多様な主体による協議会等の概要</u></p> <p>(g) <u>河川事業等における対策内容</u></p> <p>(h) <u>雨天後の水質調査結果</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>4. 合流式下水道緊急改善計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、合流式下水道を採用している地区に関し、②に掲げる事項を定めた「合流式下水道緊急改善計画」を記載するものとする。</p> <p>② 「合流式下水道緊急改善計画」に定める主な事項は次のとおりとする。</p> <p>(a) <u>対象地区の概要</u></p> <p>(b) <u>整備目標</u></p> <p>(c) <u>事業内容及び年度計画等</u> <u>(新設)</u></p> <p>③ <u>評価の実施</u> <u>合流式下水道緊急改善計画を社会資本総合整備計画に記載しようとする地方公共団体は、これまでに実施してきた合流式下水道の改善に係る事業について評価を行い、結果を公表するとともに、提</u></p>

改正案	現行
<p data-bbox="168 355 315 384">5. その他</p> <p data-bbox="241 400 342 429"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="192 595 1104 767"><u>本事業は、令和 10 年度を越えない範囲で計画期間 5 年間以内の「特定水域合流式下水道改善事業計画」を作成し、事業着手した地方公共団体で以下の要件を全て満たす地方公共団体に限り実施できるものとする。</u></p> <p data-bbox="230 783 1104 863"><u>イ) 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める全体事業費が 10 億円以上であること</u></p> <p data-bbox="230 879 1104 959"><u>ロ) 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に事業の費用便益比を記載し、事業の効果が確認できること</u></p> <p data-bbox="230 975 1104 1054"><u>ハ) 多様な主体による協議会等により地域の合意形成が図られていること</u></p> <p data-bbox="230 1070 1104 1150"><u>ニ) 河川事業等との連携を図りつつ、合流式下水道の改善対策を実施すること</u></p> <p data-bbox="230 1166 1104 1294"><u>ホ) 合流式下水道の雨天時放流水に起因した水質汚濁が発生している水域において、雨天後の水質調査により、水質環境基準値を超過するなど著しい水質汚濁が確認されていること</u></p> <p data-bbox="168 1353 723 1382">イー 7 - <u>(2)</u> - <u>⑤</u> 都市水害対策共同事業</p>	<p data-bbox="1193 212 2074 292"><u>出しようとする計画の中間年度終了時に中間評価を行い結果を公表することとし、併せて国へ提出するものとする。</u></p> <p data-bbox="1137 355 1285 384">5. その他</p> <p data-bbox="1167 400 2074 528"><u>本事業は、令和元年度より 1 年間以内に令和 5 年度を越えない範囲で計画期間 5 年間以内の「合流式下水道緊急改善計画」を作成し、事業着手した地方公共団体に限り実施できるものとする。</u></p> <p data-bbox="1149 595 1249 624"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1137 1353 1637 1382">イー 7 - <u>(5)</u> 都市水害対策共同事業</p>

改正案	現行
<p>1. 目的</p> <p>内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用することにより、効率的な浸水対策を推進することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行う事業のうち、下水道事業として実施するものをいう。</p> <p>① 交付対象事業の要件</p> <p>交付対象事業は、次のすべてに該当するものとする。</p> <p>(ア) 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与することであること。</p> <p>(イ) 本事業の実施について、下水道事業者と河川事業者との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。</p> <p>(ウ) 本事業の実施に当たり、下水道事業者と河川事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。</p> <p>② 対象となる施設</p> <p>(ア) ネットワーク化施設</p> <p>下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設をネットワーク化するための管渠及び相互に排水するために必要なポンプ</p>	<p>1. 目的</p> <p>内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用することにより、効率的な浸水対策を推進することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行う事業のうち、下水道事業として実施するものをいう。</p> <p>① 交付対象事業の要件</p> <p>交付対象事業は、次のすべてに該当するものとする。</p> <p>(ア) 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与することであること。</p> <p>(イ) 本事業の実施について、下水道事業者と河川事業者との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。</p> <p>(ウ) 本事業の実施に当たり、下水道事業者と河川事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。</p> <p>② 対象となる施設</p> <p>(ア) ネットワーク化施設</p> <p>下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設をネットワーク化するための管渠及び相互に排水するために必要なポンプ</p>

改正案	現行
<p>等の施設 (イ) その他共同で施設を利用するために必要な施設</p> <p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>イ－7－ (2)－⑥下水道整備推進重点化事業</p> <p>1. 目的 下水道整備を早期概成するため、効率的かつ適正な区域の設定や低コスト技術の採用、PPP/PFI手法の導入等により、迅速に下水道整備を行うことを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業の要件 「下水道整備推進重点化事業」とは、市町村（過疎市町村は除く。以下同じ。）が以下①に基づいて実施する、もしくは②に該当する地方公共団体が実施する下水道整備事業をいう。 ①「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」に基づき策定されたアクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）のうち、低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫により、一般的な下水道整備費用と比較して大幅なコスト削減を図るアクションプラン（以下、「重点アクションプラン」という。） ②アクションプランで定めた下水道整備目標を令和8年度に達成するとした場合の、当年度以降令和8年度までの年平均下水道整備進捗</p>	<p>等の施設 (イ) その他共同で施設を利用するために必要な施設</p> <p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>イ－7－ (6)下水道整備推進重点化事業</p> <p>1. 目的 下水道整備を早期概成するため、効率的かつ適正な区域の設定や低コスト技術の採用、PPP/PFI手法の導入等により、迅速に下水道整備を行うことを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業の要件 「下水道整備推進重点化事業」とは、市町村（過疎市町村は除く。以下同じ。）が以下①に基づいて実施する、もしくは②に該当する地方公共団体が実施する下水道整備事業をいう。 ①「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」に基づき策定されたアクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）のうち、低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫により、一般的な下水道整備費用と比較して大幅なコスト削減を図るアクションプラン（以下、「重点アクションプラン」という。） ②アクションプランで定めた下水道整備目標を令和8年度に達成するとした場合の、当年度以降令和8年度までの年平均下水道整備進捗</p>

改正案	現行
<p>率が、平成 28 年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率と同等以上かつ 2 倍以内である場合</p>	<p>率が、平成 28 年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率と同等以上かつ 2 倍以内である場合</p>
<p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する市町村とする。</p>	<p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する市町村とする。</p>
<p>4. 交付対象事業の内容 2. ①で重点アクションプランに位置付けられた、もしくは 2. ②に該当する地方公共団体が整備する汚水に係る管渠については、交付対象の市町村区分を、指定都市（甲）は指定都市（乙）、指定都市（乙）は一般市（甲）、一般市（甲）は一般市（乙）、一般市（乙）は一般市（丙）、一般市（丙）は町村、町村は過疎市町村として適用する。 ここでいう「交付対象の市町村区分」は、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき定める件（昭和 46 年建設省告示 1705 号、一部改正令和 3.3.31 告示第 289 号）に基づくものとする。</p>	<p>4. 交付対象事業の内容 2. ①で重点アクションプランに位置付けられた、もしくは 2. ②に該当する地方公共団体が整備する汚水に係る管渠については、交付対象の市町村区分を、指定都市（甲）は指定都市（乙）、指定都市（乙）は一般市（甲）、一般市（甲）は一般市（乙）、一般市（乙）は一般市（丙）、一般市（丙）は町村、町村は過疎市町村として適用する。 ここでいう「交付対象の市町村区分」は、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に基づき定める件（昭和 46 年建設省告示 1705 号、一部改正令和 3.3.31 告示第 289 号）に基づくものとする。</p>
<p>5. 重点アクションプランに定める主な事項及び社会資本総合整備計画への記載 ① 重点アクションプランに定める主な事項は次のとおりとする。 (a) 下水道事業の整備目標 (b) 目標年次 (c) 概算事業費 (d) 低コスト技術の採用、PPP/PFI 手法の導入等高度な創</p>	<p>5. 重点アクションプランに定める主な事項及び社会資本総合整備計画への記載 ① 重点アクションプランに定める主な事項は次のとおりとする。 (a) 下水道事業の整備目標 (b) 目標年次 (c) 概算事業費 (d) 低コスト技術の採用、PPP/PFI 手法の導入等高度な創</p>

改正案	現行
<p>意工夫の内容 (e) その他必要な事項</p> <p>② 市町村が重点アクションプランを定めた場合には、これを社会資本総合整備計画に記載するものとする。</p> <p>イー7ー <u>(2)</u> - <u>⑦</u> 下水道ストックマネジメント支援制度</p> <p>1. 目的 下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うことにより、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする。</p> <p>2. 定義 「下水道ストックマネジメント計画」とは、下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「ストックマネジメント」とは、リスク評価に基づく対策の優先順位付けを行い、中長期的な視点から施設全体を計画的かつ効率的に管理することをいう。</p> <p>3. 交付対象事業 ① 下水道ストックマネジメント計画の策定 イー7ー <u>(2)</u> - <u>①</u> からイー7ー <u>(2)</u> - <u>⑥</u> まで又はイー7ー <u>(2)</u> - <u>⑧</u> からイー7ー <u>(2)</u> - <u>⑩</u> までのいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下</p>	<p>意工夫の内容 (e) その他必要な事項</p> <p>② 市町村が重点アクションプランを定めた場合には、これを社会資本総合整備計画に記載するものとする。</p> <p>イー7ー <u>(7)</u> 下水道ストックマネジメント支援制度</p> <p>1. 目的 下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うことにより、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする。</p> <p>2. 定義 「下水道ストックマネジメント計画」とは、下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「ストックマネジメント」とは、リスク評価に基づく対策の優先順位付けを行い、中長期的な視点から施設全体を計画的かつ効率的に管理することをいう。</p> <p>3. 交付対象事業 ① 下水道ストックマネジメント計画の策定 イー7ー <u>(1)</u> からイー7ー <u>(6)</u> まで又はイー7ー <u>(9)</u> からイー7ー <u>(11)</u> までのいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストッ</p>

改正案	現行
<p>水道ストックマネジメント計画」の策定</p> <p>② 「下水道ストックマネジメント計画」に基づく、計画的な改築で、 <u>イー7ー(2)ー①</u>から<u>イー7ー(2)ー⑥</u>まで又は<u>イー7ー(2)ー⑧</u>から<u>イー7ー(2)ー⑩</u>までのいずれかの要件に合致するもの</p> <p>4. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>5. 下水道ストックマネジメント計画の社会資本総合整備計画への記載 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本整備計画に、「下水道ストックマネジメント計画」を記載するものとする。(「下水道ストックマネジメント計画」の策定を行う場合を除く。)</p> <p>6. 留意事項 平成28年度より、施設の改築に対する交付は「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定することとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>イー7ー(2)ー⑧</u>下水道広域化推進総合事業</p> <p>1. 目的 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整</p>	<p>クマネジメント計画」の策定</p> <p>② 「下水道ストックマネジメント計画」に基づく、計画的な改築で、 イー7ー<u>(1)</u>からイー7ー<u>(6)</u>まで又はイー7ー<u>(9)</u>からイー7ー<u>(11)</u>までのいずれかの要件に合致するもの</p> <p>4. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>5. 下水道ストックマネジメント計画の社会資本総合整備計画への記載 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本整備計画に、「下水道ストックマネジメント計画」を記載するものとする。(「下水道ストックマネジメント計画」の策定を行う場合を除く。)</p> <p>6. 留意事項 平成28年度より、施設の改築に対する交付は「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定することとする。</p> <p><u>イー7ー(8)削除</u></p> <p><u>イー7ー(9)</u>下水道広域化推進総合事業</p> <p>1. 目的 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整</p>

改正案	現行
<p>備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>① 計画策定等</p> <p>(ア) 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定</p> <p>(イ) 複数の地方公共団体が共同で利用するシステムの整備</p> <p>② 交付対象施設</p> <p>(ア) 共同水質検査施設 下水等の水質検査施設。</p> <p>(イ) 移動式汚泥処理施設 複数の終末処理場を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理するための汚泥脱水機等を搭載した車両等。</p> <p>(ウ) 汚泥運搬施設 下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の汚水処理施設等から発生する汚泥を運搬する車両等。</p> <p>(エ) 汚泥処理施設 下水汚泥等の処理施設及びこれを補完する施設。</p> <p>(オ) 共同管理施設 汚水処理施設の遠隔監視・制御施設等の管理施設。</p> <p>(カ) し尿受入施設 し尿を受け入れるための前処理施設、ポンプ施設、管渠等。</p> <p>(キ) 汚水処理施設の統合に必要な施設 汚水処理施設の統合に必要な管きよ等の施設や既存施設を有効活用した調整池等の施設。</p>	<p>備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>① 計画策定等</p> <p>(ア) 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定</p> <p>(イ) 複数の地方公共団体が共同で利用するシステムの整備</p> <p>② 交付対象施設</p> <p>(ア) 共同水質検査施設 下水等の水質検査施設。</p> <p>(イ) 移動式汚泥処理施設 複数の終末処理場を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理するための汚泥脱水機等を搭載した車両等。</p> <p>(ウ) 汚泥運搬施設 下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の汚水処理施設等から発生する汚泥を運搬する車両等。</p> <p>(エ) 汚泥処理施設 下水汚泥等の処理施設及びこれを補完する施設。</p> <p>(オ) 共同管理施設 汚水処理施設の遠隔監視・制御施設等の管理施設。</p> <p>(カ) し尿受入施設 し尿を受け入れるための前処理施設、ポンプ施設、管渠等。</p> <p>(キ) 汚水処理施設の統合に必要な施設 汚水処理施設の統合に必要な管きよ等の施設。<u>(新設)</u></p> <p>(ク) その他本事業を実施するに当たって必要な施設</p>

改正案	現行
<p>(ク) その他本事業を実施するに当たって必要な施設</p> <p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、地方公共団体とする。 なお、流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 に基づき、関係する市町村（一部事務組合を含む。）から汚泥処理に係る事務を委託された、流域下水道及び公共下水道の管理者たる都道府県を交付対象とする。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>① 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合 下水道以外の汚水処理施設と共同で汚水処理を実施する場合は、下水道事業の処理人口及び処理水量が、対象としている地域において最大である場合に限る。ただし、2. ②（カ）及び（キ）については、この限りではない。 なお、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとする。また、地方負担分等は、地方公共団体の各担当部局で協議して定めるものとする。</p> <p>② 複数の地方公共団体で事業を実施する場合 （ア）施設の配置、改築及び維持管理 2. の②の（ア）、（エ）、（オ）、（カ）及び（キ）の施設の設置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則とし、また、2. の②の（イ）及び（ウ）の施設の設置、改築及び維持管理は、1 つの地方公共団体が代表して行うこと</p>	<p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、地方公共団体とする。 なお、流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 に基づき、関係する市町村（一部事務組合を含む。）から汚泥処理に係る事務を委託された、流域下水道及び公共下水道の管理者たる都道府県を交付対象とする。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>① 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合 下水道以外の汚水処理施設と共同で汚水処理を実施する場合は、下水道事業の処理人口及び処理水量が、対象としている地域において最大である場合に限る。ただし、2. ②（カ）及び（キ）については、この限りではない。 なお、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとする。また、地方負担分等は、地方公共団体の各担当部局で協議して定めるものとする。</p> <p>② 複数の地方公共団体で事業を実施する場合 （ア）施設の配置、改築及び維持管理 2. の②の（ア）、（エ）、（オ）、（カ）及び（キ）の施設の設置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則とし、また、2. の②の（イ）及び（ウ）の施設の設置、改築及び維持管理は、1 つの地方公共団体が代表して行うこと</p>

改正案	現行
<p>ができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。</p> <p>(イ) 1つの地方公共団体が代表して行う場合</p> <p>(ア) により施設の設置、改築及び維持管理を1つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。</p> <p>(ウ) 交付対象及び経費負担</p> <p>原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、経費負担の割合及び負担方法等については関係団体で協議し、規約を定めるものとする。</p> <p>③ 下水道の有効利用に係る事業については、イー7ー (2) - ⑨「下水道リノベーション推進総合事業」として実施するものとする。</p> <p>④ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。</p> <p>⑤ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。</p> <p>イー7ー (2) - ⑨下水道リノベーション推進総合事業</p> <p>1. 目的</p> <p>下水道リノベーションの取組を計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の経営改善及び地球温暖化防止を図るとともに、エネルギー拠点や防災拠点として地域に貢献することを目的とする。</p>	<p>ができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。</p> <p>(イ) 1つの地方公共団体が代表して行う場合</p> <p>(ア) により施設の設置、改築及び維持管理を1つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。</p> <p>(ウ) 交付対象及び経費負担</p> <p>原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、経費負担の割合及び負担方法等については関係団体で協議し、規約を定めるものとする。</p> <p>③ 下水道の有効利用に係る事業については、イー7ー (10)「下水道リノベーション推進総合事業」として実施するものとする。</p> <p>④ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。</p> <p>⑤ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。</p> <p>イー7ー (10) 下水道リノベーション推進総合事業</p> <p>1. 目的</p> <p>下水道リノベーションの取組を計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の経営改善及び地球温暖化防止を図るとともに、エネルギー拠点や防災拠点として地域に貢献することを目的とする。</p>

改正案	現行
<p>2. 交付対象事業</p> <p>① 下水道リノベーションに係る計画策定 下水汚泥等の下水道資源の有効利用に向けた計画の策定や計画策定に必要な調査に係る経費に限る。</p> <p>② 未利用エネルギー活用事業（下水及び下水処理水の熱やバイオマス等を有効利用し、環境への負荷削減、省エネルギー、新エネルギー対策等を図る事業をいう。）</p> <p>(a) 下水熱を利用することが経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）及びその附帯施設の整備。</p> <p>(b) 下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した下水道バイオガスをエネルギーとして処理場内で活用するために必要な施設のうち、下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設の整備（有効利用するバイオマスの2分の1以上を下水汚泥が占める場合に限る。）</p> <p>(c) 下水道バイオガスを処理場で活用するため必要なバイオガス精製装置、圧縮機等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備（下水処理場内に設置するものに限る。）。ただし、下水道バイオガスを公共又は公益の用途に活用するものであって、かつ下水道バイオガスの活用が、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置づけられているものに限る。</p> <p>(d) 下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが、地域</p>	<p>2. 交付対象事業</p> <p>① 下水道リノベーションに係る計画策定 下水汚泥等の下水道資源の有効利用に向けた計画の策定や計画策定に必要な調査に係る経費に限る。</p> <p>② 未利用エネルギー活用事業（下水及び下水処理水の熱やバイオマス等を有効利用し、環境への負荷削減、省エネルギー、新エネルギー対策等を図る事業をいう。）</p> <p>(a) 下水熱を利用することが経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）及びその附帯施設の整備。</p> <p>(b) 下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した下水道バイオガスをエネルギーとして処理場内で活用するために必要な施設のうち、下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設の整備（有効利用するバイオマスの2分の1以上を下水汚泥が占める場合に限る。）</p> <p>(c) 下水道バイオガスを処理場で活用するため必要なバイオガス精製装置、圧縮機等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備（下水処理場内に設置するものに限る。）。ただし、下水道バイオガスを公共又は公益の用途に活用するものであって、かつ下水道バイオガスの活用が、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置づけられているものに限る。</p> <p>(d) 下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが、地域</p>

改正案	現行
<p>全体で効率的であると認められる地域において、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に燃料等として有効利用するために必要な、下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な施設の整備(下水道施設として整備するものに限る。)</p> <p>③ 積雪対策推進事業(下水処理水の供給による積雪排除や下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水及び下水処理水の熱の活用等により、積雪対策の推進を図る事業をいう。)</p> <p>(a) 積雪対策に資する公共下水道、流域下水道、都市下水路の整備であって、次に掲げる施設の整備。</p> <p>a) 主要な流雪水路、融雪水路及びこれらに附属する投雪口等、並びにこれらを補完するポンプ施設、流融雪用水取水施設等の施設(なお、本施設は、雨水を排除するための管渠と効用を兼ねて設置するものとする。)</p> <p>b) 処理水供給施設</p> <p>c) 融雪槽(原則として調整池等と効用を兼ねて設置するものに限る。)</p> <p>d) 熱利用に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設(熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。)並びにその附帯施設</p> <p>(b) 下水熱を利用した積雪対策に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設(熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。)並びにその附帯施設(下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において行うものに限る。)</p> <p>④ 再生資源活用事業(湯水時の緊急対応としての下水処理水等の利</p>	<p>全体で効率的であると認められる地域において、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に燃料等として有効利用するために必要な、下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な施設の整備(下水道施設として整備するものに限る。)</p> <p>③ 積雪対策推進事業(下水処理水の供給による積雪排除や下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水及び下水処理水の熱の活用等により、積雪対策の推進を図る事業をいう。)</p> <p>(a) 積雪対策に資する公共下水道、流域下水道、都市下水路の整備であって、次に掲げる施設の整備。</p> <p>a) 主要な流雪水路、融雪水路及びこれらに附属する投雪口等、並びにこれらを補完するポンプ施設、流融雪用水取水施設等の施設(なお、本施設は、雨水を排除するための管渠と効用を兼ねて設置するものとする。)</p> <p>b) 処理水供給施設</p> <p>c) 融雪槽(原則として調整池等と効用を兼ねて設置するものに限る。)</p> <p>d) 熱利用に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設(熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。)並びにその附帯施設</p> <p>(b) 下水熱を利用した積雪対策に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設(熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。)並びにその附帯施設(下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において行うものに限る。)</p> <p>④ 再生資源活用事業(湯水時の緊急対応としての下水処理水等の利</p>

改正案	現行
<p>活用や下水汚泥を用いた建設資材の利用により再生資源の活用を図る事業をいう。)</p> <p>(a) 渇水時の下水処理水の緊急的使用が有効と認められる地域において、渇水時に下水処理水を緊急的に使用するための取水施設及び緊急的処理水送水施設等を整備する事業のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業。</p> <p>a) 下水処理水の取水及び散水車等への積み込みのために必要な取水・給水施設（ポンプ及びその附帯施設を含む。）の建設</p> <p>b) 渇水期に緊急的に下水処理水を送水するために必要な送水管、ポンプ及びそれらの附帯施設の取得</p> <p>(b) 下水汚泥を用いた建設資材を使用する下水道建設事業を実施する事業。</p> <p>⑤ 防災拠点化施設整備事業</p> <p>災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた下水道施設(敷地面積 2 ha 以上の防災拠点及び避難地に限る。)に備蓄倉庫及び耐震性貯水槽を設置する事業。</p> <p>ただし、三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域）に位置する都市、政令指定市、県庁所在都市及び中核市における DID 地域を含む地区にあっては、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地として位置付けられた敷地面積 1 ha 以上の下水道施設に設置するもの。</p> <p>令和 2 年度から 3 年間以内に計画され、かつ計画されてから 5 年間以内に設置するものに限る。</p>	<p>活用や下水汚泥を用いた建設資材の利用により再生資源の活用を図る事業をいう。)</p> <p>(a) 渇水時の下水処理水の緊急的使用が有効と認められる地域において、渇水時に下水処理水を緊急的に使用するための取水施設及び緊急的処理水送水施設等を整備する事業のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業。</p> <p>a) 下水処理水の取水及び散水車等への積み込みのために必要な取水・給水施設（ポンプ及びその附帯施設を含む。）の建設</p> <p>b) 渇水期に緊急的に下水処理水を送水するために必要な送水管、ポンプ及びそれらの附帯施設の取得</p> <p>(b) 下水汚泥を用いた建設資材を使用する下水道建設事業を実施する事業。</p> <p>⑤ 防災拠点化施設整備事業</p> <p>災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた下水道施設(敷地面積 2 ha 以上の防災拠点及び避難地に限る。)に備蓄倉庫及び耐震性貯水槽を設置する事業。</p> <p>ただし、三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域）に位置する都市、政令指定市、県庁所在都市及び中核市における DID 地域を含む地区にあっては、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地として位置付けられた敷地面積 1 ha 以上の下水道施設に設置するもの。</p> <p>令和 2 年度から 3 年間以内に計画され、かつ計画されてから 5 年間以内に設置するものに限る。</p>

改正案	現行
<p>⑥ 下水処理水・雨水再利用事業</p> <p>下水処理水の再利用、雨水の再利用を図るものであって、地方公共団体が処理施設、送水施設、ポンプ施設、貯留施設及び附帯施設を整備する事業のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(a) 次のいずれかの要件のもとに、下水処理水を再生水として利用するもの。</p> <p>a) 湯水のある、又はそのおそれのある地域で実施すること。</p> <p>b) 水資源開発促進法に基づき、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の推進を図る必要があるとされている地域で実施すること。</p> <p>c) 湖沼、水道水源等、汚濁総量を削減する必要がある地域で実施すること。</p> <p>d) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。</p> <p>(b) 次のいずれかの要件のもとに、雨水を利用するもの。</p> <p>a) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。</p> <p>b) 貯留、処理し、雑用水、防火用水等として利用すること。</p> <p>⑦ その他、イー７ー <u>(2)</u> - <u>⑧</u> 2. の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業。</p> <p>3. 交付対象</p> <p>本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p>	<p>⑥ 下水処理水・雨水再利用事業</p> <p>下水処理水の再利用、雨水の再利用を図るものであって、地方公共団体が処理施設、送水施設、ポンプ施設、貯留施設及び附帯施設を整備する事業のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(a) 次のいずれかの要件のもとに、下水処理水を再生水として利用するもの。</p> <p>a) 湯水のある、又はそのおそれのある地域で実施すること。</p> <p>b) 水資源開発促進法に基づき、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の推進を図る必要があるとされている地域で実施すること。</p> <p>c) 湖沼、水道水源等、汚濁総量を削減する必要がある地域で実施すること。</p> <p>d) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。</p> <p>(b) 次のいずれかの要件のもとに、雨水を利用するもの。</p> <p>a) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。</p> <p>b) 貯留、処理し、雑用水、防火用水等として利用すること。</p> <p>⑦ その他、イー７ー <u>(9)</u> 2. の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業。</p> <p>3. 交付対象</p> <p>本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p>

改正案	現行
<p>4. 留意事項</p> <p>① 未利用エネルギー活用事業について、下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理する場合には、事業主体は、あらかじめ事業の内容について、当該事業に関係する都道府県又は市町村の廃棄物処理担当部局等と協議を行うとともに、事業の実施について連携を図ること。</p> <p>② 積雪対策推進事業について事業実施に際しては、他の除排雪事業とも連携を図り、都市の総合的な積雪対策に資するよう、計画的な事業実施に努めること。</p> <p>なお、交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。</p> <p>(a) 豪雪地帯の区域内であること。</p> <p>(b) 集水面積 10ha 以上のものであること。</p> <p>(c) 積雪指数 5,000 以上のものであること。</p> <p>(積雪指数＝除雪戸数×積雪日数) (除雪戸数：積雪排除が可能な戸数)</p> <p>③ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。</p> <p>イー7ー (2) - ⑩新世代下水道支援事業制度</p> <p>1. 目的</p> <p>本事業の実施により、良好な水循環の維持・回復への貢献、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的とする。</p>	<p>4. 留意事項</p> <p>① 未利用エネルギー活用事業について、下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理する場合には、事業主体は、あらかじめ事業の内容について、当該事業に関係する都道府県又は市町村の廃棄物処理担当部局等と協議を行うとともに、事業の実施について連携を図ること。</p> <p>② 積雪対策推進事業について事業実施に際しては、他の除排雪事業とも連携を図り、都市の総合的な積雪対策に資するよう、計画的な事業実施に努めること。</p> <p>なお、交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。</p> <p>(a) 豪雪地帯の区域内であること。</p> <p>(b) 集水面積 10ha 以上のものであること。</p> <p>(c) 積雪指数 5,000 以上のものであること。</p> <p>(積雪指数＝除雪戸数×積雪日数) (除雪戸数：積雪排除が可能な戸数)</p> <p>③ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。</p> <p>イー7ー (1.1) 新世代下水道支援事業制度</p> <p>1. 目的</p> <p>本事業の実施により、良好な水循環の維持・回復への貢献、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的とする。</p>

改正案	現行
<p>2. 定義</p> <p>本事業に基づく各事業の定義は次のとおりとする。</p> <p>① 水環境創造事業</p> <p>(ア) 水循環再生型</p> <p>雨水の貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(a) 公共用水域の水質保全、渇水に対する安全度の向上、都市防災用水の確保等の社会的ニーズに対応するため、下水道事業と河川事業等とが連携・共同して行う、下水処理水の上流還元や小規模な下水処理施設設置による河川等の流量の確保、調節池を活用した合流式下水道越流水質の改善、下水道による河川直接浄化施設汚泥等の処理、河川水の導水の目的を兼ねる下水管渠の設置等の事業のうち、次のすべてに該当するもの。</p> <p>a) 本事業に係る連携・共同事業の実施について、本事業の事業主体と相手事業の事業主体の間で相互の合意がなされていること又はなされることが确实と見込まれること。</p> <p>b) 当該連携・共同事業が、全体として水環境の保全に効率的、経済的に寄与するものであること。</p> <p>c) 当該連携・共同事業の実施に当たり、本事業と相手事業との間で費用の負担その他の事項について適切な分</p>	<p>2. 定義</p> <p>本事業に基づく各事業の定義は次のとおりとする。</p> <p>① 水環境創造事業</p> <p>(ア) 水循環再生型</p> <p>雨水の貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(a) 公共用水域の水質保全、渇水に対する安全度の向上、都市防災用水の確保等の社会的ニーズに対応するため、下水道事業と河川事業等とが連携・共同して行う、下水処理水の上流還元や小規模な下水処理施設設置による河川等の流量の確保、調節池を活用した合流式下水道越流水質の改善、下水道による河川直接浄化施設汚泥等の処理、河川水の導水の目的を兼ねる下水管渠の設置等の事業のうち、次のすべてに該当するもの。</p> <p>a) 本事業に係る連携・共同事業の実施について、本事業の事業主体と相手事業の事業主体の間で相互の合意がなされていること又はなされることが确实と見込まれること。</p> <p>b) 当該連携・共同事業が、全体として水環境の保全に効率的、経済的に寄与するものであること。</p> <p>c) 当該連携・共同事業の実施に当たり、本事業と相手事業との間で費用の負担その他の事項について適切な分</p>

改正案	現行
<p>担が行われているものであること。</p> <p>(b) 次のいずれかの要件のもとに、雨水の貯留浸透を行い、雨水流出抑制、地下水涵養を図るもの。</p> <p>a) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造を行うこと。</p> <p>b) 水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制の必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。</p> <p>c) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。</p> <p>(c) 公共下水道雨水渠や都市下水路等を利用し、良好な水辺空間を整備するために、これらの施設に沿って、せせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の設置を行うもの。</p> <p>(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型</p> <p>雨天時に宅地や道路等の市街地の面源から公共用水域に流入する汚濁負荷(ノンポイント汚濁負荷)及び下水道未整備地域から発生する生活雑排水により都市下水路等の水路や湖沼等の公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(a) 水質保全上重要な湖沼等の公共用水域に流入する初期雨水又は雑排水が、当該公共用水域の水質汚濁の原因とな</p>	<p>担が行われているものであること。</p> <p>(b) 次のいずれかの要件のもとに、雨水の貯留浸透を行い、雨水流出抑制、地下水涵養を図るもの。</p> <p>a) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造を行うこと。</p> <p>b) 水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制の必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。</p> <p>c) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。</p> <p>(c) 公共下水道雨水渠や都市下水路等を利用し、良好な水辺空間を整備するために、これらの施設に沿って、せせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の設置を行うもの。</p> <p>(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型</p> <p>雨天時に宅地や道路等の市街地の面源から公共用水域に流入する汚濁負荷(ノンポイント汚濁負荷)及び下水道未整備地域から発生する生活雑排水により都市下水路等の水路や湖沼等の公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(a) 水質保全上重要な湖沼等の公共用水域に流入する初期雨水又は雑排水が、当該公共用水域の水質汚濁の原因とな</p>

改正案	現行
<p>っている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。</p> <p>(b) 流入する雑排水又は初期雨水により、当該水路の水質悪化が著しく、周辺生活環境に悪影響を与えている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。</p> <p>② 機能高度化促進事業</p> <p>(ア) 新技術活用型</p> <p>下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、新技術の普及と効率的な事業の執行を図るもので、次のいずれかの技術を採用するもの。</p> <p>(a) 国土交通省又は日本下水道事業団が開発した技術。</p> <p>(b) 官民共同で開発した技術。</p> <p>(c) その他、建設費の軽減、用地面積の縮小、省資源・省エネルギーにより維持管理費の削減等が図られることから、適用が適当と考えられる技術で、一定の評価を受けるもの。</p> <p>(イ) ICT 活用型</p> <p>下水道管渠に一般利用を兼ねた光ファイバーケーブルを設置し、事業所や一般家庭の排水量の自動検針等を行うものであって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(a) 継続して公共下水道又は流域下水道に下水を排除している事業所又は家庭からの排水水質等を適正に管理することが終末処理場からの放流水の水質向上に寄与し、ひいては公共用水域の水質保全に有効であると認められる地</p>	<p>っている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。</p> <p>(b) 流入する雑排水又は初期雨水により、当該水路の水質悪化が著しく、周辺生活環境に悪影響を与えている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。</p> <p>② 機能高度化促進事業</p> <p>(ア) 新技術活用型</p> <p>下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、新技術の普及と効率的な事業の執行を図るもので、次のいずれかの技術を採用するもの。</p> <p>(a) 国土交通省又は日本下水道事業団が開発した技術。</p> <p>(b) 官民共同で開発した技術。</p> <p>(c) その他、建設費の軽減、用地面積の縮小、省資源・省エネルギーにより維持管理費の削減等が図られることから、適用が適当と考えられる技術で、一定の評価を受けるもの。</p> <p>(イ) ICT 活用型</p> <p>下水道管渠に一般利用を兼ねた光ファイバーケーブルを設置し、事業所や一般家庭の排水量の自動検針等を行うものであって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(a) 継続して公共下水道又は流域下水道に下水を排除している事業所又は家庭からの排水水質等を適正に管理することが終末処理場からの放流水の水質向上に寄与し、ひいては公共用水域の水質保全に有効であると認められる地</p>

改正案	現行
<p>域において、下水道管理の効率化、高度化のため、主要な事業所又は家庭と処理場等を光ファイバーで結び、排水水質等の常時監視を行うシステムを構築するもの。</p> <p>(b) 下水道管理上の必要性から、下水処理水を再生利用している施設における使用量をリアルタイムで把握するための自動検針システムを構築するもの。</p> <p>(c) 地域の経済社会の状況と見通し、道路の空中占用の状況、電線共同溝等の公共収容空間の整備の状況、地元地方公共団体の情報化への取組状況、民間事業者の利用見込み等を総合的に判断し、国、地方公共団体（下水道管理者以外の者）、第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送施設者（以下「下水道管渠占有者」という。）が下水道暗渠を利用して通信用の光ファイバーを設置する蓋然性が高いと判断される地域において、下水道管渠占有者に対して効率的な空間占有を行わせること及び下水道管渠の維持管理への支障を最低限に抑えることを目的にした「さやケーブル」又は「サス外装ケーブル」を下水道管理用光ファイバーの設置に併せて、一体のケーブルとして設置するもの。</p> <p>3. 交付対象事業 交付対象事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>① 水環境創造事業 (ア) 水循環再生型 (a) 2. ① (ア) (a)に該当するもの</p>	<p>域において、下水道管理の効率化、高度化のため、主要な事業所又は家庭と処理場等を光ファイバーで結び、排水水質等の常時監視を行うシステムを構築するもの。</p> <p>(b) 下水道管理上の必要性から、下水処理水を再生利用している施設における使用量をリアルタイムで把握するための自動検針システムを構築するもの。</p> <p>(c) 地域の経済社会の状況と見通し、道路の空中占用の状況、電線共同溝等の公共収容空間の整備の状況、地元地方公共団体の情報化への取組状況、民間事業者の利用見込み等を総合的に判断し、国、地方公共団体（下水道管理者以外の者）、第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送施設者（以下「下水道管渠占有者」という。）が下水道暗渠を利用して通信用の光ファイバーを設置する蓋然性が高いと判断される地域において、下水道管渠占有者に対して効率的な空間占有を行わせること及び下水道管渠の維持管理への支障を最低限に抑えることを目的にした「さやケーブル」又は「サス外装ケーブル」を下水道管理用光ファイバーの設置に併せて、一体のケーブルとして設置するもの。</p> <p>3. 交付対象事業 交付対象事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>① 水環境創造事業 (ア) 水循環再生型 (a) 2. ① (ア) (a)に該当するもの</p>

改正案	現行
<p>河川事業等との適切な連携・共同事業にあつては、下水道事業の負担部分のうち、イー７－<u>(2)</u>－<u>①</u>からイー７－<u>(2)</u>－<u>⑫</u>までの交付対象事業に相当する各部分</p> <p>(b) 2. ① (ア) の(b)に該当するもの</p> <p>a) 地方公共団体が事業主体の事業にあつては、雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造</p> <p>b) 個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成する事業にあつては、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び附帯の配管の設置</p> <p>(c) 2. ① (ア) の(c)に該当するもの</p> <p>地方公共団体が事業主体のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の整備</p> <p>(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型</p> <p>雑排水又は初期雨水による汚濁負荷を収集、貯留、処理、浸透するための管渠施設、ポンプ施設、貯留施設、処理施設（浸透ろ過、ろ材ろ過等のろ過処理施設、植生浄化水路、湿地帯等の植生浄化施設、礫間浄化等の接触浄化処理等）及び浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等）の整備</p> <p>② 機能高度化促進事業</p> <p>(ア) 新技術活用型</p> <p>下水道新技術の普及と効率的な事業の執行を図るため、下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、建設費又は維持管理費の低減、用地面積の縮小を図る事業。</p> <p>(イ) ICT 活用型</p> <p>(a) 下水道事業のうち、事業所又は家庭からの排水水質等の</p>	<p>河川事業等との適切な連携・共同事業にあつては、下水道事業の負担部分のうち、イー７－<u>(1)</u>からイー７－<u>(13)</u>までの交付対象事業に相当する各部分</p> <p>(b) 2. ① (ア) の(b)に該当するもの</p> <p>a) 地方公共団体が事業主体の事業にあつては、雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造</p> <p>b) 個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成する事業にあつては、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び附帯の配管の設置</p> <p>(c) 2. ① (ア) の(c)に該当するもの</p> <p>地方公共団体が事業主体のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の整備</p> <p>(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型</p> <p>雑排水又は初期雨水による汚濁負荷を収集、貯留、処理、浸透するための管渠施設、ポンプ施設、貯留施設、処理施設（浸透ろ過、ろ材ろ過等のろ過処理施設、植生浄化水路、湿地帯等の植生浄化施設、礫間浄化等の接触浄化処理等）及び浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等）の整備</p> <p>② 機能高度化促進事業</p> <p>(ア) 新技術活用型</p> <p>下水道新技術の普及と効率的な事業の執行を図るため、下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、建設費又は維持管理費の低減、用地面積の縮小を図る事業。</p> <p>(イ) ICT 活用型</p> <p>(a) 下水道事業のうち、事業所又は家庭からの排水水質等の</p>

改正案	現行
<p>常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体、下水道管理上の必要性から、処理水の再生利用を行うため終末処理場から事業所又は家庭に送水した処理水量の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体が行う次に掲げるもの。</p> <p>a) 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器及びその附帯施設の整備。</p> <p>b) 測定データを送信するために必要な通信設備（通信線を含む。）及びその附帯施設の整備。</p> <p>c) 収集したデータを集計・分析するために必要な機器の設置。</p> <p>(b) 後で光ファイバー芯線を送通することのできる中空管により構成されるケーブルである「さやケーブル」又は光ファイバー芯線をテープ状にした光ファイバーテープ芯線がスペーサーの溝型の収容空間に集積され、その周囲がステンレス防護テープとプラスチック被覆からなる被覆層で二重に被覆されたケーブルである「サス外装ケーブル」を整備する事業。</p> <p>4. 交付対象</p> <p>① 2. に掲げる事業のうち、①の（ア）及び（イ）並びに②の（ア）については、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者とする。</p> <p>② 2. に掲げる事業のうち、②の（イ）については、公共下水道管理者又は流域下水道管理者とする。</p>	<p>常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体、下水道管理上の必要性から、処理水の再生利用を行うため終末処理場から事業所又は家庭に送水した処理水量の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体が行う次に掲げるもの。</p> <p>a) 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器及びその附帯施設の整備。</p> <p>b) 測定データを送信するために必要な通信設備（通信線を含む。）及びその附帯施設の整備。</p> <p>c) 収集したデータを集計・分析するために必要な機器の設置。</p> <p>(b) 後で光ファイバー芯線を送通することのできる中空管により構成されるケーブルである「さやケーブル」又は光ファイバー芯線をテープ状にした光ファイバーテープ芯線がスペーサーの溝型の収容空間に集積され、その周囲がステンレス防護テープとプラスチック被覆からなる被覆層で二重に被覆されたケーブルである「サス外装ケーブル」を整備する事業。</p> <p>4. 交付対象</p> <p>① 2. に掲げる事業のうち、①の（ア）及び（イ）並びに②の（ア）については、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者とする。</p> <p>② 2. に掲げる事業のうち、②の（イ）については、公共下水道管理者又は流域下水道管理者とする。</p>

改正案	現行
<p>5. 留意事項</p> <p>① 維持管理 事業主体は、完成した施設等について維持管理の方法を定め、本事業の目的が達成されるよう適切な維持管理を行う。</p> <p>② 水環境創造事業水循環再生型について 個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。</p> <p>イー7— <u>(2)</u> —⑩下水道地域活力向上計画策定事業</p> <p>1. 目的 PPP/PFI 手法の活用やデジタル化を含む下水道施設（下水道事業と一体的に実施する他の汚水処理施設を含む。）の整備・管理の広域化・効率化及び PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用を促進する地域活力向上計画を策定する地方公共団体に対して、必要な支援を行うことにより、地域活力の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業 「下水道地域活力向上計画策定事業」とは、地方公共団体において行われる下水道事業の広域化・効率化や下水道資源の有効利用に向けた次に掲げる事業とする。 (ア) PPP/PFI 手法の活用やデジタル化を含む下水道施設（下水道</p>	<p>5. 留意事項</p> <p>① 維持管理 事業主体は、完成した施設等について維持管理の方法を定め、本事業の目的が達成されるよう適切な維持管理を行う。</p> <p>② 水環境創造事業水循環再生型について 個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。</p> <p>イー7— <u>(12)</u> 下水道地域活力向上計画策定事業</p> <p>1. 目的 PPP/PFI 手法の活用やデジタル化を含む下水道施設（下水道事業と一体的に実施する他の汚水処理施設を含む。）の整備・管理の広域化・効率化及び PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用を促進する地域活力向上計画を策定する地方公共団体に対して、必要な支援を行うことにより、地域活力の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業 「下水道地域活力向上計画策定事業」とは、地方公共団体において行われる下水道事業の広域化・効率化や下水道資源の有効利用に向けた次に掲げる事業とする。 (ア) PPP/PFI 手法の活用やデジタル化を含む下水道施設（下水道</p>

改正案	現行
<p>事業と一体的に実施する他の汚水処理施設を含む。)の整備・管理の広域化・効率化に係る計画の策定とこれに伴う調査の実施 (イ) PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画の策定</p> <p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>4. 留意事項 2. 交付対象事業に掲げた(ア)、(イ)の計画については、それぞれ次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>① (ア)について</p> <p>(a) 広域化又は効率化の実施に関する事項 (b) PPP/PFI 手法又はデジタル化の導入可能性に係る検討を行う場合は、その検討に関する事項 (c) その他必要な事項</p> <p>② (イ)について</p> <p>(a) エネルギー利用又は農業利用に関する目標とその実施に関する事項 (b) PPP/PFI 手法の導入可能性に係る検討に関する事項 (c) その他必要な事項</p> <p>イー7ー <u>(2)</u> - ⑫ 下水道民間活力導入促進事業</p>	<p>事業と一体的に実施する他の汚水処理施設を含む。)の整備・管理の広域化・効率化に係る計画の策定とこれに伴う調査の実施 (イ) PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画の策定</p> <p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>4. 留意事項 2. 交付対象事業に掲げた(ア)、(イ)の計画については、それぞれ次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>① (ア)について</p> <p>(a) 広域化又は効率化の実施に関する事項 (b) PPP/PFI 手法又はデジタル化の導入可能性に係る検討を行う場合は、その検討に関する事項 (c) その他必要な事項</p> <p>② (イ)について</p> <p>(a) エネルギー利用又は農業利用に関する目標とその実施に関する事項 (b) PPP/PFI 手法の導入可能性に係る検討に関する事項 (c) その他必要な事項</p> <p>イー7ー <u>(13)</u> 下水道民間活力導入促進事業</p>

改正案	現行
<p>1. 目的 下水道事業におけるコンセッションの導入促進を図るとともに、コンセッション事業の適切な執行を確保することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業 コンセッション事業の実施に係るモニタリングのうち、対象工事に係る現場技術業務等（社会資本整備総合交付金交付申請等要領に定める測量設計費の対象に限る。）。</p> <p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>4. 留意事項 本事業は、施設整備を含むコンセッション事業と一体の整備計画に位置付けることとする。</p>	<p>1. 目的 下水道事業におけるコンセッションの導入促進を図るとともに、コンセッション事業の適切な執行を確保することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業 コンセッション事業の実施に係るモニタリングのうち、対象工事に係る現場技術業務等（社会資本整備総合交付金交付申請等要領に定める測量設計費の対象に限る。）。</p> <p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>4. 留意事項 本事業は、施設整備を含むコンセッション事業と一体の整備計画に位置付けることとする。</p>
<p>イー7ー <u>(2)</u> - ⑬ 内水浸水リスクマネジメント推進事業</p> <p>1. 目的 内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図の作成や情報・基盤整備を推進するとともに、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を行うことにより、内水浸水リスクの低減を図ることを目的とする。</p>	<p>イー7ー <u>(14)</u> 内水浸水リスクマネジメント推進事業</p> <p>1. 目的 内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図の作成や情報・基盤整備を推進するとともに、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を行うことにより、内水浸水リスクの低減を図ることを目的とする。</p>

改正案	現行
<p>2. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>3. 交付対象事業の内容</p> <p>① 内水浸水想定区域図の作成 浸水シミュレーション（簡易手法を含む。）等による内水浸水想定区域図の作成</p> <p>② 避難行動等に資する情報・基盤整備 （ア）住民等に避難行動等に資する情報を提供するための資料（内水ハザードマップ等）の作成 （イ）内水浸水のおそれがある区域内の住民等に対し、避難に資する情報（下水道施設の水位や雨量等のデータ）を提供するために必要な計測機器の設置及び情報伝達・配信システム等の整備</p> <p>③ 雨水管理総合計画の策定 地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定した上で、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める計画の策定</p> <p>イー7ー <u>(2)</u> - 14 下水道情報デジタル化支援事業</p> <p>1. 目的 下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、蓄積データを活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持</p>	<p>2. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>3. 交付対象事業の内容</p> <p>④ 内水浸水想定区域図の作成 浸水シミュレーション（簡易手法を含む。）等による内水浸水想定区域図の作成</p> <p>⑤ 避難行動等に資する情報・基盤整備 （ア）住民等に避難行動等に資する情報を提供するための資料（内水ハザードマップ等）の作成 （イ）内水浸水のおそれがある区域内の住民等に対し、避難に資する情報（下水道施設の水位や雨量等のデータ）を提供するために必要な計測機器の設置及び情報伝達・配信システム等の整備</p> <p>⑥ 雨水管理総合計画の策定 地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定した上で、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める計画の策定</p> <p>イー7ー <u>(15)</u> 下水道情報デジタル化支援事業</p> <p>1. 目的 下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、蓄積データを活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持</p>

改正案	現行
<p>続性を向上させることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業 地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などのデジタル化に係る業務等とする。</p> <p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>4. 留意事項 本事業は、令和8年度までの事業とする。</p> <p>イ-7- (2) -15下水道温室効果ガス削減推進事業</p> <p>1. 目的 地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する目標や施策を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業 「下水道温室効果ガス削減推進事業」（以下、本事業という。）とは、下水道事業の温室効果ガス削減に向けた次に掲げる事業とする。 （ア）地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な下水道施設等の</p>	<p>続性を向上させることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業 地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠等の施設情報や維持管理情報などのデジタル化に係る業務等とする。</p> <p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>4. 留意事項 本事業は、令和8年度までの事業とする。</p> <p>イ-7- (16) 下水道温室効果ガス削減推進事業</p> <p>1. 目的 地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する目標や施策を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業 「下水道温室効果ガス削減推進事業」（以下、本事業という。）とは、下水道事業の温室効果ガス削減に向けた次に掲げる事業とする。 （ア）地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な下水道施設等の</p>

改正案	現行
<p>調査・検討の実施 (イ) 温室効果ガスを削減する水処理施設等の運転に必要な計測機器や制御装置の整備</p> <p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>4. 留意事項 (ア) の事業終了後、速やかに地方公共団体実行計画に反映すること。</p> <p>イ－8－(1) 総合流域防災事業 1～3. (略) 4. 交付対象事業の要件 総合流域防災事業は、次の(1)から <u>(5)</u> までのいずれかの要件に該当するものとする。 (1) (略) <u>(削除)</u> <u>(2) 砂防事業</u> ①～④ (略) ⑤ 土砂・洪水氾濫対策等のための計画の作成又は変更 既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策 <u>又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策</u>のための計画の策定または変更で、次の全ての要件に該当するもの <u>ただし、計画策定の過程で実施する対象流域の抽出については、令和8年度までに実施されるものに限る</u></p>	<p>調査・検討の実施 (イ) 温室効果ガスを削減する水処理施設等の運転に必要な計測機器や制御装置の整備</p> <p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>4. 留意事項 (ア) の事業終了後、速やかに地方公共団体実行計画に反映すること。</p> <p>イ－8－(1) 総合流域防災事業 1～3. (略) 4. 交付対象事業の要件 総合流域防災事業は、次の(1)から <u>(6)</u> までのいずれかの要件に該当するものとする。 (1) (略) <u>(2) 洪水氾濫域減災対策事業</u> <u>(3) 砂防事業</u> ①～④ (略) ⑤ 土砂・洪水氾濫対策のための計画の作成又は変更 既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定または変更で、次の全ての要件に該当するもの</p>

改正案	現行
<p>ア 土砂・洪水氾濫対策 <u>又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木</u>を目的とした計画であること</p> <p>イ <u>土砂・洪水氾濫対策については</u>、国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討の手引き（案）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること</p> <p><u>土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策については、国土交通省砂防部資料「土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画の基本的な考え方（試行版）」</u>に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること</p> <p>ウ 土砂・洪水氾濫対策 <u>又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策</u>のための計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること</p> <p><u>(3)～(5)</u> (略)</p> <p>5. 各種計画との整合</p> <p>以下の各計画に基づき施行するものでなければならない。</p> <p>(1) 4. の(1)の①及び②については、河川法第16条の2に基づく河川整備計画に基づき施行するものでなければならない。</p> <p>(2) 4. の <u>(2)</u> の①については、「砂防法施行規程」(明治30年10月26日勅令382号)第8条の3に基づき作成された砂防工事全体計画</p> <p>(3) 4. の <u>(2)</u> の②については、地すべり等防止法第9条に基づき作成された地すべり防止工事基本計画</p> <p>イ-9 海岸事業 イ-9-(1) 高潮対策事業</p>	<p>ア 土砂・洪水氾濫対策を目的とした計画であること</p> <p>イ 国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討の手引き（案）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること</p> <p>ウ 土砂・洪水氾濫対策のための計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること</p> <p><u>(4)～(6)</u> (略)</p> <p>5. 各種計画との整合</p> <p>以下の各計画に基づき施行するものでなければならない。</p> <p>(1) 4. の(1)の①及び②については、河川法第16条の2に基づく河川整備計画に基づき施行するものでなければならない。</p> <p>(2) 4. の <u>(3)</u> の①については、「砂防法施行規程」(明治30年10月26日勅令382号)第8条の3に基づき作成された砂防工事全体計画</p> <p>(3) 4. の <u>(3)</u> の②については、地すべり等防止法第9条に基づき作成された地すべり防止工事基本計画</p> <p>イ-9 海岸事業 イ-9-(1) 高潮対策事業</p>

改正案	現行
<p>1. 交付対象 海岸管理者</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>(1) 高潮対策事業（(2) から (3) に規定する事業を除く。）は、以下の①から⑥までの要件を満たすものとする。</p> <p>① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。</p> <p>② 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。</p> <p>③ <u>社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。</u></p> <p><u>(ア) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域（以下「高潮浸水想定区域」という。）に指定されていること又は令和 7 年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</u></p> <p><u>(イ) 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条に規定する津波災害警戒区域（以下「津波災害警戒区域」という。）に指定されていること又は令和 7 年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</u></p> <p>④ 防護面積、防護人口が 5ha/km 以上又は 50 人/km 以上であること。</p> <p>ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的</p>	<p>1. 交付対象 海岸管理者</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>(1) 高潮対策事業（(2) から (3) に規定する事業を除く。）は、以下の①から④までの要件を満たすものとする。</p> <p>① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。</p> <p>② 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。</p> <p>③ 防護面積、防護人口が 5ha/km 以上又は 50 人/km 以上であること。</p> <p>ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的</p>

改正案	現行
<p>に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。</p> <p><u>⑤ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法（昭和31年法律第101号）第14条の2に規定する操作規則（以下「操作規則」という。）が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。</u></p> <p>⑥ 総事業費が、以下のとおりであること。</p> <p>（ア）都道府県が行うもの</p> <p>離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上 内地 1億円以上</p> <p>（イ）市町村が行うもの</p> <p>離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上 内地 1億円以上</p> <p>（2）～（4）省略</p> <p>イ－9－（2）侵食対策事業</p> <p>1. 交付対象</p> <p>海岸管理者</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>（1） 侵食対策事業は、以下の①から⑤までの要件を満たすものとする。</p> <p>① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。</p>	<p>に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。</p> <p>④ 総事業費が、以下のとおりであること。</p> <p>（ア）都道府県が行うもの</p> <p>離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上 内地 1億円以上</p> <p>（イ）市町村が行うもの</p> <p>離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上 内地 1億円以上</p> <p>（2）～（4）省略</p> <p>イ－9－（2）侵食対策事業</p> <p>1. 交付対象</p> <p>海岸管理者</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>（1） 侵食対策事業は、以下の①から④までの要件を満たすものとする。</p> <p>① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。</p>

改正案	現行																
<p>② 侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。</p> <p>③ 防護面積、防護人口が5ha/km以上又は50人以/km上であること。 ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。</p> <p><u>④ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。</u></p> <p>⑤ 総事業費が、以下のとおりであること。</p> <p>(ア) 都道府県が行うもの</p> <table border="0"> <tr> <td>離島・奄美・北海道・沖縄</td> <td>5千万円以上</td> </tr> <tr> <td>内地</td> <td>1億円以上</td> </tr> </table> <p>(イ) 市町村が行うもの</p> <table border="0"> <tr> <td>離島・奄美・北海道・沖縄</td> <td>5千万円以上</td> </tr> <tr> <td>内地</td> <td>1億円以上</td> </tr> </table>	離島・奄美・北海道・沖縄	5千万円以上	内地	1億円以上	離島・奄美・北海道・沖縄	5千万円以上	内地	1億円以上	<p>② 侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。</p> <p>③ 防護面積、防護人口が5ha/km以上又は50人以/km上であること。 ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。</p> <p>④ 総事業費が、以下のとおりであること。</p> <p>(ア) 都道府県が行うもの</p> <table border="0"> <tr> <td>離島・奄美・北海道・沖縄</td> <td>5千万円以上</td> </tr> <tr> <td>内地</td> <td>1億円以上</td> </tr> </table> <p>(イ) 市町村が行うもの</p> <table border="0"> <tr> <td>離島・奄美・北海道・沖縄</td> <td>5千万円以上</td> </tr> <tr> <td>内地</td> <td>1億円以上</td> </tr> </table>	離島・奄美・北海道・沖縄	5千万円以上	内地	1億円以上	離島・奄美・北海道・沖縄	5千万円以上	内地	1億円以上
離島・奄美・北海道・沖縄	5千万円以上																
内地	1億円以上																
離島・奄美・北海道・沖縄	5千万円以上																
内地	1億円以上																
離島・奄美・北海道・沖縄	5千万円以上																
内地	1億円以上																
離島・奄美・北海道・沖縄	5千万円以上																
内地	1億円以上																
<p>イ－９－（３）海岸耐震対策緊急事業</p> <p>1. 目的</p> <p>海岸耐震対策緊急事業は、堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資</p>	<p>イ－９－（３）海岸耐震対策緊急事業</p> <p>1. 目的</p> <p>海岸耐震対策緊急事業は、堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資</p>																

改正案	現行
<p>産の防護を図ることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象 海岸管理者</p> <p>3. 交付対象事業の要件 本事業は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑤までの要件（耐震性能調査にあつては①の要件）を満たすものとする。</p> <p>① 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の浸入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。 （ア）朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 （イ）東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した5. に規定する海岸耐震対策緊急事業計画（以下9-（3）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区であること。</p>	<p>産の防護を図ることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象 海岸管理者</p> <p>3. 交付対象事業の要件 本事業は、海岸法（<u>昭和31年法律第101号</u>）第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から③までの要件（耐震性能調査にあつては①の要件）を満たすものとする。</p> <p>① 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の浸入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。 （ア）朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸 （イ）東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した5. に規定する海岸耐震対策緊急事業計画（以下9-（3）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区であること。</p>

改正案	現行								
<p><u>③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。</u></p> <p><u>(ア) 高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</u></p> <p><u>(イ) 津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</u></p> <p><u>④ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数(少なくとも年1回)、実施されている施設であること。</u></p> <p>⑤ 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。</p> <table border="0" data-bbox="257 821 974 909"> <tr> <td>(ア) 都道府県が行うもの</td> <td>5千万円以上</td> </tr> <tr> <td>(イ) 市町村が行うもの</td> <td>2千5百万円以上</td> </tr> </table>	(ア) 都道府県が行うもの	5千万円以上	(イ) 市町村が行うもの	2千5百万円以上	<p>③ 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。</p> <table border="0" data-bbox="1220 821 1937 909"> <tr> <td>(ア) 都道府県が行うもの</td> <td>5千万円以上</td> </tr> <tr> <td>(イ) 市町村が行うもの</td> <td>2千5百万円以上</td> </tr> </table>	(ア) 都道府県が行うもの	5千万円以上	(イ) 市町村が行うもの	2千5百万円以上
(ア) 都道府県が行うもの	5千万円以上								
(イ) 市町村が行うもの	2千5百万円以上								
(ア) 都道府県が行うもの	5千万円以上								
(イ) 市町村が行うもの	2千5百万円以上								
<p>4. 交付対象事業の内容</p> <p>本事業の内容は、原則として、以下に掲げるものを対象とする。</p> <p>(1) 堤防・護岸等の耐震性能調査</p> <p>(2) 堤防・護岸等の耐震対策</p>	<p>4. 交付対象事業の内容</p> <p>本事業の内容は、原則として、以下に掲げるものを対象とする。</p> <p>(1) 堤防・護岸等の耐震性能調査</p> <p>(2) 堤防・護岸等の耐震対策</p>								
<p>5. 事業計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>本事業を実施しようとする海岸管理者は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする(耐震性能調査を除く。)</p>	<p>5. 事業計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>本事業を実施しようとする海岸管理者は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする(耐震性能調査を除く。)</p>								

改正案	現行
<p>また、事業計画は、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 海岸の概要 (イ) 事業の概要 (ウ) 計画の内訳 (エ) 浸水防止に関連した総合的な計画 (オ) 成果目標 (カ) 関係機関との連携 (キ) 関連するソフト対策 <u>(ク) 高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況</u> <u>(ケ) その他参考となる事項</u> <p>6. (略)</p> <p>イ－9－(5) 津波・高潮危機管理対策緊急事業</p> <p>1. 目的</p> <p>津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象</p> <p>海岸管理者 <u>(4.⑩については海岸管理者又は都道府県)</u></p>	<p>また、事業計画は、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 海岸の概要 (イ) 事業の概要 (ウ) 計画の内訳 (エ) 浸水防止に関連した総合的な計画 (オ) 成果目標 (カ) 関係機関との連携 (キ) 関連するソフト対策 <u>(ケ) その他参考となる事項</u> <p>6. (略)</p> <p>イ－9－(5) 津波・高潮危機管理対策緊急事業</p> <p>1. 目的</p> <p>津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象</p> <p>海岸管理者</p>

改正案	現行
<p>3. 交付対象事業の要件</p> <p>(1) 本事業の対象は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑦までの要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあつては①の要件）を満たすものとする。ただし、(3)に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び(5)に規定する海岸保全基本計画の変更支援にあつてはこの限りではない。</p> <p>① 以下のいずれかに該当する海岸で実施するものであること。</p> <p>(ア) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸</p> <p>(イ) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p><u>② 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。</u></p> <p>(ア) <u>高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</u></p> <p>(イ) <u>津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</u></p> <p>③ 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下イ-9-(5)関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであ</p>	<p>3. 交付対象事業の要件</p> <p>(1) 本事業の対象は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑤までの要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあつては①の要件）を満たすものとする。ただし、(3)に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び(5)に規定する海岸保全基本計画の変更支援にあつてはこの限りではない。</p> <p>① 以下のいずれかに該当する海岸で実施するものであること。</p> <p>(ア) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸</p> <p>(イ) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下イ-9-(5)関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであ</p>

改正案	現行
<p>ること。</p> <p>④ 事業計画に従って実施される事業であること。</p> <p>⑤ 一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業着手から 5 年以内に整備目標の達成が見込まれること。</p> <p>⑥ <u>海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年 1 回）、実施されている施設であること。</u></p> <p>⑦ 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。</p> <p>（ア）都道府県が行うもの 5 千万円以上</p> <p>（イ）市町村が行うもの 2 千 5 百万円以上</p> <p>（2）～（5）（略）</p> <p>4. （略）</p> <p>5. 事業計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>海岸管理者は、本事業を実施しようとする場合は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（水門等の整備・運用計画策定支援、海岸保全基本計画の変更支援及び津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）。</p> <p>また、事業計画は、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>（ア）海岸の概要</p> <p>（イ）事業の概要</p>	<p>ること。</p> <p>③ 事業計画に従って実施される事業であること。</p> <p>④ 一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業着手から 5 年以内に整備目標の達成が見込まれること。</p> <p>⑤ 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。</p> <p>（ア）都道府県が行うもの 5 千万円以上</p> <p>（イ）市町村が行うもの 2 千 5 百万円以上</p> <p>（2）～（5）（略）</p> <p>4. （略）</p> <p>5. 事業計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>海岸管理者は、本事業を実施しようとする場合は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（水門等の整備・運用計画策定支援、海岸保全基本計画の変更支援及び津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）。</p> <p>また、事業計画は、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>（ア）海岸の概要</p> <p>（イ）事業の概要</p>

改正案	現行
<p>(ウ) 計画の内訳 (エ) 成果目標 <u>(オ) 高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況</u> <u>(カ) その他参考となる事項</u></p> <p>6. 留意事項</p> <p>①海岸管理者は、本事業の実施に当たって、所期の目的を十分達成するよう現地調査の上、工法及び対策手法を検討するものとする。</p> <p>②海岸管理者は、事業計画に基づき、計画的に事業を実施するものとする。</p> <p>イ-9-(6) 海岸環境整備事業</p> <p>1. 目的 海岸環境整備事業は、国土の保全とあわせて海岸環境を整備し、もって、安全で快適な海浜利用の増進に資することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象 地方公共団体（海岸管理者）</p> <p>3. 交付対象事業の要件 次のいずれかの要件に該当するものであること。<u>また、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。</u></p>	<p>(ウ) 計画の内訳 (エ) 成果目標 <u>(オ) その他参考となる事項</u></p> <p>6. 留意事項</p> <p>①海岸管理者は、本事業の実施に当たって、所期の目的を十分達成するよう現地調査の上、工法及び対策手法を検討するものとする。</p> <p>②海岸管理者は、事業計画に基づき、計画的に事業を実施するものとする。</p> <p>イ-9-(6) 海岸環境整備事業</p> <p>1. 目的 海岸環境整備事業は、国土の保全とあわせて海岸環境を整備し、もって、安全で快適な海浜利用の増進に資することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象 地方公共団体（海岸管理者）</p> <p>3. 交付対象事業の要件 次のいずれかの要件に該当するものであること。</p>

改正案			現行														
<p>①～⑤ (略)</p> <p>4. ・ 5. (略)</p> <p>イー10 都市再生整備計画事業</p> <p>イー10—(2) まちなかウォークラブル推進事業</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 交付対象事業</p> <p>都市再生整備計画に基づき実施される表 10-(1) 第1項から第5項、第9項から第11項、第14項から第16項(第14項第4号を除く)、第18項、第21項、第27項から第<u>30</u>項に掲げる事業等をいう。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 都市再生整備計画</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 イー10—(<u>2</u>) 5.(1) 第2項の区域においてまちなかウォークラブル推進事業を実施しようとする市町村は、都市再生整備計画を国に提出し、確認を受けることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>表 10-(1) (都市再生整備計画事業の交付対象事業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付対象事業</th> <th>交付対象事業の費用の範囲</th> <th>間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額				<p>①～⑤ (略)</p> <p>4. ・ 5. (略)</p> <p>イー10 都市再生整備計画事業</p> <p>イー10—(2) まちなかウォークラブル推進事業</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 交付対象事業</p> <p>都市再生整備計画に基づき実施される表 10-(1) 第1項から第5項、第9項から第11項、第14項から第16項(第14項第4号を除く)、第18項、第21項、第27項から第<u>29</u>項に掲げる事業等をいう。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 都市再生整備計画</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 イー10—(<u>1</u>) 5.(1) 第2項の区域においてまちなかウォークラブル推進事業を実施しようとする市町村は、都市再生整備計画を国に提出し、確認を受けることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>表 10-(1) (都市再生整備計画事業の交付対象事業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付対象事業</th> <th>交付対象事業の費用の範囲</th> <th>間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額			
交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額															
交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額															

改正案			現行		
1.～9. (略)	(略)	(略)	1.～9. (略)	(略)	(略)
10. 地域生活 基盤施設	<p>以下に掲げる施設の整備に要する費用 1～10 (略)</p> <p>11 公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等(太陽光発電・小型水力発電・小型風力発電・バイオマス発電等再生可能エネルギー設備、未利用熱活用施設及びEVステーション・蓄電池・蓄熱槽等施設)</p> <p>ただし、第3号及び第4号の事業において、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等によるPPP/PFI手法の導入について検討することを要件とする。</p>	(略)	10. 地域生活 基盤施設	<p>以下に掲げる施設の整備に要する費用 1～10 (略)</p> <p>11 公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等(太陽光発電・小型水力発電・小型風力発電・バイオマス発電等再生可能エネルギー設備、未利用熱活用施設、及びEVステーション・蓄電池・蓄熱槽等施設)</p> <p>ただし、第3号及び第4号の事業において、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等によるPPP/PFI手法の導入について検討することを要件とする。</p>	(略)
11.～13. (略)	(略)	(略)	11.～13. (略)	(略)	(略)
14. 既存建造物活用事業	以下に掲げる施設を既存の建造物を活用して整備する事業に要する費用。なお、建物その他の工作物の購入に要する費用は、「国		14. 既存建造物活用事業	以下に掲げる施設を既存の建造物を活用して整備する事業に要する費用。なお、建物その他の工作物の購入に要する費用は、「国	(略)

改正案			現行		
	<p>土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」(平成15年8月5日国総国調第57号)第6の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 高次都市施設 購入、賃借(※1)、移設及び改築(大規模な修繕を含む。)に要する費用</p> <p>4 (略) (略)</p> <p>また、第3号の事業のうち、<u>観光交流センターはイー10-(2)の5.(1)に規定する施行地区</u>、まちおこしセンターはイー10-(2)の5.(1)1及び3に規定する施行地区、ワーケーション拠点施設はイー10-(2)の5.(1)2に規定する<u>施行地区</u>においても実施ができるものとする。</p>			<p>土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」(平成15年8月5日国総国調第57号)第6の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 高次都市施設 購入、賃借(※1)、移設及び改築(大規模な修繕を含む。)に要する費用</p> <p>4 (略) (略)</p> <p>また、第3号の事業のうち、まちおこしセンターはイー10-(2)の5.(1)1及び3に規定する施行地区、ワーケーション拠点施設はイー10-(2)の5.(1)2に規定する地区においても実施ができるものとする。</p>	
15.～26.(略)	(略)	(略)	15.～26.(略)	(略)	(略)
27. エリア価値向上整備事業	官民連携により既存の都市のインフラ又は施設(以下、「既存ストック」という。)を活用し、公共公益施設の利便性向上及び都	(略)	27. エリア価値向上整備事業	官民連携により既存の都市のインフラ又は施設(以下、「既存ストック」という。)を活用し、公共公益施設の利便性向上及び都	(略)

改正案		現行	
<p>市再生整備計画内の地域の価値向上に資する以下の事業のうち、都市再生整備計画に整備及び維持管理を含む官民の費用負担並びに役割分担が記載されているもの。</p> <p>1～5（略）</p> <p><u>6 次期開発に向けた機動的事業化支援に係る費用（①既存物件の除却、②暫定利用（社会実験の実施及びコーディネート等に要する費用））</u></p> <p><u>ただし、イー10－（1）の5. 1及びイー10－（2）の5.（1）1に規定する施行地区であり、かつ、次期開発（※1）に向けた「まちの将来ビジョン（任意の構想、計画）」を策定済であり、かつ、当該地が落壁による事故や周辺の犯罪増加など現に外部不経済が発生している空きビル（※2）であり、かつ、i）又はii）の要件に該当する場合に限る。また、第6号の適用は、令和10年度末までに国に都市再生整備計画を提出した場合に限る。</u></p> <p><u>i）①を実施する場合は、次の全ての要件に該当する場合に限る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>従前の建物用途が都市構造再編集集中支援事業費補助交付要綱第1条の3</u> 		<p>市再生整備計画内の地域の価値向上に資する以下の事業のうち、都市再生整備計画に整備及び維持管理を含む官民の費用負担並びに役割分担が記載されているもの。</p> <p>1～5（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	

改正案		現行	
	<p><u>第5項又は第7項に掲げる施設に相当する機能をもつ施設であること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「まちの将来ビジョン」に基づき次期開発を想定する区域における「土地利用の検討」を実施済であること。</u> ・ <u>次期開発において民間施設の整備が想定される場合、「既存建物の除却に要する費用」に係る官民による費用負担の考え方を協定で定め、必要に応じて「既存建物の除却に要する費用」から民間負担分を控除すること。</u> ・ <u>次のいずれかの要件に該当すること。</u> <ul style="list-style-type: none"> A <u>「既存物件の除却から概ね3年以内に事業着手を行う」旨の覚書の締結</u> B <u>事業主体と事業化に向けて協議を開始している旨を証明する書類の都市再生整備計画への添付</u> C <u>「地区計画」の策定（「まちの将来ビジョン」で想定する機能以外の立地の抑制、「まちの将来ビジョン」に沿った開発を行う等）</u> <p><u>なお、「既存物件の除却に要する費用」は、21億円を限度とし、かつ、当該事業の開始前年度における「住宅局所管事業に係</u></p>		

改正案			現行		
	<p><u>る標準建設費等について(国土交通事務次官通知)」に規定する非木造建築物の除却工事費を用いること。</u></p> <p><u>ii) ②を実施する場合は、次の全ての要件に該当する場合に限る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>暫定利用時は当該地において「営利目的とする施設の営業」や「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する施設の営業」を除くこと。</u> ・<u>次期開発が開始されるまでの期間、当該地を適切な管理のもと活用し、空き地の状態としないこと。</u> <p><u>(※1) 従前施設の商業・業務機能の規模を相当程度縮小し、かつ、公共施設が整備されること。</u></p> <p><u>(※2) 市町村が建物所有者であること。又は、民間事業者等が建物所有者である場合、市町村と民間事業者等が(※1)に関する協定等を締結していること(締結見込みを含む。)</u>。</p>				
28. こども まんなかま	以下に掲げる費用(こども・子育て支援に資する機能に係る部分に限る。イー10ー	市町村が 特定非営	(新設)	(新設)	(新設)

改正案		現行			
ちづくり事業	<p>(1)の5. 1～3及びイー10-(2)の5. (1)に規定する施行地区に限る。)</p> <p>ただし、都市再生整備計画において①こども・子育て支援に資する目標を記載し、かつ、②こども・子育て支援環境整備方針(※)を記載し、かつ、以下の全ての要件に該当する場合に限る。また、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画(以下イー10-(1)及びイー10-(2)関係部分において「市町村こども計画」という。)に、こども・子育て支援関連施設について記載した年度の翌年度から起算して3年以内に事業に着手する地区に限る(市町村こども計画を改定する場合を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村こども計画(市町村こども計画の策定が確実と見込まれる場合を含む。)に記載されたこども・子育て支援関連施設を含むこと。 ・教育施設や医療施設等の子育てに必要な施設が周辺地域に立地し(立地が確実な場合を含む。)、かつ、当該施設の数が増加していること。 ・周辺地域における子育て世帯の状況に適切に対応したインフラ整備(例：鉄道駅、住宅地等の整備(新設、改築))が近 	利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額			

改正案		現行	
	<p><u>年行われていたこと(実施が確実な場合を含む。)</u>。</p> <p><u>(※) 現状のこども・子育て支援環境等を踏まえ、「こども・子育て支援」に対する「都市再生整備計画事業又はまちなかウォーカーブル推進事業で実施する事業」による効果を記載し、整備する施設の規模が定量的に需要を充足するものとして説明されていること。また、その規模が周辺の子育て世帯数に対して十分であることが説明されていること。</u></p> <p><u>1 公園(本表第5項に該当するもの)</u></p> <p><u>2 緑地(本表第10項第1号に該当するもの)</u></p> <p><u>3 広場(本表第10項第2号に該当するもの)</u></p> <p><u>4 歩行支援施設、障害者誘導施設等(本表第11項第5号に該当するもの)</u></p> <p><u>5 地域交流センター(本表第12項第1号及び本表第14項第3号に該当するもの)</u></p> <p><u>6 ワークーション拠点施設(本表第12項第4号及び本表第14項第3号に該当するもの)</u></p> <p><u>7 子育て世代活動支援センター(本表第12</u></p>		

改正案			現行		
	<u>項第5号及び本表第14項第3号に該当するもの)</u> <u>8 ベビーカーシェアポート</u> <u>9 まちなか見守りカメラ</u> <u>10 ベビーケアルーム等の子育て支援に特化した施設</u>				
<u>29. 滞在環境整備事業</u>	以下に掲げる費用 1～3 (略) <u>4 滞在環境や回遊性の向上に資するシェアモビリティの導入に必要なポート、ポートのゲート、精算機及び登録機等の設備の整備に要する費用</u>	<u>同上</u>	<u>28. 滞在環境整備事業</u>	以下に掲げる費用 1～3 (略) <u>(新設)</u>	<u>市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額</u>
<u>30. 計画策定支援事業</u>	(略)	(略)	<u>29. 計画策定支援事業</u>	(略)	(略)
注1)～注4) (略)			注1)～注4) (略)		

改正案	現行
<p>イー１２ 都市公園・緑地等事業 イー１２－（１）都市公園等事業 2. 交付対象事業 I 都市公園事業 1 定義 ①～⑪ （略） <u>⑫この要綱において「ネイチャーポジティブ公園」とは、2のGの①から③の要件を満たす都市公園をいう。</u></p> <p>2 事業要件 A-1 都市公園 ～ F C02 吸収源となる都市公園 （略） <u>G ネイチャーポジティブ公園</u> <u>A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 及び④については適用しない。また、以下の要件はA-1に定める要件に替えて適用する。</u> <u>①都市要件</u> <u>①-1 対象地域要件</u> <u>緑の基本計画や生物多様性地域戦略等において、生物多様性保全上重要な地域として位置づけられた都市公園かつ、生物多様性の確保に関する具体的な目標が掲げられた都市公園であること。</u> <u>②面積要件</u> <u>0.25ha 以上であること。ただし、1箇所当たりの面積が0.05ha 以上である複数の都市公園で本事業を実施し、当</u></p>	<p>イー１２ 都市公園・緑地等事業 イー１２－（１）都市公園等事業 2. 交付対象事業 I 都市公園事業 1 定義 ①～⑪ （略） <u>（新設）</u></p> <p>2 事業要件 A-1 都市公園 ～ F C02 吸収源となる都市公園 （略） <u>（新設）</u></p>

改正案	現行
<p><u>該都市公園の合計面積が 0.25ha 以上となる場合も対象とする。</u></p> <p><u>③対象事業内容</u></p> <p><u>本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>③-1 施設整備</u></p> <p><u>都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設の整備のうち、生物多様性の確保に資すると認められる園路広場、修景施設（植栽等）、教養施設（自然生態園、動植物の保護増殖施設等）及びこれらと一体的に整備する施設のうち、生物多様性の確保に資する活動に必要な公園施設（休養施設、便所・手洗場等の便益施設及び管理施設）の整備を対象とする。ただし、植栽については、樹種選定、植栽方法及び管理方法について学識者の意見を踏まえたものに限り交付対象とする。</u></p> <p><u>③-2 用地取得</u></p> <p><u>③-1 の施設整備を実施するために必要な都市公園の用地の取得を対象とする。</u></p> <p>II～VI （略）</p> <p><u>VII こどもまんなか公園づくり支援事業</u></p> <p><u>1 定義</u></p> <p><u>この要綱において、「こどもまんなか公園づくり支援事業」とは、以下に掲げる 2 の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をい</u></p>	<p>II～VI （略）</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>う。</u></p> <p><u>2 事業要件</u></p> <p><u>①事業計画</u></p> <p><u>1) 本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めたこどもまんなか公園づくり支援事業計画を記載するものとする。</u></p> <p><u>i) 計画期間中の整備方針と目標、及びその効果</u></p> <p><u>ii) 計画期間中の事業実施箇所及び整備内容</u></p> <p><u>iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費</u></p> <p><u>②都市要件</u></p> <p><u>②-1 対象都市要件</u></p> <p><u>以下の1)及び2)に掲げる要件を満たす都市を対象とする。</u></p> <p><u>1) こども基本法に基づくこども計画又は緑の基本計画等において、こどもの遊び場となる都市公園の整備に関する方針を位置づけている都市(こども計画については策定が確実に見込まれる場合も含む。)</u></p> <p><u>2) 公園施設長寿命化計画を策定している都市</u></p> <p><u>②-2 都市公園等整備水準要件</u></p> <p><u>1) 都市公園の新設(既存の都市公園の拡張整備を含む。)を伴う市区町村事業においては、以下に掲げるi)又はii)の要件を満たすこと。</u></p> <p><u>i) 一の市町村の区域内における以下のイ)からハ)までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満</u></p>	

改正案	現行
<p><u>イ) 都市公園</u></p> <p><u>ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地</u></p> <p><u>ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地</u></p> <p><u>ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が 5 m²未満</u></p> <p><u>②-3 対象地域要件</u></p> <p><u>以下に掲げる 1) 又は 2) の要件を満たす地域。</u></p> <p><u>1) 地方公共団体において住宅部局等と連携し、子育て世代の居住環境の改善に向けた取組が行われる地域</u></p> <p><u>子育て世帯等が優先的に入居できる仕組みの導入を図る公営住宅等の公的賃貸住宅の周辺地域、又は子育て世帯が住宅に入居しやすい環境を整理する観点から設定された空き家の活用を促す区域。</u></p> <p><u>2) 都市公園の利用圏域等を勘案し、こどもの遊び場が不足している地域</u></p> <p><u>本事業（新設又は再整備）を実施する都市公園から 250m の範囲内の過半が、既存の都市公園（ただし、遊戯施設の存在しない都市公園は除く。）から 250m の範囲に含まれないこと。</u></p> <p><u>③対象事業内容</u></p> <p><u>本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>③-1 施設整備</u></p>	

改正案	現行
<p><u>都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める公園施設（ただし、運動施設を除く。）の整備を対象とする。</u></p> <p><u>③-2 用地取得</u></p> <p><u>③-1 の施設整備を実施するために必要な都市公園の用地の取得を対象とする。</u></p> <p><u>③-3 計画策定</u></p> <p><u>公園協議会やワークショップ等を活用したこどもや子育て当事者の意見を踏まえた公園の整備計画の策定及び計画策定に必要なコーディネートに係る経費を対象とする。</u></p> <p><u>④総事業費要件</u></p> <p><u>事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上であるもの。</u></p> <p><u>3 交付対象</u></p> <p><u>地方公共団体</u></p> <p>イ-12-（2）都市公園安全・安心対策事業</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>I 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業</p> <p>2 事業要件</p> <p>①事業計画</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 計画を定められる期間は、令和<u>10</u>年度までとする。（ただし、「<u>都市公園における公園施設のバリアフリー化</u>」について</p>	<p>イ-12-（2）都市公園安全・安心対策事業</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>I 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業</p> <p>2 事業要件</p> <p>①事業計画</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 計画を定められる期間は、令和<u>7</u>年度までとする。（ただし、「<u>都市公園の防犯性の向上</u>」及び「<u>都市公園の豪雨対策</u>」、</p>

改正案	現行
<p>ては、令和7年度まで、「<u>都市公園における感染症対策</u>」については、<u>令和5年度までに都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画に定められた事業に限ることとする。</u>)</p> <p>②対象事業内容</p> <p>②-1 施設整備</p> <p>都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備のうち、次の1)から5)までの施設整備を対象とする。</p> <p>1) 都市公園の防犯性の向上(ただし「登下校防犯プラン」に基づく「通学路における緊急合同点検」等、関係機関や地域住民等が連携して実施する点検等の結果に基づき実施される、施設管理カメラの整備並びに、<u>施設管理カメラの整備と一体的に実施することで防犯性の向上が図られる</u>照明灯、植栽、さく及びこれらに付随する施設の整備に限る。)</p> <p>2) 都市公園の豪雨対策</p> <p>3) 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修</p> <p>4) 都市公園における公園施設のバリアフリー化</p> <p>5) 都市公園における感染症対策(ただし、感染防止の観点から有効性のある衛生環境改善や3密回避等の対策に限る。)</p> <p>II (略)</p> <p>III 公園施設長寿命化計画策定調査</p> <p>2 事業要件</p> <p>① 対象事業内容</p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく</p>	<p>「<u>地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修</u>」については、令和5年度までとする。)</p> <p>②対象事業内容</p> <p>②-1 施設整備</p> <p>都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備のうち、次の1)から5)までの施設整備を対象とする。</p> <p>1) 都市公園の防犯性の向上(ただし「登下校防犯プラン」に基づく「通学路における緊急合同点検」等、関係機関や地域住民等が連携して実施する点検等の結果に基づき実施される、施設管理カメラ、照明灯、植栽、さく及びこれらに付随する施設の整備に限る。)</p> <p>2) 都市公園の豪雨対策</p> <p>3) 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修</p> <p>4) 都市公園における公園施設のバリアフリー化</p> <p>5) 都市公園における感染症対策(ただし、感染防止の観点から有効性のある衛生環境改善や3密回避等の対策に限る。)</p> <p>II (略)</p> <p>III 公園施設長寿命化計画策定調査</p> <p>2 事業要件</p> <p>① 対象事業内容</p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく</p>

改正案	現行
<p>公園施設長寿命化計画の策定とする。<u>ただし、公園施設長寿命化計画の新規策定又は変更（長寿命化計画策定後に新規又は追加整備された公園施設を対象とした計画についても変更とみなす。）にあたり、公園施設の再編・集約化や新技術等の活用の検討を踏まえた費用の縮減に関する具体的な方針を計画に記載し、公表することを要件とする。</u></p> <p>3（略）</p> <p>4 留意事項</p> <p>①（略）</p> <p>② 本事業は、令和7年度までの措置とする。（ただし、都道府県及び人口10万人以上の市区町村においては公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とする。）</p> <p>③（略）</p> <p>イ-12-（5）緑地環境事業（略）</p> <p>イ-12-（6）古都保存・緑地保全等事業</p> <p>1. 目的</p> <p>古都保存・緑地保全等事業は、歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ、古都保存法第5条の規定による歴史的風土保存計画に基づく施設の整備等を行うことにより、歴史的風土の適切な保存を図ること並びに、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域及び市街化調整区域並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する都市計画を定</p>	<p>公園施設長寿命化計画の策定とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 留意事項</p> <p>①（略）</p> <p>② 本事業は、令和5年度までの措置とする。（ただし、都道府県及び人口10万人以上の市区町村においては<u>令和2年度までの措置とし、令和3年度から令和5年度までは公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とする。</u>）</p> <p>③（略）</p> <p>イ-12-（5）緑地環境事業（略）</p> <p>イ-12-（6）古都保存・緑地保全等事業</p> <p>1. 目的</p> <p>古都保存・緑地保全等事業は、歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ、古都保存法第5条の規定による歴史的風土保存計画に基づく施設の整備等を行うことにより、歴史的風土の適切な保存を図ること並びに、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域及び市街化調整区域並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する都市計画を定</p>

改正案	現行
<p>めた都市計画区域内における土地の買入れ、損失の補償、<u>保全利用施設の整備を行う事業及び機能維持増進事業</u>（以下12－（6）関係部分において「緑地保全事業」という。）、並びに、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第5条に規定する近郊緑地保全区域内における土地の買入れ、損失の補償、<u>保全利用施設の整備を行う事業及び機能維持増進事業</u>（以下12－（6）関係部分において「近郊緑地保全事業」という。）により、都市の緑地の保全を図ることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>I 古都保存事業</p> <p>1 定義</p> <p>この要綱において、「古都保存事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす、次の①及び②の土地の買入れ等を行う事業をいう。</p> <p>①歴史的風土保存区域内における土地の買入れ、損失の補償、歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却、<u>機能維持増進事業</u>（ただし、損失の補償<u>及び機能維持増進事業</u>については、歴史的風土特別保存地区内に限る。）</p> <p>②明日香村第一種及び第二種歴史的風土保存地区内における土地の買入れ、損失の補償、歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却、<u>機能維持増進事業</u></p> <p>2 事業要件</p>	<p>めた都市計画区域内における土地の買入れ、損失の補償<u>及び</u>保全利用施設の整備を行う事業（以下12－（6）関係部分において「緑地保全事業」という。）、並びに、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第5条に規定する近郊緑地保全区域内における土地の買入れ、損失の補償<u>及び</u>保全利用施設の整備を行う事業（以下12－（6）関係部分において「近郊緑地保全事業」という。）により、都市の緑地の保全を図ることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>I 古都保存事業</p> <p>1 定義</p> <p>この要綱において、「古都保存事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす、次の①及び②の土地の買入れ等を行う事業をいう。</p> <p>①歴史的風土保存区域内における土地の買入れ、損失の補償、歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却（ただし、損失の補償については、歴史的風土特別保存地区内に限る。）</p> <p>②明日香村第一種及び第二種歴史的風土保存地区内における土地の買入れ、損失の補償、歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却</p> <p>2 事業要件</p>

改正案	現行
<p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 景観阻害物件の除却の要件 (略)</p> <p><u>(6) 機能維持増進事業の要件</u></p> <p><u>①対象事業要件</u></p> <p><u>歴史的風土保存計画又は社会資本総合整備計画に、以下の機能維持増進事業の実施に関する項目が記載されていること。</u></p> <p>1) <u>緑地の現状と機能維持増進事業実施後の状態</u></p> <p>2) <u>機能維持増進事業の整備内容</u></p> <p>3) <u>温室効果ガスの排出削減に関する内容（伐採した樹木の活用方針等）</u></p> <p>4) <u>生物多様性の確保に関する内容（目標とする植生等）</u></p> <p><u>②面積要件</u></p> <p><u>1か所当たりの面積が0.05ha以上であること。</u></p> <p><u>(7) 対象事業内容</u></p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、損失の補償及び土地の買入れ並びに以下に定める歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却及び機能維持増進事業とする。</p> <p><u>・歴史的風土保存施設の整備及び景観阻害物件の除却</u></p> <p>①~⑬ (略)</p> <p><u>・機能維持増進事業</u></p> <p><u>⑭樹林の皆伐や択伐等により樹林の更新等を図ることで緑地の有する機能の維持増進を行う事業</u></p>	<p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 景観阻害物件の除却 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) 対象事業内容</u></p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、損失の補償及び土地の買入れ並びに以下に定める歴史的風土保存施設の整備及び景観阻害物件の除却とする。</p> <p>①~⑬ (略)</p>

改正案	現行
<p>II 緑地保全等事業</p> <p>1 定義</p> <p>この要綱において、「緑地保全等事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす、次の①から③までの土地の買入れ等を行う事業をいう。</p> <p>①特別緑地保全地区における土地の買入れ、損失の補償、保全利用施設の整備、<u>機能維持増進事業</u></p> <p>②特別緑地保全地区指定計画地における土地の買入れ、保全利用施設の整備</p> <p>③近郊緑地保全区域内（特別緑地保全地区を除く。）における土地の買入れ、保全利用施設の整備</p> <p>2 事業要件</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 機能維持増進事業の要件</u></p> <p><u>①対象事業要件</u></p> <p><u>緑の基本計画等又は社会資本総合整備計画に、以下の機能維持増進事業の実施に関する項目が記載されていること。</u></p> <p><u>1) 緑地の現状と機能維持増進事業実施後の状態</u></p> <p><u>2) 機能維持増進事業の整備内容</u></p> <p><u>3) 温室効果ガスの排出削減に関する内容（伐採した樹木の活用方針等）</u></p> <p><u>4) 生物多様性の確保に関する内容（目標とする植生等）</u></p>	<p>II 緑地保全等事業</p> <p>1 定義</p> <p>この要綱において、「緑地保全等事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす、次の①から③までの土地の買入れ等を行う事業をいう。</p> <p>①特別緑地保全地区における土地の買入れ、損失の補償、保全利用施設の整備</p> <p>②特別緑地保全地区指定計画地における土地の買入れ、保全利用施設の整備</p> <p>③近郊緑地保全区域内（特別緑地保全地区を除く。）における土地の買入れ、保全利用施設の整備</p> <p>2 事業要件</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>②面積要件</u> <u>1か所当たりの面積が0.05ha以上であること。</u></p> <p><u>(6) 対象事業内容</u> 本事業の交付の対象となる事業は、土地の買入れ及び損失の補償並びに以下に定める保全利用施設の整備及び機能維持増進事業とする。</p> <p>・保全利用施設の整備 ①～⑬ (略)</p> <p>・機能維持増進事業 <u>⑭樹林の皆伐や択伐等により樹林の更新等を図ることで緑地の有する機能の維持増進を行う事業</u></p> <p>3 交付対象 (略)</p> <p><u>3. 留意事項</u> <u>機能維持増進事業の対象事業要件のうち、社会資本総合整備計画に基づくものは令和11年度までの措置とする。</u></p> <p>イ-13-(1) ①都市防災総合推進事業</p> <p>1. 定義 1～3 (略)</p> <p>4 「事前復興まちづくり計画策定支援」とは、地方公共団体が被災時の早期かつ的確な復興を可能にするための事前計画を策定する事業及び都道府県がガイドライン策定等により市区町村の事前復興まちづくり計画の策定を支援する事業をいう。</p> <p>5～13 (略)</p>	<p><u>(5) 対象事業内容</u> 本事業の交付の対象となる事業は、土地の買入れ及び損失の補償、以下に定める保全利用施設の整備とする。</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>3 交付対象 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ-13-(1) ①都市防災総合推進事業</p> <p>1. 定義 1～3 (略)</p> <p>4 「事前復興まちづくり計画策定支援」とは地方公共団体が被災時の早期かつ的確な復興を可能にするための事前計画を策定する事業をいう。</p> <p>5～13 (略)</p>

改正案	現行
<p>2. 交付対象事業</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 事前復興まちづくり計画策定支援は、事前復興まちづくり計画策定に要する費用及び都道府県によるガイドライン策定等の市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組に要する費用を対象とする。</p> <p>5 地区公共施設等整備は、次の要件に該当するものを対象とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>ニ 用地費</p> <p>都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備に必要な用地の取得費用（道路については幅員4メートルを超える部分に限る。ただし、<u>南海トラフ地震特措法第10条第1項の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域（同法第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域を含む）を含む市街地</u>において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては、この限りでない。）</p>	<p>2. 交付対象事業</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 事前復興まちづくり計画策定支援は、事前復興まちづくり計画策定に要する費用を対象とする。</p> <p>5 地区公共施設等整備は、次の要件に該当するものを対象とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>ニ 用地費</p> <p>都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の整備に必要な用地の取得費用（道路については幅員4メートルを超える部分に限る。ただし、<u>南海トラフ地震（南海トラフ地震特措法第2条に規定する地震をいう。以下同じ。）により津波被害が想定される地域</u>において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては、この限りでない。）</p>

改正案	現行
<p>ホ 補償費</p> <p>都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の用地取得に付随する補償に要する費用（道路については幅員6メートル以上（<u>南海トラフ地震特措法第10条第1項の規定により指定された南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第9条第1項の規定により指定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域（同法第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域を含む）を含む市街地</u>）において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては幅員4メートル以上）のもの、都市施設公園及び地区公共施設の道路以外については敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設を整備するものに限る。）</p> <p>ただし、地区緊急避難施設の整備に対して、地方公共団体が地方公共団体以外の交付金事業者に補助する場合（防災街区整備推進機構に補助する場合を除く。）においては、当該施設が以下①から③までの全てに適合する場合に限る。</p> <p>①当該施設の所有者等と地方公共団体が災害時協定等の締結により、当該施設を災害時拠点として使用する旨取り決めていること。</p> <p>②当該施設の避難場所としての運営については、原則として自治体を実施するものとし、施設所有者等の協力を得て行う場</p>	<p>ホ 補償費</p> <p>都市施設公園、地区公共施設、地区緊急避難施設の用地取得に付随する補償に要する費用（道路については幅員6メートル以上（<u>南海トラフ地震により津波被害が想定される地域</u>）において整備される道路であって、周辺における避難路の整備状況等を勘案して、津波の発生時における円滑な避難の確保のために国が必要と認めるものについては幅員4メートル以上）のもの、都市施設公園及び地区公共施設の道路以外については敷地内に耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常通信システム等の災害応急対策施設を整備するものに限る。）</p> <p>ただし、地区緊急避難施設の整備に対して、地方公共団体が地方公共団体以外の交付金事業者に補助する場合（防災街区整備推進機構に補助する場合を除く。）においては、当該施設が以下①から③までの全てに適合する場合に限る。</p> <p>①当該施設の所有者等と地方公共団体が災害時協定等の締結により、当該施設を災害時拠点として使用する旨取り決めていること。</p> <p>②当該施設の避難場所としての運営については、原則として自治体を実施するものとし、施設所有者等の協力を得て行う場合には、確実に運営されるよう、災害時協定等に定められていること。</p> <p>③10年以上避難場所として利用されることが確実な施設であること。</p>

改正案	現行
<p>合には、確実に運営されるよう、災害時協定等に定められていること。</p> <p>③10年以上避難場所として利用されることが確実な施設であること。</p> <p>三～四（略）</p> <p>6～8（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>イ-13-(1)②宅地耐震化推進事業</p> <p>1. 交付対象事業</p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、次の第1項から第5項までに定める事業をいう。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業</p> <p>大地震時等に大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業（<u>事業費は、対象区域面積1ha当たり1.6億円を限度とする。ただし、盛土厚さ5m超の大規模盛土造成地においては、限度額1.6億円/haは、『通常の工法※』に要する費用を対象とし、その他の「杭等により大規模な滑動崩落を抑止する工法」、「大規模な土地の形質の変更を伴う工法」等の『特殊な工法』を行う場合は、その限度を超えて当該費用を補助対象事業費に加算できるものとする。</u>）</p> <p><u>※ 擁壁工、アンカー工（擁壁補強）、地表水排除工、地下水排除工、間隙水圧消散工</u></p>	<p>三～四（略）</p> <p>6～8（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>イ-13-(1)②宅地耐震化推進事業</p> <p>1. 交付対象事業</p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、次の第1項から第5項までに定める事業をいう。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業</p> <p>大地震時等に大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業（<u>事業費は、対象区域面積1ha当たり1億6,000万円を限度とする。</u>）</p>

改正案		現行	
3～5 (略)		3～5 (略)	
イ－１３－（２）市街地再開発事業等		イ－１３－（２）市街地再開発事業等	
１．（略）		１．（略）	
２．定義		２．定義	
(1)～(11) (略)		(1)～(11) (略)	
(12) 社会福祉施設等	<p>次に掲げる施設をいう。</p> <p>イ 社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）、生活保護法、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）又は老人保健法（昭和５７年法律第８０号）に定める施設又は事業の用に供する施設</p> <p>ロ 学校教育法に定める専修学校、各種学校で社会福祉に関係している施設</p> <p>ハ 民間事業者による老後の保健</p>	(12) 社会福祉施設等	<p>次に掲げる施設をいう。</p> <p>イ 社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）、生活保護法、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）又は老人保健法（昭和５７年法律第８０号）に定める施設又は事業の用に供する施設</p> <p>ロ 学校教育法に定める専修学校、各種学校で社会福祉に関係している施設</p> <p>ハ 民間事業者による老後の保健</p>

改正案		現行	
	<p>及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に定める特定民間施設</p> <p>ニ 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険施設</p> <p>ホ 医療法（昭和23年法律第205号）に定める医療提供施設</p> <p><u>ヘ 子育て支援に資する施設のうち、乳幼児一時預かり施設及びこども送迎センター</u></p>		<p>及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に定める特定民間施設</p> <p>ニ 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険施設</p> <p>ホ 医療法（昭和23年法律第205号）に定める医療提供施設</p> <p><u>(新設)</u></p>
(13)～(21) (略)		(13)～(21) (略)	
(22) 福祉空間形成型プロジェクト	<p>市街地再開発事業又は防災街区整備事業のうち、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>イ (12)イからホに掲げる施設の</u>施設建築物（防災街区整備事業にあっては防災施設建築物）への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置付けられており、かつ、<u>(12)イからホに掲げる施設の</u>延べ面積の合計が保留床の延べ面積の1/10以上又は1,000平方メートル</p>	(22) 福祉空間形成型プロジェクト	<p>市街地再開発事業又は防災街区整備事業のうち、</p> <p><u>社会福祉施設等</u>の施設建築物（防災街区整備事業にあっては防災施設建築物）への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置付けられており、かつ、社会福祉施設等の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の1/10以上又は1,000平方メートル以上であるもの<u>をいう。</u></p>

改正案		現行	
	<p>ル以上であるもの。</p> <p><u>ロ 以下の要件をすべて満たす事業をいう。</u></p> <p><u>1. 立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内であること</u></p> <p><u>2. (12) へに掲げる施設の施設建築物への導入が市町村こども計画（同計画の策定が確実と見込まれる場合を含む。）に位置付けられていること（ただし、市街地再開発事業等で整備する子育て支援に資する施設の規模が定量的に需要を充足するものであり、かつ、その規模が周辺の子育て世帯数に対して十分である場合に限る。）</u></p> <p><u>3. (12) へに掲げる施設及び子育て世代活動支援センターの延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 1/10 以上又は 1,000 平方メートル以上であること</u></p>		<u>(新設)</u>

改正案		現行	
	<p><u>4. 鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1Kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500mの範囲内において行われること</u></p> <p><u>5. 教育施設や医療施設等の子育てに必要な施設が周辺地域に立地していること（立地が確実な場合を含む。）、かつ、当該施設の数が増加していること</u></p> <p><u>6. 周辺地域における子育て世帯の状況に適切に対応した鉄道駅、住宅地等のインフラ整備が近年行われたこと（実施が確実な場合を含む。）</u></p>		
(23)～(42) (略)		(23)～(42) (略)	
3. ～8. (略)		3. ～8. (略)	
イ-13-(4) 暮らし・にぎわい再生事業		イ-13-(4) 暮らし・にぎわい再生事業	
1. ～3. (略)		1. ～3. (略)	

改正案	現行
<p>4. 施行区域</p> <p><u>暮らし・にぎわい再生事業の施行区域は、三大都市圏の指定市及び特別区を除く全国の区域とする。</u></p> <p>5. 対象施設要件</p> <p>1 コア事業により整備される都市機能導入施設又は公開空地（以下イー13-（4）関係部分において「対象施設」という。）は、次の各号に適合しなければならない。</p> <p>一 <u>再生事業計画区域内に存し</u>、認定基本計画に位置付けられたものであること</p> <p>二 対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の2分の1の合計が概ね1,000㎡以上（同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合は概ね500㎡以上）であること</p> <p>三・四（略）</p> <p>2 <u>三大都市圏及び指定市を除く市町村の区域において整備する対象</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>4. 対象施設要件</p> <p>1 コア事業により整備される都市機能導入施設又は公開空地（以下イー13-（4）関係部分において「対象施設」という。）は、<u>再生事業計画区域内に存し</u>、次の各号<u>全て</u>に適合しなければならない。<u>ただし、三大都市圏及び指定市を除く地域においては、第三号口の要件を適用しないこととし、当該地域において都市機能まちなか立地支援を実施する場合は、第三号ハ中「耐火建築物等又は準耐火建築物等である」を「空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされている」と読み替えるものとする。また、平成24年度末までは、認定基本計画に位置付けられることが確実と見込まれるものを含む（以下イー13-（4）関係部分において同じ。）。</u></p> <p>一 認定基本計画に位置付けられたものであること</p> <p>二 対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の2分の1の合計が概ね1,000㎡以上（同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合<u>又は三大都市圏及び指定市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合は概ね500㎡以上</u>）であること</p> <p>三・四（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正案	現行
<p><u>施設のうち、都市機能導入施設にあっては、前項第三号ロの規定を適用せず、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める要件に適合したものでなければならない。</u></p> <p><u>一 都市機能まちなか立地支援で整備される都市機能導入施設</u> <u>前項第三号ハの規定は、「空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされていること」と読み替えて適用する</u></p> <p><u>二 空きビル再生支援で整備される都市機能導入施設</u> 前項第二号中「1,000㎡」とあるのは「500㎡」と読み替えて適用する</p> <p><u>3 三大都市圏及び指定市を除く市町村の区域、かつ、人口20万人以下の市町村の区域において整備する対象施設は、第1項第二号及び第三号の規定を適用せず、次の各号に適合したものとすることができる。</u></p> <p><u>一 対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の2分の1の合計が1,000㎡未満であること</u></p> <p><u>二 都市機能導入施設にあっては、次の各号に適合するものであること</u></p> <p><u>イ 整備される公益施設の規模が適正であること（ただし、既存の公益施設を廃止して新たに整備する公益施設については、従前の公益施設の規模と比較して相当程度縮小する場合に限る。）</u></p> <p><u>ロ 空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされていること</u></p> <p><u>ハ 公民館、情報センター又はイベントスペース（地域の住民が随時利用でき、地域住民相互の交流の場となる施設に限る。）の</u></p>	

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>いずれかを整備すること</u></p> <p>4. 次の各号に適合する対象施設については、<u>第1項第二号及び第三号の規定は適用しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 対象施設の敷地面積が1,000㎡未満であること 二 (略) 三 複数の対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の1/2の合計を通算して、概ね1,500㎡以上であること 四 (略) <p>6. 交付対象 本事業の交付対象は、地方公共団体とする。</p> <p>7. 雑則</p> <p><u>1</u> この要綱の施行（令和4年4月1日）の際、現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。</p> <p><u>2</u> <u>この要綱の施行（令和6年4月1日）の際、現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。</u></p> <p>イー13－（8）都市・地域交通戦略推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. ～3. (略) 4. 交付対象事業 本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業（2.の第1号ハのみに該当する地区で実施する事業については、イ並 	<p>2 <u>前項第二号及び第三号の規定は、次の各号<u>全て</u>に適合する対象施設については、適用しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>コア事業により整備される</u>対象施設の敷地面積が1,000㎡未満であること 二 (略) 三 複数の<u>コア事業により整備される</u>対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の1/2の合計を通算して、概ね1,500㎡以上であること 四 (略) <p>5. 交付対象 本事業の交付対象は、地方公共団体とする。</p> <p>6. 雑則 この要綱の施行（令和4年4月1日）の際、現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イー13－（8）都市・地域交通戦略推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. ～3. (略) 4. 交付対象事業 本事業の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業（2.の第1号ハのみに該当する地区で実施する事業については、イ並

改正案	現行
<p>びにロ(1)、(2)及び(9)に掲げる事業に限る。)とする。</p> <p>ただし、以下のロ(9)又は(10)のみを実施する事業を除く。)及びハについては、全体事業費1億円以上の事業とする。</p> <p>なお、都市構造再編集中支援事業の対象となる都市機能誘導区域内で、立地適正化計画及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下イ-13-(8)関係部分において「地域公共交通計画」という。)を策定し、地域公共交通計画に位置づけられた基幹的公共交通の停留所等のバリアフリー化を行う場合に限り、都市構造再編集中支援事業の事業費を加算することができる。</p> <p>また、立地適正化計画に位置付けられていない事業については、鉄道、バス等でピーク時間運行本数が片道で1時間あたり3本以上ある公共交通に係るものに限る。ただし、平成30年度末までに提出される整備計画に基づく事業であって、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内の事業についてはこの限りではない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 公共的空間等の整備に関する事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共的空間等が整備される敷地の整備 (2) 公共的空間の整備 (3) 歩行空間の整備 (4) 駐車場の整備 (5) 駐車場有効利用システムの整備 (6) 観光バス駐車場の整備 	<p>びにロ(1)、(2)及び(9)に掲げる事業に限る。)とする。</p> <p>ただし、以下のロ(9)又は(10)のみを実施する事業を除く。)及びハについては、全体事業費1億円以上の事業とする。</p> <p>なお、都市構造再編集中支援事業の対象となる都市機能誘導区域内で、立地適正化計画及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下イ-13-(8)関係部分において「地域公共交通計画」という。)を策定し、地域公共交通計画に位置づけられた基幹的公共交通の停留所等のバリアフリー化を行う場合に限り、都市構造再編集中支援事業の事業費を加算することができる。</p> <p>また、立地適正化計画に位置付けられていない事業については、鉄道、バス等でピーク時間運行本数が片道で1時間あたり3本以上ある公共交通に係るものに限る。ただし、平成30年度末までに提出される整備計画に基づく事業であって、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内の事業についてはこの限りではない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 公共的空間等の整備に関する事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共的空間等が整備される敷地の整備 (2) 公共的空間の整備 (3) 歩行空間の整備 (4) 駐車場の整備 (5) 駐車場有効利用システムの整備 (6) 観光バス駐車場の整備

改正案	現行
<p>(7) 荷捌き駐車施設の整備</p> <p>(8) 自転車駐車場の整備</p> <p>(9) バリアフリー交通施設の整備</p> <p>(10) シェア<u>モビリティ</u>設備の整備</p> <p>(11) 分散型エネルギーシステム及び再生可能エネルギー施設等の整備</p> <p>(12) LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備</p> <p>(13) (1)から(10)までの施設の代替となる又は(1)から(12)までの施設と一体となった鉄道施設等の整備</p> <p>ハ 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業</p> <p>(1) 都市情報提供システムの整備</p> <p>(2) 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備</p> <p>(3) 歩行活動の増加に資する施設の整備</p> <p>(4) 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備</p> <p>(5) 案内標識の整備</p> <p>(6) スマートシティの推進に資する情報化基盤施設等の整備</p> <p><u>(7) こども連れ環境施設の整備</u></p> <p>5.・6. (略)</p> <p>イー16 住環境整備事業</p> <p>イー16- (1) 市街地再開発事業</p> <p>1. (略)</p>	<p>(7) 荷捌き駐車施設の整備</p> <p>(8) 自転車駐車場の整備</p> <p>(9) バリアフリー交通施設の整備</p> <p>(10) シェア<u>サイクル</u>設備の整備</p> <p>(11) 分散型エネルギーシステム及び再生可能エネルギー施設等の整備</p> <p>(12) LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備</p> <p>(13) (1)から(10)までの施設の代替となる又は(1)から(12)までの施設と一体となった鉄道施設等の整備</p> <p>ハ 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される次の事業</p> <p>(1) 都市情報提供システムの整備</p> <p>(2) 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備</p> <p>(3) 歩行活動の増加に資する施設の整備</p> <p>(4) 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備</p> <p>(5) 案内標識の整備</p> <p>(6) スマートシティの推進に資する情報化基盤施設等の整備</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5.・6. (略)</p> <p>イー16 住環境整備事業</p> <p>イー16- (1) 市街地再開発事業</p> <p>1. (略)</p>

改正案	現行
<p>2. 定義</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>十三 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p><u>ホ 子育て支援に資する施設のうち、乳幼児一時預かり施設及びこども送迎センター</u></p> <p>十四～二十 (略)</p> <p>二十一 福祉空間形成型プロジェクト <u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>イ 十三号イからニに掲げる施設</u>の施設建築物への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置づけられており、かつ、<u>十三号イからニに掲げる施設</u>の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の10分の1以上又は1,000平方メートル以上であるもの。</p> <p><u>ロ 以下の要件をすべて満たす事業をいう。</u></p> <p><u>(1) 立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域内又は居住誘導区域内であること</u></p> <p><u>(2) 十三号ホに掲げる施設の施設建築物への導入が市町村こども計画（同計画の策定が確実と見込まれる場合を含む。）に位置付けられていること（ただし、市街地再開発事業等で整備する子育て支援に資する施設の規模が定量的に需要を充足するものであり、かつ、その規模が周辺の子育て世帯数に対して十分である場合に限る。）</u></p> <p><u>(3) 十三号ホに掲げる施設及び子育て世代活動支援センターの延べ面積の合計が保留床の延べ面積の10分の1以上又</u></p>	<p>2. 定義</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>十三 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>十四～二十 (略)</p> <p>二十一 福祉空間形成型プロジェクト</p> <p>社会福祉施設等の施設建築物への導入が市町村が定める福祉のまちづくりに関する計画に位置づけられており、かつ、社会福祉施設等の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の10分の1以上又は1,000平方メートル以上であるもの<u>をいう。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>は1,000平方メートル以上であること</u></p> <p><u>(4) 鉄道若しくは地下鉄の駅（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径1kmの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が3本以上）から半径500mの範囲内にあること</u></p> <p><u>(5) 教育施設や医療施設等の子育てに必要な施設が周辺地域に立地していること（立地が確実な場合を含む。）、かつ、当該施設の数が増えていること</u></p> <p><u>(6) 周辺地域における子育て世帯の状況に適切に対応した鉄道駅、住宅地等のインフラ整備が近年行われたこと（実施が確実な場合を含む。）</u></p> <p>二十二～二十五（略）</p> <p>二十六 立地適正化計画 都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき市町村が作成する立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。）をいう。</p> <p>二十七 都市機能誘導区域 立地適正化計画に定められた都市再生特別措置法第81条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域をいう。</p> <p><u>二十八 居住誘導区域 立地適正化計画に定められた都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。</u></p> <p><u>二十九 中心拠点区域 中心拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域をいう。</u></p> <p>①～③（略）</p>	<p>二十二～二十五（略）</p> <p>二十六 立地適正化計画 都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき市町村が作成する立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。<u>以下イ-16-(2)において同じ。</u>）をいう。</p> <p>二十七 都市機能誘導区域 立地適正化計画に定められた都市再生特別措置法第81条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域をいう。<u>（以下イ-16-(2)において同じ。）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>二十八 中心拠点区域 中心拠点区域とは、次の全ての要件を満たす区域をいう。</u></p> <p>①～③（略）</p>

改正案	現行
<p>三十 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。</p> <p>三十一 ZEH 水準 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)) を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。</p> <p>三十二 ZEB 水準 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 m²未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。</p>	<p>二十九 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。</p> <p>三十 ZEH 水準 強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級 5 以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)) を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から 20%削減となる省エネ性能の水準をいう。</p> <p>三十一 ZEB 水準 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から用途に応じて 30%削減又は 40%削減（小規模（300 m²未満）は 20%削減）となる省エネ性能の水準をいう。</p>
<p>3. 対象要件（組合施行、再開発会社施行、個人施行、都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行）</p> <p>1 共通要件</p> <p>(1) ～ (3) （略）</p> <p>(4) 施設建築物の要件</p> <p>施設建築物は、次のイから △までに掲げる基準に適合したものであること。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>△ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜</p>	<p>3. 対象要件（組合施行、再開発会社施行、個人施行、都市再生機構施行及び地方住宅供給公社施行）</p> <p>1 共通要件</p> <p>(1) ～ (3) （略）</p> <p>(4) 施設建築物の要件</p> <p>施設建築物は、次のイから □までに掲げる基準に適合したものであること。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p><u>地崩壊危険区域又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。)における住宅の新築を行うものに原則該当しないこと。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>4. ～6. (略)</p> <p>7. 雑則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 平成28年度末までに市街地再開発事業に着手する場合は、当該事業が実施される市町村において、平成28年度中に都市機能誘導区域、平成30年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、イー16-</p> <p>(1) 関係各部分において「都市機能誘導区域」を「都市機能誘導区域の見込地」と読み替えるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>7 令和6年3月31日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。</u></p> <p>イー16-(2) 優良建築物等整備事業</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 建築物及びその敷地の基準</p> <p>優良建築物等整備事業に係る建築物及びその敷地は、次の各号(既存ストック再生型優良建築物等整備事業にあつては七号、八号及び十号、複数棟改修型優良建築物等整備事業にあつては七号、八号、九号及び十号を除く。)に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一～九 (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>4. ～6. (略)</p> <p>7. 雑則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 平成28年度末までに市街地再開発事業に着手する場合は、当該事業が実施される市町村において、平成28年度中に都市機能誘導区域、平成30年度中に居住誘導区域 <u>(市町村が作成する都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画に定められた同条第2項第2号に規定する居住誘導区域をいう。)</u>を設定することを前提に、イー16-(1) 関係各部分において「都市機能誘導区域」を「都市機能誘導区域の見込地」と読み替えるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イー16-(2) 優良建築物等整備事業</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 建築物及びその敷地の基準</p> <p>優良建築物等整備事業に係る建築物及びその敷地は、次の各号(既存ストック再生型優良建築物等整備事業にあつては七号、八号及び十号、複数棟改修型優良建築物等整備事業にあつては七号、八号、九号及び十号を除く。)に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一～九 (略)</p>

改正案	現行
<p>十 建築物は、次のイから <u>ハ</u>までに掲げる基準に適合したものであること。</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p><u>ハ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）における住宅の新築を行うものに原則該当しないこと。</u></p> <p>十一（略）</p> <p>5. ～8.（略）</p> <p>9. 雑則</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 <u>優良再開発型優良建築物等整備事業のうち</u> 中心市街地活性化法第9条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成28年度末までに同条第10項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。</p> <p>8～13（略）</p> <p><u>14 令和6年3月31日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。</u></p> <p>イ－16－（8） 住宅市街地総合整備事業</p> <p>1.～2.（略）</p> <p>3. 整備地区</p> <p>－（略）</p> <p>二 整備地区の面積が概ね5ヘクタール以上（住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る整備地区を除き、住生活基本法第17条第2</p>	<p>十 建築物は、次のイから <u>ホ</u>までに掲げる基準に適合したものであること。</p> <p>イ～ホ（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>十一（略）</p> <p>5. ～8.（略）</p> <p>9. 雑則</p> <p>1～6（略）</p> <p>7 中心市街地活性化法第9条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成28年度末までに同条第10項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。</p> <p>8～13（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>イ－16－（8） 住宅市街地総合整備事業</p> <p>1.～2.（略）</p> <p>3. 整備地区</p> <p>－（略）</p> <p>二 整備地区の面積が概ね5ヘクタール以上（住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る整備地区を除き、住生活基本法第17条第2</p>

改正案	現行
<p>項第6号に規定する住宅の供給及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（以下イー16-（8）関係部分において「重点供給地域」という。）にあっては概ね2ヘクタール以上）であること。</p> <p>三 （略）</p> <p>4.～14. （略）</p> <p>15. 事業要件</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 14. 第1号及び第2号に掲げる事業は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一 新築の住宅は、原則として「<u>土砂災害危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域</u>」又は「<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）</u>」外に存すること</p> <p>二～七 （略）</p> <p>16.～23. （略）</p>	<p>項第6号に規定する住宅の供給及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（以下イー16-（8）関係部分において「重点供給地域」という。）にあっては概ね2ヘクタール以上）であること。<u>ただし、住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る整備地区を除き、住生活基本法第17条第2項第6号に規定する住宅の供給及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（以下イー16-（8）関係部分において「重点供給地域」という。）にあっては概ね2ヘクタール以上であること。</u></p> <p>三 （略）</p> <p>4.～14. （略）</p> <p>15. 事業要件</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 14. 第1号及び第2号に掲げる事業は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一 新築の住宅は、原則として土砂災害危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること</p> <p>二～七 （略）</p> <p>16.～23. （略）</p>

改正案	現行
<p>イー16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 事業要件</p> <p>3. の事業要件は次に定めるものとする。</p> <p>1 3. 第1号から第5号までの事業は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一 建替え後の住宅は、原則として「土砂災害危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）</u>」外に存すること。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 3. 第7号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一 次のいずれかの区域に存する住宅・建築物に設けられているエレベーターの防災対策改修（地震時管制運転装置の設置、エレベーターの耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策、<u>主要な支持部分の構造に係る工事、リスタート運転機能の追加及び自動診断・仮復旧運転機能の追加</u>をいう。以下同じ。）であること。</p> <p>(略)</p> <p>二 次に掲げる要件に該当する住宅・建築物に設けられているエレベーターであること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第<u>18</u>号に規定する特定建築物であること。</p>	<p>イー16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 事業要件</p> <p>3. の事業要件は次に定めるものとする。</p> <p>1 3. 第1号から第5号までの事業は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一 建替え後の住宅は、原則として土砂災害危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 3. 第7号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一 次のいずれかの区域に存する住宅・建築物に設けられているエレベーターの防災対策改修（地震時管制運転装置の設置、エレベーターの耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策<u>及び</u>主要な支持部分の構造に係る工事をいう。以下同じ。）であること。</p> <p>(略)</p> <p>二 次に掲げる要件に該当する住宅・建築物に設けられているエレベーターであること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第<u>16</u>号に規定する特定建築物であること。</p>

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>三 (略)</p> <p><u>四 リスタート運転機能又は自動診断・仮復旧運転機能の追加を実施する場合にあっては、対象とするエレベーターに係る工事の完了時に、エレベーターの防災対策改修（リスタート運転機能の追加及び自動診断・仮復旧運転機能の追加を除く。）がすべて実施されていること。</u></p> <p>8 3. 第8号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる要件に該当する建築物に設けられているエスカレーターであること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第<u>18</u>号に規定する特定建築物であること。</p> <p>(略)</p> <p>三 (略)</p> <p>9～14 (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 雑則</p> <p>1 3. 第3号口及び第4号の事業であって、令和<u>8</u>年4月1日以降に着手する事業については、それぞれ、次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 令和<u>6</u>年3月31日までに設計に着手している事業については、なお従前の例によることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>イー16-(12)-②住宅・建築物アスベスト改修事業</p>	<p>(略)</p> <p>三 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>8 3. 第8号の事業は、次の各号に適合するものでなくてはならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる要件に該当する建築物に設けられているエスカレーターであること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第<u>16</u>号に規定する特定建築物であること。</p> <p>(略)</p> <p>三 (略)</p> <p>9～14 (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 雑則</p> <p>1 3. 第3号口及び第4号の事業であって、令和<u>6</u>年4月1日以降に着手する事業については、それぞれ、次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 令和<u>4</u>年3月31日までに設計に着手している事業については、なお従前の例によることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>イー16-(12)-②住宅・建築物アスベスト改修事業</p>

改正案	現行
<p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 交付対象事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付金の交付対象となる事業は、令和7年度末までに着手したものを対象とする。ただし、市区町村が所有する建築物については、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む。）を整備している地方公共団体管内に存するものに限る。また、アスベスト含有調査等にあつては、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>イー16－（12）-③がけ地近接等危険住宅移転事業</p> <p>1. 定義</p> <p>1 がけ地近接等危険住宅移転事業とは、危険住宅の移転を促進するため、事業主体が事業推進経費に係る事業を行い、危険住宅の移転を行う者に対し、次に掲げる経費について補助する事業（以下イー16－（12）-③関係部分において「移転事業」という。）をいう。</p> <p>イ 危険住宅の除却等に要する経費</p> <p>ロ 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費</p> <p>2 イー16－（12）-③において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 危険住宅</p> <p>がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のイからニまでのいずれかの区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により</p>	<p>1. ～4. (略)</p> <p>5. 交付対象事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付金の交付対象となる事業は、令和7年度末までに着手したものを対象とする。ただし、市区町村が所有する建築物については、アスベスト調査台帳（小規模建築物を含む。）を整備している地方公共団体管内に存するものに限る<u>こととし、令和5年度末までに着手したものを対象とする</u>。また、アスベスト含有調査等にあつては、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>イー16－（12）-③がけ地近接等危険住宅移転事業</p> <p>1. 定義</p> <p>1 がけ地近接等危険住宅移転事業とは、危険住宅の移転を促進するため、事業主体が事業推進経費に係る事業を行い、危険住宅の移転を行う者に対し、次に掲げる経費について補助する事業（以下イー16－（12）-③関係部分において「移転事業」という。）をいう。</p> <p>イ 危険住宅の除却等に要する経費</p> <p>ロ 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費</p> <p>2 イー16－（12）-③において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 危険住宅</p> <p>がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のイからニまでのいずれかの区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により</p>

改正案	現行
<p>建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。)、次のホの区域に存する既存の住宅（次号の許可基準に適合しないものに限る。）又は次のイからトまでのいずれかの区域に存する住宅（建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものに限る。）をいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。</p> <p>イ 建築基準法第 39 条第 1 項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（以下 7. において「災害危険区域」という。）</p> <p>ロ 建築基準法第 40 条に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域</p> <p>ハ 都市計画法第 12 条の 4 に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域</p> <p>ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下この項において「土砂災害防止法」という。）第 9 条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（以下 7. において「土砂災害特別警戒区域」という。）</p> <p>ホ 特定都市河川浸水被害対策法第 56 条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域</p> <p>ヘ 土砂災害防止法第 4 条第 1 項に定められた基礎調査を完了し、ニに掲げる区域に指定される見込のある区域</p> <p>ト 事業着手時点で過去 3 年間に災害救助法の適用を受けた区域</p> <p>二 許可基準</p> <p>特定都市河川浸水被害対策法第 68 条に基づき前号ホの区域について定</p>	<p>建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。)、次のホの区域に存する既存の住宅（次号の許可基準に適合しないものに限る。）又は次のイからトまでのいずれかの区域に存する住宅（建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものに限る。）をいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。</p> <p>イ 建築基準法第 39 条第 1 項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域</p> <p>ロ 建築基準法第 40 条に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域</p> <p>ハ 都市計画法第 12 条の 4 に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域</p> <p>ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下この項において「土砂災害防止法」という。）第 9 条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（以下 7. において「土砂災害特別警戒区域」という。）</p> <p>ホ 特定都市河川浸水被害対策法第 56 条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域</p> <p>ヘ 土砂災害防止法第 4 条第 1 項に定められた基礎調査を完了し、ニに掲げる区域に指定される見込のある区域</p> <p>ト 事業着手時点で過去 3 年間に災害救助法の適用を受けた区域</p> <p>二 許可基準</p> <p>特定都市河川浸水被害対策法第 68 条に基づき前号ホの区域について定</p>

改正案	現行
<p>められた許可の基準をいう。</p> <p>三 事業推進経費 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用をいう。</p> <p>2.～6. (略)</p> <p>7. 交付対象事業等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、<u>原則として</u>次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 土砂災害特別警戒区域外に存すること</p> <p><u>二 災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に基づき都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法第3条第1項に基づき主務大臣が指定した地すべり防止区域と重複する区域に限る。）外に存すること</u></p> <p><u>三 都市再生特別措置法第88条第1項に規定する住宅を新築する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと</u></p> <p><u>四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること</u></p> <p>8. 雑則</p> <p><u>この要綱の施行（令和6年4月1日）の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。</u></p> <p>イー16－（12）-④災害危険区域等建築物防災改修等事業</p>	<p>められた許可の基準をいう。</p> <p>三 事業推進経費 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用をいう。</p> <p>2.～6. (略)</p> <p>7. 交付対象事業等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない</p> <p>一 <u>原則として</u>土砂災害特別警戒区域外に存すること <u>（新規）</u></p> <p><u>二 原則として都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと</u></p> <p><u>三 原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること</u></p> <p>8. 雑則</p> <p><u>令和5年3月31日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。</u></p> <p>イー16－（12）-④災害危険区域等建築物防災改修等事業</p>

改正案	現行
<p>1. 定義</p> <p>1 (略)</p> <p>2 イ-16-(12)-④において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 災害危険区域等</p> <p>次のいずれかの区域（イ又はロにあっては、出水等による危険性を考慮して災害防止上必要な建築制限が定められたものに限る。）をいう。</p> <p>イ 建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（以下4.において「<u>災害危険区域</u>」という）</p> <p>ロ 都市計画法第12条の4に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域</p> <p>ハ 特定都市河川浸水被害対策法第56条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域</p> <p>二～五 (略)</p> <p>2.・3. (略)</p> <p>4. 交付対象事業</p> <p>1 交付金の交付対象事業は、事業主体が行う3.第1項各号に掲げる事業及び3.第1項第2号又は第3号に掲げるものを行う民間事業者等に対する事業主体の補助事業とする。</p> <p>2 特定既存不適格建築物等の建替えについては、<u>原則として</u>次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p>	<p>1. 定義</p> <p>1 (略)</p> <p>2 イ-16-(12)-④において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 災害危険区域等</p> <p>次のいずれかの区域（イ又はロにあっては、出水等による危険性を考慮して災害防止上必要な建築制限が定められたものに限る。）をいう。</p> <p>イ 建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域</p> <p>ロ 都市計画法第12条の4に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域</p> <p>ハ 特定都市河川浸水被害対策法第56条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域</p> <p>二～五 (略)</p> <p>2.・3. (略)</p> <p>4. 交付対象事業</p> <p>1 交付金の交付対象事業は、事業主体が行う3.第1項各号に掲げる事業及び3.第1項第2号又は第3号に掲げるものを行う民間事業者等に対する事業主体の補助事業とする。</p> <p>2 特定既存不適格建築物等の建替えについては、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p>

改正案	現行
<p>一 建替後の住宅は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域外に存すること</p> <p><u>二 建替後の住宅は、災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に基づき都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法第3条第1項に基づき主務大臣が指定した地すべり防止区域と重複する区域に限る。）外に存すること</u></p> <p><u>三 建替後の住宅は、都市再生特別措置法第88条第1項に規定する住宅等を新築する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと</u></p> <p><u>四 建替後の住宅・建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること</u></p> <p><u>五 地方公共団体が建替える建築物は、ZEB水準に適合すること</u></p> <p>3 交付金の交付対象となる事業は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間（以下、この項において「時限措置期間」という。）に行うものを対象とする。ただし、時限措置期間内に計画策定に着手し、時限措置期間後に災害危険区域等の指定等がなされた場合は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までにを行うものを対象とする。</p>	<p>一 建替後の住宅は、<u>原則として</u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域外に存すること</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>二 建替後の住宅は、原則として都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する住宅等を新築する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと</u></p> <p><u>三 建替後の住宅・建築物は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること</u></p> <p><u>四 地方公共団体が建替える建築物は、原則としてZEB水準に適合すること</u></p> <p>3 交付金の交付対象となる事業は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間（以下、この項において「時限措置期間」という。）に行うものを対象とする。ただし、時限措置期間内に計画策定に着手し、時限措置期間後に災害危険区域の指定等がなされた場合は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までにを行うものを対象とする。</p>

改正案	現行
<p>5. 雑則</p> <p><u>この要綱の施行（令和6年4月1日）の際、現に改正前の要綱に基づき</u> 事業着手しているものについては、なお従前の例による。</p> <p>イー16－（13）狭あい道路整備等促進事業</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 交付対象事業</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 狭あい道路拡幅等整備事業について、<u>令和11年</u>3月31日において完了しない事業（当該事業を行うことについて同日までに土地所有者等の同意を得ている場合を除く。）にあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。</p> <p>5 （略）</p> <p>□ 防災・安全交付金事業</p> <p>□－3 河川事業</p> <p>□－3－（8）流域貯留浸透事業</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能（以下□－3－（8）関係部分において「貯留・浸透機能」という。）をもつ施設の整備等を地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次の①～④のいずれかの要件に該当し、かつ⑤の要件に</p>	<p>5. 雑則</p> <p><u>令和5年3月31日までに現に</u>事業着手しているものについては、なお従前の例による。</p> <p>イー16－（13）狭あい道路整備等促進事業</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 交付対象事業</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 狭あい道路拡幅等整備事業について、<u>令和6年</u>3月31日において完了しない事業（当該事業を行うことについて同日までに土地所有者等の同意を得ている場合を除く。）にあつては、同日後に実施される事業の部分を除く。</p> <p>5 （略）</p> <p>□ 防災・安全交付金事業</p> <p>□－3 河川事業</p> <p>□－3－（8）流域貯留浸透事業</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能（以下□－3－（8）関係部分において「貯留・浸透機能」という。）をもつ施設の整備等を地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次の①～④のいずれかの要件に該当し、かつ⑤の要件に</p>

改正案	現行
<p>該当するものをいう。</p> <p>また、地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業については、地方公共団体が助成する予定としている雨水貯留浸透施設を合わせた規模、能力が次の①～④のいずれかの要件に該当するものも対象とする。</p> <p>① 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地（以下ロ-3-(8)関係部分において「対象施設」という。）を 500 m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあつては、<u>複数の施設で500m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(ア)三大都市圏の既成市街地（中部圏にあつては都市整備区域、近畿圏にあつては既成都市区域）及び人口密度が 4,000 人/km²以上の指定都市</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(イ) 100mm/h 安心プランに登録された地域（令和5年度までに登録された地域に限る。）</u></p> <p><u>(ウ) 内水被害等軽減対策計画（暫定版）に記載された地域又は内水被害等軽減対策計画に登録された地域</u></p> <p>②～⑤（略）</p> <p>3. 各種計画との整合</p>	<p>該当するものをいう。</p> <p>また、地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業については、地方公共団体が助成する予定としている雨水貯留浸透施設を合わせた規模、能力が次の①～④のいずれかの要件に該当するものも対象とする。</p> <p>① 公共施設等若しくは民間の施設又はその敷地（以下ロ-3-(8)関係部分において「対象施設」という。）を 500 m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業。ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあつては、<u>300m³以上の貯留機能若しくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能を持つ構造とする事業</u></p> <p><u>(ア)総合治水対策特定河川の流域</u></p> <p><u>(イ)三大都市圏の既成市街地（中部圏にあつては都市整備区域、近畿圏にあつては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあつては近郊整備区域）における人口密度が 4,000 人/km²以上の府県庁所在地</u></p> <p><u>(ウ)人口密度が 4,000 人/km²以上の指定都市（東京都特別区を含む。）</u></p> <p><u>(エ) 100mm/h 安心プランに登録された地域（複数の施設で 500m³以上の容量を確保する事業に限る）</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>②～⑤（略）</p> <p>3. 各種計画との整合</p>

改正案	現行
<p>流域貯留浸透事業については、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第4条第1項に基づく流域水害対策計画及び流域整備計画、100mm/h 安心プラン、<u>内水被害等軽減対策計画</u>又は流量分担計画（一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。）と整合が図られたものとする。</p> <p>なお、流量分担計画については、当該河川管理者が流域の地方公共団体等と協議して定めることとする。</p> <p>ロ-4 砂防事業 ロ-4-（1）通常砂防事業 1～3.（略）</p> <p>4. 交付対象事業の要件</p> <p>砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件当たり事業費が1億円以上のもの。</p> <p><u>なお</u>、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することが</p>	<p>流域貯留浸透事業については、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第4条第1項に基づく流域水害対策計画及び流域整備計画、100mm/h 安心プラン又は流量分担計画（一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。）と整合が図られたものとする。</p> <p>なお、流量分担計画については、当該河川管理者が流域の地方公共団体等と協議して定めることとする。</p> <p>ロ-4 砂防事業 ロ-4-（1）通常砂防事業 1～3.（略）</p> <p>4. 交付対象事業の要件</p> <p>砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件当たり事業費が1億円以上のもの<u>で、かつ原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。</u></p> <p><u>また</u>、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することが</p>

改正案	現行
<p>できる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>① ～② (略)</p> <p>ロ－４－（２）火山砂防事業</p> <p>１～３．(略)</p> <p>４．交付対象事業の要件</p> <p>砂防法第２条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、都道府県知事が施行する砂防工事(上流部の土砂生産源に対して通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。)で、次のいずれかの要件に該当し、１件当たり事業費が１億円以上のもの。</p> <p>なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成１２年法律第５７号)第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事</p>	<p>できる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>① ～② (略)</p> <p>ロ－４－（２）火山砂防事業</p> <p>１～３．(略)</p> <p>４．交付対象事業の要件</p> <p>砂防法第２条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、都道府県知事が施行する砂防工事(上流部の土砂生産源に対して通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。)で、次のいずれかの要件に該当し、１件当たり事業費が１億円以上のもので、かつ、原則として、当該砂防工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。</p> <p>また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成１２年法律第５７号)第７条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第９条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事</p>

改正案	現行
<p>業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>① ～② (略)</p> <p>ロ-5 地すべり対策事業</p> <p>ロ-5- (1) 地すべり対策事業</p> <p>1～3. (略)</p> <p>4. 交付対象事業の要件</p> <p>(1) 地すべり</p> <p>地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、<u>次のいずれかの要件に該当し、総事業費が1億円以上</u>のもの。</p> <p>なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p>	<p>業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>① ～② (略)</p> <p>ロ-5 地すべり対策事業</p> <p>ロ-5- (1) 地すべり対策事業</p> <p>1～3. (略)</p> <p>4. 交付対象事業の要件</p> <p>(1) 地すべり</p> <p>地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、総事業費が1億円以上のもの<u>のうち次のいずれかの要件に該当し、かつ、原則として、当該地すべり防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。</u></p> <p>また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p>

改正案	現行
<p>①～⑦ (略)</p> <p>(2) ぼた山</p> <p>地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、<u>次のいずれかの要件に該当し、総事業費が1億円以上のもの。</u></p> <p><u>なお</u>、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>ロ-6 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>ロ-6-(1) 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>1～3. (略)</p> <p>4. 交付対象事業の要件</p> <p>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年</p>	<p>①～⑦ (略)</p> <p>(2) ぼた山</p> <p>地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、総事業費が1億円以上のもの<u>のうち次のいずれかの要件に該当し、かつ、原則として、当該ぼた山崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。</u></p> <p><u>また</u>、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>ロ-6 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>ロ-6-(1) 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>1～3. (略)</p> <p>4. 交付対象事業の要件</p> <p>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年</p>

改正案	現行
<p>法律第57号)第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事(ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く)で、次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもの</p> <p>①～④ (略)</p> <p>ロ-7 水道・下水道事業</p> <p><u>水道に係る基幹事業は、ロ-7-(1)-①からロ-7-(1)-⑧を対象とする。</u></p> <p>下水道に係る基幹事業は、ロ-7-(2)-①からロ-7-(2)-⑤まで、ロ-7-(2)-⑦からロ-7-(2)-⑩及びロ-7-(2)-⑫からロ-7-(2)-⑮を対象とする。</p> <p>なお、ロ-7-(2)-②からロ-7-(2)-⑤まで、ロ-7-(2)-⑦からロ-7-(2)-⑩及びロ-7-(2)-⑫からロ-7-(2)-⑮に係る事業については、ロ-7-(2)-①2.に記載の要件を満足するものに限る。</p> <p><u>ロ-7-(1)-①水道未普及地域解消事業</u></p> <p><u>1. 目的</u></p>	<p>法律第57号)第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事(ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く)で、次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもの<u>で、かつ、原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>ロ-7 下水道事業</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>下水道に係る基幹事業は、ロ-7-(1)からロ-7-(5)まで、ロ-7-(7)からロ-7-(11)及びロ-7-(13)からロ-7-(16)を対象とする。</p> <p>なお、ロ-7-(2)からロ-7-(5)まで、ロ-7-(7)からロ-7-(11)及びロ-7-(13)からロ-7-(16)に係る事業については、ロ-7-(1)2.に記載の要件を満足するものに限る。</p>

改正案	現行
<p><u>水道未普及地域解消計画に基づき、水道施設の整備を行い、水道未普及地域の解消を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>2. 交付対象事業の要件</u></p> <p><u>(1) 新設</u></p> <p><u>市町村が、次の①及び②のいずれにも該当する簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業なお、当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口 10 人以上 100 人以下とする。ただし、国土交通大臣が認める地下水等汚染地域（以下、「地下水等汚染地域」という。）又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りではない。</u></p> <p><u>①当該事業と会計が同一又は管理が一体である等経営実態が一体である事業が存在していないこと。</u></p> <p><u>②既存の水道と接続せず、橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長が原則として 10km 以上離れていること。ただし、簡易水道施設を新設する事業で、給水人口が現在人口の 2 倍を超える場合にあってはその超える部分については補助対象事業とはしない。</u></p> <p><u>（独立行政法人都市再生機構等が行う宅地開発若しくは宅地建設又は独立行政法人住宅金融支援機構等の宅造融資を受けた者が行う宅地開発等により急激に人口が増加する場合には、この限りでない。）</u></p> <p><u>(2) 広域簡易水道</u></p> <p><u>簡易水道を布設し得る条件を備えたいくつかの地域の相互間の距離が、原則として 200m 以上（地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りでない。）の連絡管で連絡した 5,000 人を超える給水人口を有する単一の水道施設を新設する事業。ただし、同一</u></p>	

改正案	現行
<p><u>行政区域内に既に市町村が経営する水道事業が存在する場合には当該水道事業が経営するものに限る。</u></p> <p><u>(3) 飛地区域</u> <u>次の①又は②のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>① 簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた地域(地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあつては、この限りでない。)において、既存の水道事業の給水区域から原則として 200m 以上離れた地域に、既存の水道事業の経営による水道施設の整備を行う事業</u></p> <p><u>②①の地域又はその周辺で水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業の給水区域(飲料水供給施設にあつては現在供給されている区域)からの距離が、原則として 200m 以上(地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村及び離島簡易水道にあつては、この限りでない。)の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。(当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口 10 人以上 100 人以下とする。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあつてはこの限りではない。)</u></p> <p><u>(4) 給水区域内無水源</u> <u>既認可給水区域であつて、まだ水道が布設されていない地区(給水人口 101 人以上 5,000 人以下)に対し、現在給水されている区域から原則として 200m 以上の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。</u></p> <p><u>(5) 区域拡張</u> <u>市町村が簡易水道事業又は飲料水供給施設の給水区域の拡張を行う事業</u></p>	

改正案	現行
<p><u>(当該事業を行うために必要な基幹的施設の改良を行う事業（ローラー（１）－③生活基盤近代化事業の対象となる施設整備に限る。）を含む。)</u> <u>なお、簡易水道施設については給水人口 10 人以上、飲料水供給施設については従前の給水人口の 20%以上であること。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りでない。</u></p> <p>3. 交付対象事業</p> <p><u>簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業</u></p> <p><u>(１) 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費</u></p> <p><u>①井戸、集水埋きょ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設</u> <u>②導水管、送水管、その他導送水に必要な施設</u> <u>③浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設</u> <u>④配水池、配水管その他配水に必要な施設</u> <u>⑤飲料水供給施設にあっては、①から④までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であって屋外に新設する部分。</u> <u>ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p><u>ア 給水栓</u> <u>イ 立上り管</u></p> <p><u>⑥放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーベイメータ）</u></p> <p><u>(２) (１) に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>①事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設</u></p> <p><u>②給水装置</u></p> <p>4. 交付対象</p> <p><u>本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。</u></p> <p>ロー7-（1）-②簡易水道再編推進事業</p> <p>1. 目的</p> <p><u>簡易水道施設又は飲料水供給施設の統合整備等を行い、経営の一元化や管理の一体化等を図ることを目的とする。</u></p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p><u>（1）統合簡易水道</u></p> <p><u>市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設に係る統合簡易水道施設を整備する事業であって、次の①から③のいずれかに該当するも</u></p>	

改正案	現行
<p><u>の。</u></p> <p><u>①市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、ロー7-(1)-①水道未普及地域解消事業（給水人口50人未満のものを除く。）及びロー7-(1)-③生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業</u></p> <p><u>②統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合において、当該水道事業以外の水道事業（原則として200m以上の距離を有すること。）から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であって国土交通大臣が必要と認めた事業</u></p> <p><u>ただし、平成29年度以降は、平成19年度以降に事業の統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で他の水道施設から原則として200m以上の距離を有するものについて、次のア及びイのいずれにも該当する場合に実施する「同一水道事業内の離れた水道施設間の連絡管整備事業」であって、国土交通大臣が必要と認めた事業を含む。</u></p> <p><u>ア 水源が枯渇し、その周辺で水源の確保が著しく困難であるため、当該水道施設以外の水道施設から浄水を受ける連絡管の整備が最も経済的、合理的であること。</u></p> <p><u>イ 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの連絡管整備費用が平均以上であること。</u></p> <p><u>③経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業</u></p>	

改正案	現行
<p><u>(2) 簡易水道統合整備事業</u> <u>市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設を統合整備する事業であって、次の①又は②に該当するもの。</u></p> <p><u>①市町村が策定する簡易水道統合整備計画に基づき、上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要となるロー7-(1)-①水道未普及地域解消事業（給水人口50人未満のものを除く。）及びロー7-(1)-③生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業</u></p> <p><u>②経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業</u></p> <p>3. 交付対象事業の内容 <u>簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。なお、統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設を含む。</u></p> <p><u>(1) 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費</u></p> <p><u>①井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設</u></p> <p><u>②導水管、送水管、その他導送水に必要な施設</u></p> <p><u>③浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設</u></p> <p><u>④配水池、配水管その他配水に必要な施設</u></p>	

改正案	現行
<p><u>⑤飲料水供給施設（飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた未給水地区内を含む。）にあっては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であって屋外に新設する部分。</u> <u>ただし、次に掲げるものを除く。</u> <u>ア 給水栓</u> <u>イ 立上り管</u> <u>⑥放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーベイメータ）</u> <u>（2）（1）に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。</u> <u>①事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設</u> <u>②給水装置</u></p> <p><u>4. 交付対象</u> <u>本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。</u></p> <p><u>ロ-7-(1)-③生活基盤近代化事業</u></p>	

改正案	現行
<p>1. 目的 <u>簡易水道施設又は飲料水供給施設に係る増補改良や基幹改良、水量拡張を行う事業を行い、簡易水道施設等の基盤強化を図ることを目的とする。</u></p> <p>2. 交付対象事業の要件 <u>(1) 増補改良</u> <u>市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業で、次の(i)から(viii)のいずれかに該当するもの。</u></p> <p><u>①特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業(ただし、(1)に該当する事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。)に係る簡易水道施設(水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め10年間は特定簡易水道事業として扱わない。)</u></p> <p><u>②特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設(水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め10年間は特定飲料水供給施設として扱わない。)</u></p> <p><u>③平成19年度以降に統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として200m以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>ア. 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設</u></p>	

改正案	現行
<p><u>の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上であるもの</u></p> <p><u>イ. 経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること</u></p> <p><u>(ア) 上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が 10%以上</u></p> <p><u>(イ) 有収水量 1 m³当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量 1 m³当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上</u></p> <p><u>(i) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係る事業であって、次のア及びイに該当するもの。</u></p> <p><u>ア 増補改良しようとするしゅん工後 10 年以上経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設（以下「旧施設」という。）の計画水量が、水源の枯渇のため、当初の計画どおりには得られなくなったもの又は給水区域内の人口の増加、若しくは生活改善等に伴い使用水量が増加したため、当初の計画水量では一般の需要に応ずることができなくなったものであること。</u></p> <p><u>イ 旧施設における渇水期間中の 1 人 1 日当たりの最大給水可能量が 150ℓ 以下であること。</u></p> <p><u>(ii) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令 101 号）による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたことに伴う施設整備事業</u></p> <p><u>(iii) 鉛製管の更新を行う事業。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>(iv) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設（次のア及びイ又はウのいずれかに該当するものに限る。）、紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業</u></p> <p><u>ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸であること。</u></p> <p><u>イ 既設設備が塩素消毒のみの場合においては、原水中に、大腸菌、嫌気性芽胞菌、糞便性大腸菌群、糞便性連鎖球菌、クリプトスポリジウム若しくはジアルジアが検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便処理施設（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在すること。</u></p> <p><u>ウ 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過である場合においては、イに加え、浄水の濁度を 0.1 度以下に維持できない施設であること。</u></p> <p><u>(v) 有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）による汚染に対処するための活性炭処理施設等の整備又は活性炭処理施設等の整備に代替して開発する水源の整備事業</u></p> <p><u>(vi) 基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業であって、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、ウからカのいずれにも該当するもの。</u></p> <p><u>ア 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業</u></p> <p><u>イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれの</u></p>	

改正案	現行
<p><u>ある地域における事業</u></p> <p><u>ウ 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（管路は含まない。）及びこれらの施設内に存在する基幹的な水道構造物であり、施設の運営に必要な施設であること。</u></p> <p><u>エ 地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）第 14 条に定める法定耐用年数以内の施設又は経過年数が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産処分の制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）で定める年数以内の施設であること。</u></p> <p><u>オ 平成 9 年度以前に建築された施設であって、耐震診断により水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）に基づく施設基準を満たさないことが明らかであるもの。</u></p> <p><u>カ 耐震補強又は改築を行った基幹的な水道構造物については、供用期間内に発生する確率は低いが、大きな強度を有する地震動（レベル 2 地震動）に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること。</u></p> <p><u>（vii）緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。</u></p> <p><u>ア 大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業</u></p> <p><u>イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれの</u></p>	

改正案	現行
<p><u>ある地域における事業</u></p> <p><u>(viii) 原子力発電所等核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備事業</u></p> <p><u>(2) 基幹改良</u> <u>市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した場合に行う (i) から (iv) 並びに (v) のいずれかに該当するもの。ただし、(i) から (iii) は増補改良に該当する事業を除く。</u></p> <p><u>① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、下記 (i) から (iv) の事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。）</u></p> <p><u>② 特定飲料水供給施設に該当しない離島振興対策実施地域における飲料水供給施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定飲料水供給施設として扱わない。）</u></p>	

改正案	現行
<p>③ <u>平成 19 年度以降に統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び離島振興対策実施地域における飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>ア. 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの基幹改良事業費用が平均以上であるもの。</u></p> <p><u>イ. 経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること</u></p> <p><u>(ア) 上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が 10%以上</u></p> <p><u>(イ) 有収水量 1 m³当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量 1 m³当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上</u></p> <p><u>(3) 水量拡張</u></p> <p><u>市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の水量を拡張（拡張しようとする計画給水量が従前の計画給水量の 20%以上である場合。）する事業（当該事業を行うために必要となる基幹的施設の改良を行う事業（ただし、基幹改良の対象となる施設整備に限る。）を含む。）</u></p> <p><u>① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。）</u></p>	

改正案	現行
<p><u>② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定飲料水供給施設として扱わない。）</u></p> <p><u>③ 平成 19 年度以降に事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>ア. 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの水量拡張事業費用が平均以上であるもの。</u></p> <p><u>イ. 経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること</u></p> <p><u>（ア）上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が 10%以上</u></p> <p><u>（イ）有収水量 1 m³当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量 1 m³当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上</u></p> <p><u>3. 交付対象事業の内容</u></p> <p><u>簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設のうち、以下に掲げる施設整備等に関する事業。なお、統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設を含む。</u></p> <p><u>（1）次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費</u></p>	

改正案	現行
<p><u>①井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設</u></p> <p><u>②導水管、送水管、その他導送水に必要な施設</u></p> <p><u>③浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設</u></p> <p><u>④配水池、配水管その他配水に必要な施設</u></p> <p><u>⑤飲料水供給施設にあつては、①から④までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であつて屋外に新設する部分。</u></p> <p><u>ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p><u>ア 給水栓</u></p> <p><u>イ 立上り管</u></p> <p><u>⑥放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーベイメータ）</u></p> <p><u>（２）（１）に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。</u></p> <p><u>①事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設</u></p> <p><u>②給水装置</u></p> <p><u>4. 交付対象</u></p> <p><u>本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。</u></p>	

改正案	現行
<p>ロ-7-(1)-④高度浄水施設等整備費</p> <p>1. 目的 <u>高度浄水施設等の整備を行い、各種化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処することを目的とする。</u></p> <p>2. 交付対象事業の要件 <u>次のいずれにも該当する事業であること。</u> <u>(1) 高度浄水施設等の整備が特に必要であると認められる次の①に掲げる河川、湖沼等から取水する原水調整池若しくは浄水場に設置される施設、又は、湖沼等に設置される貯水池水質改善装置であって、かつ、②～⑥のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p><u>①対象となる河川、湖沼等</u></p> <p><u>ア 環境基本法第17条第1項に規定する地域内の河川、湖沼等</u> <u>イ 水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定地域及び同法第14条の8に規定する生活排水対策重点地域内の河川、湖沼等</u> <u>ウ 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する区域内の河川、湖沼等</u> <u>エ 環境基本法第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に係るものに限る。）の設定されている水域であって当該環境基準が達成されていない水域</u> <u>オ 湖沼水質保全特別措置法第3条第1項に規定する指定湖沼</u> <u>カ クリプトスポリジウム等の病原性原虫が検出された又は検出される</u></p>	

改正案	現行
<p><u>おそれがある河川、湖沼等</u></p> <p><u>キ トリクロロエチレン等の有機化学物質により、汚染された河川、湖沼等</u></p> <p><u>ク その他高度浄水施設を整備する必要性がア～オの地域と同等以上と国土交通大臣が認める地域内の河川、湖沼等</u></p> <p><u>②水道水における異臭味障害等の内容、程度が著しいこと及びそのおそれのあること。</u></p> <p><u>③水源水質について、「水質基準に関する省令」（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）に定める色度、臭気、過マンガン酸カリウム消費量等有機性汚濁に関する項目のいずれか又はマンガン（表流水に係るものに限る。）が基準値を超えていること。また、離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがあること。</u></p> <p><u>④水源水質について、トリハロメタン等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えている。又は超えるおそれがあること。</u></p> <p><u>⑤クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設、紫外線処理施設又は代替水源施設を整備する場合には、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスポリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存</u></p>	

改正案	現行
<p><u>在し、それらが検出されるおそれがあること。ただし、地表水の水を原水とする浄水場において紫外線処理施設のみを整備する場合にあっては、ろ過施設（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）を備えていること。</u></p> <p><u>⑥有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）による汚染に対処するための活性炭処理施設等又は代替水源施設を整備する場合は、水源水質中に有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）が検出されたことがあること。</u></p> <p><u>（2）のいずれかに該当するものであること。なお、水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあっては④の要件を満たしていること。</u></p> <p><u>①病原性原虫の汚染に対処するため実施するろ過施設及び紫外線処理施設の整備又は改良については、次のいずれかに該当する事業であること。</u></p> <p><u>a 既設の浄水施設が塩素消毒のみであること。</u></p> <p><u>b 既設の浄水施設が緩速ろ過又は急速ろ過設備である場合において浄水の濁度を 0.1 度以下に維持できない施設であること。</u></p> <p><u>②水質の安全、安定のために必要な原水調整池及び従来の浄水処理のレベルアップのためのろ過施設の整備については、次のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>a 給水人口 5 万人未満であること。</u></p> <p><u>b 施設整備後 30 年以上経過した浄水場の全面改築に併せて整備するものであること。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>③代替水源施設を整備する場合には、ろ過施設又は活性炭処理施設等を整備する場合と費用比較して安価に整備できること。</u></p> <p><u>④水道用水供給事業者から受水する水道事業者にあつては、水道用水供給事業者から受水ができない区域に給水するための施設の整備であること。ただし、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 25 年度以前に採択された事業を除く。</u></p> <p><u>⑤既設の浄水施設であつて、新たに覆盖するものであること。</u></p> <p><u>(3) ①水道事業については、資本単価が 90 円／ m³以上であること。ただし、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 21 年度以前に採択された事業は、70 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>②水道用水供給事業については、資本単価 が 70 円／m³以上であること。ただし、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 21 年度以前に採択された事業は、50 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>上記 (1)、(2) の基準を満たすクリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための事業であつて、(3)の基準に満たない事業、又は、水道水源開発等施設整備費国庫補助において平成 21 年度以前に採択された事業であること。</u></p> <p>3. 交付対象事業の内容 水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる</p>	

改正案	現行
<p><u>施設の整備等に関する事業。なお、水道水源開発施設整備費の国庫補助対象となる施設を含まないものとする。</u></p> <p><u>(1) 高度浄水施設整備事業</u></p> <p><u>①生物処理施設</u> <u>生物処理槽、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</u></p> <p><u>②オゾン処理施設</u> <u>オゾン接触槽、オゾン発生機、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</u></p> <p><u>③活性炭処理施設</u></p> <p><u>ア 粉末活性炭処理施設</u> <u>粉末活性炭投入用施設、自動攪拌装置付溶解槽、自動注入装置、活性炭接触池、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</u></p> <p><u>イ 粒状活性炭処理施設</u> <u>活性炭吸着槽、電気・機械設備、粒状活性炭貯槽設備、粒状活性炭再生設備、各種配管・計装設備</u></p> <p><u>④ストリッピング処理施設（揮散処理）</u> <u>充填塔、電気・機械設備、排出ガス吸着装置、各種配管及び計装設備</u></p> <p><u>⑤酸化処理施設（原水中に溶解しているマンガン又はヒ素を酸化処理によって除去するための処理施設）</u> <u>酸化設備、沈澱ろ過設備（酸化処理に伴って必要となるものに限る。）、</u></p>	

改正案	現行
<p><u>次亜塩素酸ナトリウム等酸化剤の貯槽設備・注入装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</u></p> <p><u>⑥電気透析処理施設（原水中に溶解している臭素イオンを電気透析により除去する施設）調整設備（薬品注入設備を含む。）、電気透析設備、放流設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</u></p> <p><u>⑦膜ろ過施設調整設備（薬品注入設備含む。）、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</u></p> <p><u>⑧紫外線処理施設調整設備（薬品注入設備を含む。）、紫外線照射槽、紫外線照射装置、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</u></p> <p><u>⑨原水調整池（水道原水の水質変動を吸収するための必要最小限の調整池） 原水調整池、導水管（原水調整池の整備に伴って必要となる最小限のものに限る。）、電気・計装・機械設備</u></p> <p><u>⑩従来の浄水処理のレベルアップのために必要なら過施設 ア 急速ろ過施設（消毒のみ又は緩速ろ過の方式の浄水施設を更新する場合であって、急速ろ過の方式による浄水処理を行うために必要な施設） 凝集池、薬品沈澱池、急速ろ過池、凝集用薬品注入設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備</u></p>	

改正案	現行
<p><u>イ 膜ろ過施設</u> 調整設備（薬品注入設備を含む。）、膜ろ過設備、電気・機械設備、各種配管及び計装設備置</p> <p><u>⑪貯水池水質改善施設</u> 水質改善装置の整備のための空気揚水筒、コンプレッサー、電気設備、その他関連設備</p> <p><u>⑫離島等の特殊性からカルシウム、マグネシウム等（硬度）が高く日常生活に支障が生じるおそれがある場合にその硬度低減のために必要な施設</u></p> <p><u>⑬①～⑫に掲げる処理施設と同等の浄水性能を得るために必要な施設</u></p> <p><u>(2) 水道原水水質改善事業</u> 高度な処理を行う浄水施設に代替して設置される水道原水の水質を改善するために必要な施設であって、次に掲げるもの</p> <p><u>①水道原水バイパス管</u> 水質が良好な河川水を上流から取水するためのバイパス管、ポンプ、その他原水水質の改善に必要な施設</p> <p><u>②取排水系統再編に係る上流取水のための施設</u> 取水門、取水堰、取水塔、取水ポンプ、その他取水に必要な施設、導水きょ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</p>	

改正案	現行
<p><u>③伏流水取水施設</u> <u>集水埋きよ、取水ポンプ、導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他取水・導水に必要な施設</u></p> <p><u>④①～③と同等の機能を有するものと認められる水道原水水質改善施設</u></p> <p><u>(3) 代替水源施設整備事業</u> <u>有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）又はクリプトスポリジウム等による水道原水の汚染等に対応するため、現在取水を行っている対策が必要な水源を廃止し、別の自己水源から給水する場合並びに水道事業が水道用水供給事業から受水する場合に必要な次に掲げる施設</u></p> <p><u>①取水施設、導水管、導水ポンプ、浄水施設（消毒設備に限る。）、送配水管、送配水ポンプ、配水池等取水、導水、浄水、送水及び配水に必要な施設</u></p> <p><u>②①と同等の機能を有するものと認められる代替水源施設</u></p> <p><u>(4) 浄水施設覆蓋整備事業</u> <u>活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）第 23 条第 1 項の規定により指定された降灰防除地域に存する浄水施設の覆蓋</u></p> <p><u>(5) (1) から (3) に掲げる施設と密接な関連を有する施設</u></p>	

改正案	現行
<p>4. 交付対象</p> <p><u>本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。</u></p> <p>ロー7-（1）-⑤緊急時給水拠点確保等事業</p> <p>1. 目的</p> <p><u>12時間までの容量を有する配水池の整備や緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁、大容量送水管、耐震性能を有する重要給水施設配水管の整備等を行い、緊急時における給水の確保及び浄水時の配水調整の容易化等を図ることを目的とする。</u></p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p><u>「緊急時給水拠点確保等事業」とは、次のいずれかに該当する地域（以下、「地震対策等地域」という。）等において、緊急時における給水拠点を確保することを目的として、以下の要件に基づき実施される事業である。</u></p> <p>I 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の</p>	

改正案	現行
<p><u>規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域。</u></p> <p><u>Ⅱ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域。</u></p> <p><u>Ⅲ 過去に、有害物質の流出等により取水停止を行い、かつ、今後もそのおそれがある地域であること。</u></p> <p><u>（1）配水池</u> <u>次の①～③のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>①計画一日最大給水量の10時間分を超え、12時間までの容量の配水池を整備する事業であること。</u> <u>ただし、平成15年度以前に採択された事業については、なお従前のおりとする。</u></p> <p><u>②資本単価が90円/m³以上であること。</u> <u>ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/m³以上であること。</u></p> <p><u>③地震対策等地域のⅠ～Ⅲのいずれかの地域における事業であること。</u></p> <p><u>（2）緊急時用連絡管 緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業体等の間若しくは同一の水道事業体内（系列間の連絡管に限る。）で水道水を相互融通できる施設を整備する①又は②のいずれかに該当する事業であること。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>①広域圏域の間又は近隣の水道事業体等の間の場合は当該水道事業体等の一つが、同一の水道事業体内の場合は当該水道事業体等が、次のいずれにも該当するものであること。</u></p> <p><u>ア 資本単価が 90 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、70 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>イ 地震対策等地域の I 又は II のいずれかの地域における事業であること。</u></p> <p><u>②国土交通大臣が認める緊急時用連絡管の整備事業であること。</u></p> <p><u>(3) 貯留施設</u></p> <p><u>送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業で、次の①～③のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>①資本単価が、水道事業にあつては 90 円／m³以上、水道用水供給事業にあつては 70 円／m³以上であること。ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては 70 円／m³以上、水道用水供給事業にあつては 50 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>②既設の管路の更新等に合わせて整備するものであること。</u></p> <p><u>③地震対策等地域の I 又は II のいずれかの地域における事業であること。</u></p> <p><u>(4) 緊急遮断弁</u></p> <p><u>緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁の整備事業であつて、次の①及び②のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>①資本単価が、水道事業にあつては 90 円／m³以上、水道用水供給事業に</u></p>	

改正案	現行
<p><u>あつては 70 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては 70 円／m³以上、水道用水供給事業にあつては 50 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>②地震対策等地域の I 又は II のいずれかの地域における事業であること。</u></p> <p><u>(5) 大容量送水管</u></p> <p><u>緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管を整備する事業であつて、次の①～③のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>ただし、施設規模については、「水道の耐震化計画等策定指針」(平成 20 年 4 月 8 日健水発第 0408002 号厚生労働省健康局水道課長通知を参照)の応急給水の目標設定例に基づき、給水地域全体に 10 日間程度の応急給水が可能な容量を上限とする。</u></p> <p><u>①資本単価が、水道事業にあつては 90 円／m³以上、水道用水供給事業にあつては 70 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては 70 円／m³以上、水道用水供給事業にあつては 50 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>②地震対策等地域の I 又は II のいずれかの地域における事業であること。</u></p> <p><u>③地震等の災害時には、給水タンク車、消防車への給水、仮設給水栓による応急給水など、防災活動の拠点となるものであること。</u></p> <p><u>(6) 重要給水施設配水管</u></p> <p><u>基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管であつて、耐震機能を有するものを整備する次の①～③のいずれかに該当す</u></p>	

改正案	現行
<p><u>る事業であること。</u></p> <p><u>①特定簡易水道事業（※）以外の簡易水道事業者が実施する事業で以下の(1)または(2)のいずれかの地域における事業</u></p> <p><u>(1) 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域</u></p> <p><u>(2) 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域</u></p> <p><u>②次のいずれにも該当する水道事業であること。</u></p> <p><u>ア 資本単価が90円/m³以上であること。</u></p> <p><u>ただし、平成21年度以前に採択された事業は、70円/m³以上であること。</u></p> <p><u>イ 地域防災計画等において、災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など人命の安全確保を図るために、給水優先度が特に高い施設への配水管であること。</u></p> <p><u>ウ 給水人口5万人以上の水道事業者が整備する場合にあっては、次のaに該当し、かつ、b～dのいずれかに該当する水道事業者であること。</u></p> <p><u>なお、c及びdは、平成30年度までの時限措置とする。</u></p> <p><u>a 地震対策等地域のI又はIIのいずれかの地域における事業であること。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>b 1か月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者であること。</u></p> <p><u>c 平成 21 年度以降に他の水道事業（給水人口 5,000 人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者であること。</u></p> <p><u>d 水道事業（給水人口 5,000 人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者であること。ただし、平成 30 年度までに統合する計画であるものに限る。</u></p> <p><u>③国土交通大臣が認める重要給水配水管事業であるもの</u></p> <p><u>（7）基幹水道構造物の耐震化事業</u> <u>配水池及び浄水場等の基幹水道構造物のうち特に耐震化が必要であると認められるものの補強事業又は改築・更新事業であって、次の①又は②のいずれかに該当する事業であること。なお、平成 29 年度以降に採択された事業については、効率的な交付金事業執行の観点から、本事業の実施前に近隣事業者等との広域化についても検討すること。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>①次のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>ア 資本単価が水道事業にあつては 90 円／m³以上、水道用水供給事業にあつては 70 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>ただし、平成 21 年度以前に採択された事業は、水道事業にあつては 70 円／m³以上、水道用水供給事業にあつては 50 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>イ 地方公営企業法施行規則第 14 条に定める法定耐用年数以内の施設であること。</u></p> <p><u>ウ 平成 9 年度以前に建築された施設であること。</u></p> <p><u>エ 耐震補強又は改築・更新を行った基幹水道構造物については、供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動(レベル 2 地震動)に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること。</u></p> <p><u>オ 地震対策等地域の I 又は II のいずれかの地域における事業であること。</u></p> <p><u>②国土交通大臣が認める基幹水道構造物の耐震化事業であるもの</u></p> <p><u>(8) 取水施設耐災害性強化事業</u></p> <p><u>土砂災害警戒区域等にある取水施設の耐災害性強化事業(ただし、施設の移転は除く)であつて、次のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>なお、令和 10 年度までの時限事業とする。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>①水道事業で資本単価 90 円／m³以上、又は水道用水供給事業で資本単価 70 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>②断水影響戸数が 2,000 戸以上の施設であること。</u></p> <p><u>(9) 水道施設耐災害性強化事業</u> <u>次のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>①災害復旧事業と併せて行う水道施設の耐災害性強化事業であること</u></p> <p><u>②原形より水道施設の耐災害性が強化される事業であること</u></p> <p><u>③他の事業による防災対策が実施されても被災原因となった災害と同様の災害によって被災するおそれがあること。</u></p> <p><u>3. 交付対象事業の内容</u></p> <p><u>簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設（ただし、2.（6）の事業に限る。）、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。</u></p> <p><u>ただし、災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池、緊急時用連絡管、貯留施設、緊急遮断弁、大容量送水管、重要給水施設配水管の整備事業及び基幹水道構造物の耐震化事業（補強又は改築・更新）とする。なお、緊急時給水拠点確保等事業の対象施設には、水道広域化施設整備費の対象となる施設は含まないものとする。</u></p> <p><u>(1) 配水池</u> <u>配水池及び配水池と密接な関連を有する次に掲げる施設 とする。</u></p> <p><u>①送水管及び配水管（ただし、既設管との連絡部分に限る。）</u></p>	

改正案	現行
<p>②塩素注入設備</p> <p>③計装設備</p> <p>④仕切弁、緊急遮断弁等</p> <p>⑤ポンプ</p> <p><u>(2) 緊急時用連絡管</u> 次に掲げる施設とする。</p> <p>①導水管</p> <p>②送水管</p> <p>③配水管</p> <p>④ポンプ</p> <p>⑤計装機器</p> <p>⑥その他必要な施設</p> <p><u>(3) 貯留施設</u> 貯留施設及び貯留施設と密接な関連を有する次に掲げる施設とする。</p> <p>①貯水施設</p> <p>②配水管、送水管（ただし、既設管との連絡部分に限る。）</p> <p>③給水管、給水栓、給水ポンプ（ただし、貯留施設の設置時に施設に近接して構築物として整備される必要最小限の緊急時用の設備とする。）</p> <p><u>(4) 緊急遮断弁</u> 緊急遮断弁及び緊急遮断弁と密接な関連を有する次に掲げる施設とする。</p> <p>①緊急遮断弁（作動スイッチを含む。）</p>	

改正案	現行
<p><u>②非常用電源設備</u></p> <p><u>③伸縮可撓管（ただし、配水池等との連結部分に限る。）</u></p> <p><u>（５）大容量送水管</u> <u>送水管及び立坑施設</u></p> <p><u>（６）重要給水施設配水管</u> <u>重要給水施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設とする</u></p> <p><u>（７）基幹水道構造物の耐震化事業</u> <u>次に掲げる施設とする。</u></p> <p><u>①取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）</u></p> <p><u>②その他、上記施設内に存在する基幹水道構造物であり、施設の運用に必要な施設</u></p> <p><u>（８）取水施設耐災害性強化事業</u> <u>取水施設及びこれらの施設と密接に関連する施設</u></p> <p><u>（９）水道施設耐災害性強化事業</u> <u>取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関係を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）</u></p> <p><u>4. 交付対象</u></p>	

改正案	現行
<p><u>本事業の交付対象は、水道事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。</u></p> <p>ロ-7-(1)-⑥水道管路耐震化等推進事業</p> <p>1. 目的 <u>導水管及び送水管、配水管等について耐震機能を有する管への更新等を行い、自然災害発生時等の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減することを目的とする。</u></p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p><u>(1) 老朽管更新事業</u></p> <p><u>①平成27年度以前に採択された事業及び平成28年度に実施する事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>但し、平成28年度に新規に実施する事業に関しては、平成28年度事業実施分に限り対象とする。</u></p> <p><u>ア 地震対策として行う更新事業であって、次の(ア)に該当し、かつ、(イ)～(カ)のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>ただし、(エ)については平成25年度まで、(オ)については平成30年度までの時限措置とする。</u></p> <p><u>(ア) 次のⅠ又はⅡのいずれかの地域における事業であること。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>I 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域。</u></p> <p><u>II 地震、濁水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域。（イ）給水人口が 5 万人未満の水道事業者であること。</u></p> <p><u>（ウ）給水人口が 5 万人以上の水道事業者であって、1 か月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する給水人口 5 万人以上の水道事業者における平均料金よりも高い水道事業者であること。</u></p> <p><u>（エ）給水人口が 5 万人以上の水道事業者であって、次のいずれにも該当する水道事業者。ただし、基幹管路における鑄鉄管、コンクリート管の更新事業に限る。</u></p> <p><u>a. 基幹管路における「布設後 20 年以上経過した鑄鉄管、コンクリート管」（次の b. において「老朽管」という。）が、基幹管路延長の 10% 以上残存している水道事業者であること。</u></p> <p><u>b. 単年度あたり、基幹管路延長の 1.5% 以上又は 5 km 以上の老朽管更新を行う整備計画により事業を行う水道事業者であること。</u></p> <p><u>（オ）給水人口が 5 万人以上の水道事業者であって、次のいずれかに該当する水道事業者であること。</u></p> <p><u>a. 平成 21 年度以降に他の水道事業（給水人口 5,000 人以下の水道事業を除く。）との事業統合（市町村区域を超えた経営統合を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合（経営統合を含む。）を行った水道事業に係る水道事業者であること。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>b. 水道事業（給水人口 5,000 人以下の水道事業を除く。）との事業統合計画（市町村区域を超えた経営統合計画を含む。）、あるいは水道用水供給事業との事業統合計画（経営統合計画を含む。）が、広域的水道整備計画に定められている水道事業に係る水道事業者。ただし、平成 30 年度までに統合する計画であるものに限る。</u></p> <p><u>（カ）水道用水供給事業者であること。</u></p> <p><u>イ 水道事業で資本単価 90 円／m³以上、又は水道用水供給事業で資本単価 70 円／m³以上であること。また、平成 10 年度以前に採択された事業であって上記の基準に満たないものについては、用水単価 160 円／m³以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価 80 円／m³以上であること。また、平成 21 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、水道事業にあつては資本単価が 70 円／m³以上、水道用水供給事業にあつては資本単価が 50 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>②①に該当する事業であつて、水道事業で資本単価 140 円／m³以上、又は水道用水供給事業で資本単価 100 円／m³以上であること。また、平成 10 年度以前に採択された事業であつて、上記の基準に満たないものについては、用水単価 230 円／m³以上であること、又は水道用水供給事業で用水単価 130 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>③国土交通大臣が認める老朽管の更新事業であること。</u></p> <p><u>（2）水道管路緊急改善事業</u></p> <p><u>次のいずれかに該当する事業であること。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>①1 ヶ月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。</u></p> <p><u>②①に該当しない上水道事業者であり、1 ヶ月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。</u></p> <p><u>③①に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が 100%以上の上水道事業者であること。</u></p> <p><u>④水道用水供給事業者であること。</u></p> <p><u>ただし、次のいずれかの事業については、①から④の条件は付さない。</u></p> <p><u>ア コンセッション方式導入のために実施する事業。なお、交付額は 5 億円を上限とする。</u></p> <p><u>イ ア以外のウォーターPPP 導入のために実施する事業。なお、交付額は 1 億円を上限とする。</u></p> <p><u>（3）管路近代化事業</u></p> <p><u>直結給水を実施するための次のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>①都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条の規定に基づき定められる市街化区域及び当該市街化区域と一体となった配水施設の整備を行うことが合理的である給水区域において行う事業であって、直結給水対象人口が 10 万人を限度とするものであること。</u></p> <p><u>②資本単価 140 円／m³以上であること。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>(4) 鉛管更新事業</u> <u>鉛管の更新事業であって、資本単価 90 円／m³以上であるもの。ただし、平成 21 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、70 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>(5) 基幹管路耐震化整備事業</u> <u>次のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>①災害復旧事業と併せて行う導水管、送水管、国土交通大臣が必要と認める配水管の耐震化事業であること。</u></p> <p><u>②原形より耐震化が向上する材質又は継手構造を持つ管路により災害復旧を行った事業であること。</u></p> <p><u>③更新する管路は、災害復旧の補助対象となった管と同等の耐震性を有する材質又は継手構造であること</u></p> <p><u>(6) 海底送・配水管更新事業</u> <u>令和 7 年度以前に採択された海底送・配水管更新計画に基づく事業であって、次の①及び②のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>①水道事業で資本単価 90 円／m³以上、又は水道用水供給事業で資本単価 70 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>②事業の対象となる海底送水管・海底配水管の代替水源が存在しないこと。</u></p> <p><u>(7) 水管橋耐震化等事業</u> <u>令和 7 年度以前に採択された水管橋耐震化等計画に基づく事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>①水道事業で資本単価 90 円／m³以上、又は水道用水供給事業で資本単価</u></p>	

改正案	現行
<p><u>70 円/m³以上であること。</u></p> <p><u>②他の管路等の使用によりバックアップして水供給を行うことができないこと。</u></p> <p><u>(8) 導水管・送水管複線化事業</u></p> <p><u>河川を横断する導水管又は送水管の複線化事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>①資本単価が、水道事業者にあつては 90 円/m³以上、水道用水供給事業にあつては 70 円/m³以上であること。</u></p> <p><u>②既設管路が破損した場合に 5 万人以上が断水の影響を受けること。</u></p> <p><u>③新設管の法定耐用年数（40 年）の間、既設管を維持する予定であること（既設管を更新して維持する場合を含む）。</u></p> <p><u>④他の管路等の使用によりバックアップして水供給を行うことができないこと。</u></p> <p><u>⑤次のア又はイの地域で行う事業であること。</u></p> <p><u>ア 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策推進地域又は津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づく津波災害警戒区域</u></p> <p><u>イ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域</u></p>	

改正案	現行
<p>3. 交付対象事業の内容</p> <p><u>水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。</u></p> <p><u>(1) 老朽管更新事業</u></p> <p><u>布設後 20 年以上経過した塩化ビニル管（接着接合の継手など耐震性の低い継手を有するものに限る。）、鑄鉄管及びコンクリート管並びに、布設後 30 年以上経過したダクタイル鑄鉄管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。</u></p> <p><u>①導水管</u></p> <p><u>②送水管</u></p> <p><u>③配水管</u></p> <p><u>ただし、塩化ビニル管及びダクタイル鑄鉄管については基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されているものに限る。</u></p> <p><u>(2) 水道管路緊急改善事業</u></p> <p><u>布設後 40 年以上経過した鑄鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されている管路の更新事業であること。ただし、塩化ビニル管、ダクタイル鑄鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。</u></p> <p><u>(3) 管路近代化事業</u></p> <p><u>次に掲げる事業であること。</u></p> <p><u>①石綿セメント管並びに、布設後 20 年以上経過した塩化ビニル管、鑄鉄</u></p>	

改正案	現行
<p><u>管及び鋼管等の管路更新（動水勾配の減少による必要動水圧の確保、配水圧の均等化、又は時間最大流量の増加への対応を目的として行われる場合は増口径を認める。）</u></p> <p><u>②ポンプ、水圧調整施設、電気計装設備の設置又は更新</u></p> <p><u>③その他必要と認める附帯施設</u></p> <p><u>（４）鉛管更新事業</u> 鉛管であって、次に掲げる管路の更新事業であること。</p> <p><u>①導水管</u></p> <p><u>②送水管</u></p> <p><u>③配水管</u></p> <p><u>（５）基幹管路耐震化整備事業</u> 次に掲げる施設であって、災害復旧事業の対象となった部分から直近の制水弁までの区間とする。ただし、次の③のエについては、災害復旧事業の対象となった部分から最初の分岐部までの区間とする。</p> <p><u>①導水管</u></p> <p><u>②送水管</u></p> <p><u>配水管（次のいずれかに該当するものに限る。）</u></p> <p><u>ア 給水人口 50 万人以上の水道事業者においては、口径 200 mm以上の配水管</u></p> <p><u>イ 給水人口 25 万人以上 50 万人未満の水道事業者においては、口径 150 mm以上の配水管</u></p> <p><u>ウ 給水人口 25 万人未満の水道事業者においては、口径 125 mm以上の配水管</u></p> <p><u>エ 学校、病院、公民館等の防災拠点等へ至る配水管</u></p>	

改正案	現行
<p><u>(6) 海底送・配水管更新事業</u> <u>布設後 20 年以上が経過した海底送水管・海底配水管の更新事業であること。</u></p> <p><u>(7) 水管橋耐震化等事業</u> <u>次に掲げる施設及び設備とする。</u> <u>①導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</u> <u>②送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</u></p> <p><u>(8) 導水管・送水管複線化事業</u> <u>次に掲げる施設及び設備とする。</u> <u>①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</u></p> <p><u>4. 交付対象</u> <u>本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律 第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。</u></p> <p>ロ-7-(1)-⑦水道事業運営基盤強化推進事業</p>	

改正案	現行
<p>1. 目的 <u>水道基盤強化計画等に基づく圏域における水道事業等の事業統合又は経営の一体化を契機に施設の整備を行い、水道の基盤強化を図ることを目的とする。</u></p> <p>2. 交付対象事業の要件 <u>(1) 広域化事業</u> <u>特定簡易水道事業以外の簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。ただし、経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。）、資本単価が 90 円/m³以上の水道事業又は 70 円/m³以上の水道用水供給事業が行う次のいずれにも該当する事業であって、事業開始後 5 年以内に事業統合又は経営の一体化（以下「広域化」という。）を実現すること。また、全体計画は原則 10 年間とし、令和 16 年度までの時限事業とする。</u></p> <p><u>①水道基盤強化計画等に基づく圏域における広域化であること。</u></p> <p><u>②市町村域を越えて 3 以上の水道事業、簡易水道事業又は水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）の広域化であり、かつ計画区域内の給水人口が原則 5 万人以上であること。ただし、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく半島振興対策実施地域に指定された地域、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく離島振興対策実施地域に指定された地域又は過疎地域の持続</u></p>	

改正案	現行
<p><u>的發展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項の規定に基づく過疎地域の区域内においては、市町村域を超えて2以上の水道事業、簡易水道事業又は水道用水供給事業の広域化であること。</u></p> <p><u>また、現在給水人口1万人未満の水道事業又は簡易水道事業を含む場合は、計画区域内の給水人口が3万人以上であること。</u></p> <p><u>③資本単価が90円／m³以上である水道事業を広域化の対象に含むこと。</u> <u>なお、次のいずれかに該当する水道事業は、資本単価に関する要件を付さないものとする。</u></p> <p><u>（ア）次のいずれにも該当する場合 ア 現在給水人口が1万人以下である水道事業であること。</u></p> <p><u>イ 一人当たりの管路延長（管路総延長／現在給水人口）が、毎年度別途通知する一人当たりの平均管路延長よりも長い水道事業であること。</u></p> <p><u>ウ 1か月に10m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高い水道事業であること。</u></p> <p><u>（イ）現在給水人口1万人以下の事業体を含む場合の広域化であって、広域化後の圏域における料金回収率を100%以上とする計画を策定すること。</u></p> <p><u>（2）運営基盤強化等事業</u></p>	

改正案	現行
<p><u>①広域化事業に係る対象施設の整備に要する事業費の総額を上限とし、広域化後の圏域において運営基盤を強化するために必要な施設の整備に関する事業であること。</u></p> <p><u>②広域化事業による水道施設の統廃合に伴い廃止する水道施設の撤去に関する事業であること。</u></p> <p><u>(3) 水道施設共同化事業</u> <u>令和5年度以前に採択された事業であって、水道基盤強化計画等において、将来的に3事業体以上で事業統合又は経営の一体化を行う方針を明示している圏域内の2以上の事業体で実施する共同の水道施設の建設事業であって、資本単価90円/㎡以上の水道事業者又は資本単価70円/㎡以上の水道用水供給事業者が実施する事業であること。</u></p> <p><u>(4) 水道施設再編推進事業</u> <u>給水区域における一般の水の需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、当該給水区域内において配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>①資本単価が水道事業にあつては90円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては70円/㎡以上であること。</u></p> <p><u>②公表された施設整備計画に基づき、同一系統において3施設以上の廃止を伴う水道施設の統合整備事業であること。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>(5) 水道施設台帳電子化促進事業</u> <u>広域化を検討している協議会等に参加している水道施設台帳の電子化が</u> <u>されていない水道事業者等が、行政区域を別にする他の水道事業者等と</u> <u>共同で水道施設台帳の電子化を図る事業であること。</u></p> <p><u>(6) 特定広域化施設整備費</u> <u>平成 26 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事</u> <u>業であること。</u></p> <p><u>①現在居住人口が原則として 50 万人以上のもの。</u> <u>ただし、地理的に孤立した地域であって、水源が当該地域で得られず、</u> <u>かつ、簡易水道では目的を達することができない場合で、その用水単価、</u> <u>資本単価が著しく高額となる場合にはこの限りでない。</u></p> <p><u>②給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。</u></p> <p><u>③水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による改正前</u> <u>の水道法第 5 条の 2 に基づく広域的水道整備計画に基づく事業であっ</u> <u>て、「特定広域化施設整備事業の基準」に適合するものであること。</u> <u>ただし、同事業が水道法第 5 条の 3 第 1 項に規定する水道基盤強化計画</u> <u>において定められた同条第 2 項第 7 号に掲げる事項として定められたと</u> <u>きは、この限りではない。</u></p> <p><u>④ア 水道事業については、資本単価が 140 円/m³以上であること。</u> <u>ただし、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満た</u></p>	

改正案	現行
<p><u>ないものについては、用水単価が 190 円／m³以上であり、かつ、資本単価が 120 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>イ 水道用水供給事業については、資本単価が 100 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>ただし、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 100 円／m³以上であり、かつ、資本単価が 80 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>ウ 昭和 56 年度以前に採択された事業であって、ア、イの基準に満たない事業については、「旧用水単価」が 40 円／m³を超えること。また、昭和 57 年度から昭和 59 年度までに採択された事業であって、ア、イの基準に満たない事業については、「旧用水単価」が 60 円／m³を超えること。</u></p> <p><u>(7) 一般広域化施設整備費</u></p> <p><u>平成 21 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>①特定広域化施設整備費の採択基準の 1 及び 2 に適合する事業であること。</u></p> <p><u>②ア 水道事業については、平成 21 年度以前に採択された事業であって、資本単価が 140 円／m³以上であること。</u></p> <p><u>ただし、平成 15 年度以前に採択された事業は、70 円／m³以上であること。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 130 円/m³以上であり、かつ、資本単価が 60 円/m³以上であること。</u></p> <p><u>イ 水道用水供給事業については、平成 21 年度以前に採択された事業であって、資本単価が 100 円/m³以上であること。</u></p> <p><u>ただし、平成 15 年度以前に採択された事業は、50 円/m³ 以上であること。また、平成 6 年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が 65 円/m³以上であり、かつ、資本単価が 40 円/m³以上であること。</u></p> <p><u>ウ 昭和 53 年度以前に採択された事業であって、ア、イの基準に満たない事業については、「旧用水単価」が 14 円/m³を超えること。</u></p> <p><u>(8) 広域化促進地域上水道施設整備費 平成 26 年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>①水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）による改正前の水道法第 5 条の 2 に基づく広域的水道整備計画の区域内の水道事業であって、かつ、特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業であること。</u></p> <p><u>ただし、同事業が水道法第 5 条の 3 第 1 項に規定する水道基盤強化計画において定められた同条第 2 項第 7 号に掲げる事項として定められたときは、この限りではない。</u></p>	

改正案	現行
<p><u>②計画給水人口又は計画給水量が20%（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された市町村（これらの市町村が構成団体となる一部事務組合を含む。）にあっては10%）以上増加する新設又は拡張事業であること。</u></p> <p><u>③資本単価が140円/㎡以上であること。</u> <u>ただし、上記の基準に満たない事業であって、昭和59年度以前に採択された事業については、「旧資本単価」が90円/㎡以上であること。また、平成6年度以前に採択された事業であって、上記の基準に満たないものについては、用水単価が190円/㎡以上であり、かつ、資本単価が120円/㎡以上であること。</u></p> <p><u>（9）水道広域化促進事業費</u> <u>平成26年度以前に採択された事業であって、次のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p><u>①統合後の水道事業が認可を受けている、又は統合に係る水道事業者若しくは水道用水供給事業者の間で統合について合意する旨の協定書等（統合予定日が、協定書等の締結日から3年以内であるものに限る。）が締結されていること。</u></p> <p><u>②給水人口が概ね10万人以下であり、かつ資本単価が90円以上である水道事業を統合の対象に含むこと。</u></p> <p><u>③経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設の整備計画が定め</u></p>	

改正案	現行
<p><u>られていること。</u></p> <p><u>④③の整備計画は、「水道広域化推進事業に係る整備計画」に定める要件を満たすものであること。</u></p> <p>3. 交付対象事業の内容</p> <p><u>簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設（ただし、2.（1）、（2）及び（5）の事業に限る。）、水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。</u></p> <p><u>（1）広域化事業</u></p> <p><u>次に掲げる施設及び設備とする。</u></p> <p><u>①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</u></p> <p><u>②貯水池、その他貯水に必要な施設</u></p> <p><u>③導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</u></p> <p><u>④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設</u></p> <p><u>⑤送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</u></p> <p><u>⑥配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設</u></p> <p><u>⑦会計システム、料金システム等の事務関係システム</u></p> <p><u>（2）運営基盤強化等事業</u></p> <p><u>①次に掲げる施設とする。</u></p> <p><u>ア 取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</u></p> <p><u>イ 貯水池、その他貯水に必要な施設</u></p>	

改正案	現行
<p><u>ウ 導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</u></p> <p><u>エ 沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設</u></p> <p><u>オ 送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</u></p> <p><u>カ 配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設</u></p> <p><u>②浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）</u></p> <p><u>（３）水道施設共同化事業</u> 次に掲げる施設及び設備とする。</p> <p><u>①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</u></p> <p><u>②貯水池、その他貯水に必要な施設</u></p> <p><u>③導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</u></p> <p><u>④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設</u></p> <p><u>⑤送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</u></p> <p><u>⑥配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設</u></p> <p><u>（４）水道施設再編推進事業</u> 次に掲げる施設とする。</p> <p><u>浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（ただし、管路は含まないものとする。）</u></p> <p><u>（５）水道施設台帳電子化促進事業</u> 次に掲げる経費を交付の対象とする。</p> <p><u>①需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費）</u></p>	

改正案	現行
<p><u>②役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料）</u></p> <p><u>③委託料</u></p> <p><u>④使用料及び賃借料</u></p> <p><u>（６）特定広域化施設整備費</u> 次に掲げる施設とする。</p> <p><u>①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</u></p> <p><u>②貯水池、その他貯水に必要な施設</u></p> <p><u>③導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</u></p> <p><u>④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設</u></p> <p><u>⑤送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</u></p> <p><u>⑥配水池、配水管、その他の基幹的な配水に必要な施設</u></p> <p><u>（７）一般広域化施設整備費</u> 次に掲げる施設とする。</p> <p><u>①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</u></p> <p><u>②貯水池、その他貯水に必要な施設</u></p> <p><u>③導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</u></p> <p><u>④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設</u></p> <p><u>⑤送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</u></p> <p><u>⑥配水池、配水管、その他の基幹的な配水に必要な施設（ただし、水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画の事業に限る。）</u></p> <p><u>（８）広域化促進地域上水道施設整備費</u></p>	

改正案	現行
<p><u>次に掲げる施設とする。</u></p> <p><u>①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</u></p> <p><u>②貯水池、その他貯水に必要な施設</u></p> <p><u>③導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</u></p> <p><u>④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設</u></p> <p><u>⑤送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</u></p> <p><u>⑥配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設（ただし、配水管の口径は、計画給水人口が25万人以上にあつては150mm以上、25万人未満にあつては75mm以上であること。</u></p> <p><u>（9）水道広域化促進事業費</u></p> <p><u>この事業は、複数の水道事業による市町村の区域を越えて行われる統合又は水道用水供給事業と水道事業による統合に伴って行う、経年施設更新事業及び統合関連事業で構成される事業であつて、次に掲げる施設とする。</u></p> <p><u>①取水門、取水堰、取水塔、井戸、集水埋きよ、取水ポンプ、その他取水に必要な施設</u></p> <p><u>②貯水池、その他貯水に必要な施設</u></p> <p><u>③導水きよ、導水管、導水ポンプ、その他導水に必要な施設</u></p> <p><u>④沈澱池、ろ過池、浄水池、その他浄水に必要な施設</u></p> <p><u>⑤送水きよ、送水管、送水ポンプ、その他送水に必要な施設</u></p> <p><u>⑥配水池、調整池、配水管、配水ポンプ、並びにそれらの付帯施設</u></p> <p><u>4. 交付対象</u></p>	

改正案	現行
<p><u>本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者に公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。</u></p> <p>ロ-7-(1)-⑧水道水源自動監視施設等整備事業</p> <p>1. 目的 <u>水道水源自動監視施設や遠隔監視システムの整備を行い、点在する施設の運転管理及び水道水源等の監視水準を維持しつつ、経費縮減を通じた経営の効率化を図ることを目的とする。</u></p> <p>2. 交付対象事業の要件 <u>(1) 水道水源自動監視施設整備費</u> <u>次のいずれにも該当する事業であること。</u></p> <p>①<u>水道水源自動監視施設の整備が必要であると認められる事業であること</u></p> <p>②<u>2以上の水道事業者等が連携して（ただし、平成22年3月31日までに市町村合併が行われたことに伴い統合した水道事業者等にあつては、合併年度及びこれに続く1年度はこの限りではない。）体系的・効率的かつ計画的に24時間連続して水道水源の監視を行う事業であること。</u></p> <p>③<u>都道府県が定める水道水質管理計画と整合性がとれたものであること</u></p>	

改正案	現行
<p><u>と。</u></p> <p><u>(2) 遠隔監視システム整備費</u></p> <p><u>平成 21 年度までに簡易水道事業と統合した水道事業及び令和 2 年 4 月 1 日厚生労働省発生食 0401 第 1 号厚生労働事務次官通知「簡易水道等施設整備費の国庫補助について」による改正前の「簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領」(昭和 44 年 5 月 8 日厚生省生衛第 405 号厚生事務次官通知の別紙乙)に規定している簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業等と統合した水道事業者が、当該統合を契機として、施設の管理水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業であること。</u></p> <p><u>3. 交付対象事業の内容</u></p> <p><u>水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設のうち、以下に掲げる施設の整備等に関する事業。</u></p> <p><u>(1) 水道水源自動監視施設整備費</u></p> <p><u>水系あるいは地域単位で複数の水道事業者等が連携して体系的・効率的な水道水源の監視を行うために必要な次に掲げる装置等とする。</u></p> <p><u>①理化学的指標検査装置(濁度、電気伝導度、pH 等)</u></p> <p><u>②生物指標検査装置(魚類等生物を利用)</u></p> <p><u>③サンプリング装置</u></p> <p><u>④ろ過装置</u></p> <p><u>⑤テレメータ</u></p> <p><u>⑥監視盤</u></p> <p><u>⑦その他附帯機器</u></p>	

改正案	現行
<p><u>(2) 遠隔監視システム整備費</u> <u>点在する施設の運転管理及び監視の水準を維持しつつ、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために必要な施設であって、取水量、配水池量、塩素濃度、水質異常及び配水量の監視・調整を行うために必要な次に掲げる装置等とする。</u></p> <p><u>①計装用機器（流量計測、水位計測、水圧計測、水質計測等）</u> <u>②監視操作設備</u> <u>③制御設備</u> <u>④伝送設備</u> <u>⑤その他付帯設備</u></p> <p><u>4. 交付対象</u> <u>本事業の交付対象は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。</u></p> <p>ロー7 - (2) - ①通常の下水道事業</p> <p>1. 目的 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築の実施により、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用</p>	<p>ロー7 - (1) 通常の下水道事業</p> <p>1. 目的 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築の実施により、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用</p>

改正案	現行
<p>水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業の要件（略）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（5）公営企業会計の適用に係る要件</p> <p>（6）使用料改定の必要性の検証に係る要件</p> <p>（7）下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入検討要件</p> <p>（8）PPP／PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件</p> <p>3.・4.（略）</p> <p>5. その他</p> <p>2.（2）、（3）、（4）及び（5）に記載の要件については、平成30年3月30日から適用するものとする。ただし、本施行前に該当するものは、なお従前の例による。</p> <p>6.（略）</p> <p>ロ－7－<u>（2）</u>－<u>②</u>下水道浸水被害軽減総合事業</p> <p>1.（略）</p>	<p>水域の水質の保全に資することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業の要件（略）</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p><u>（5）「広域化・共同化計画」策定に係る要件</u></p> <p><u>1）平成30年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化に関する計画の策定に着手していること。</u></p> <p><u>2）令和4年度末までに、都道府県を単位とした広域化・共同化に関する計画の策定を了していること。</u></p> <p>（6）公営企業会計の適用に係る要件</p> <p>（7）使用料改定の必要性の検証に係る要件</p> <p>（8）下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入検討要件</p> <p>（9）PPP／PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件</p> <p>3.・4.（略）</p> <p>5. その他</p> <p>2.（2）、（3）、（4）、<u>（5）</u>及び<u>（6）</u>に記載の要件については、平成30年3月30日から適用するものとする。ただし、本施行前に該当するものは、なお従前の例による。</p> <p>6.（略）</p> <p>ロ－7－<u>（2）</u>下水道浸水被害軽減総合事業</p> <p>1.（略）</p>

改正案	現行
<p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>ア) 下水道浸水被害軽減型</p> <p>「下水道浸水被害軽減型」は、次のいずれかに該当する地区の浸水被害の軽減及び解消を目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせる浸水対策を実施する事業をいう。</p> <p>① 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区</p> <p>(ア) 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区</p> <p>(イ) 過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区</p> <p>(ウ) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区</p> <p>(エ) 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区</p> <p>i) 浸水面積が1ha以上想定される地区</p> <p>ii) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在する地区</p> <p>② 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未</p>	<p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>ア) 下水道浸水被害軽減型</p> <p>「下水道浸水被害軽減型」は、次のいずれかに該当する地区の浸水被害の軽減及び解消を目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に自助取組を導くためのソフト対策を組み合わせる浸水対策を実施する事業をいう。</p> <p>① 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区</p> <p>(ア) 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区</p> <p>(イ) 過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区</p> <p>(ウ) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区</p> <p>(エ) 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区</p> <p>i) 浸水面積が1ha以上想定される地区</p> <p>ii) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在する地区</p> <p>② 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未</p>

改正案	現行
<p>解消となっている地区</p> <p>③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区</p> <p>④ 100mm/h 安心プランに登録された地区</p> <p>⑤ 特定都市河川流域に指定された地区</p> <p><u>⑥ 内水被害等軽減対策計画として認定された地区</u></p> <p>イ) 効率的雨水管理支援型</p> <p>「効率的雨水管理支援型」は、行政と住民等の連携の下に、迅速かつ経済的な浸水対策を推進することを目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い、浸水シミュレーション等による浸水リスク評価に応じたきめこまやかな対策目標と、既存施設を最大限活用した対策等により浸水対策を実施する事業をいう。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 交付対象事業の内容</p> <p>ア) 下水道浸水被害軽減型</p> <p>交付対象事業の範囲は、ロー7-<u>(2)</u>-①の対象となる施設の整備に加え、「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置付けられた次の施設の整備（浄化槽に関しては改造に限る。）とする。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>イ) (略)</p> <p>5.・6. (略)</p>	<p>解消となっている地区</p> <p>③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区</p> <p>④ 100mm/h 安心プランに登録された地区</p> <p>⑤ 特定都市河川流域に指定された地区</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ) 効率的雨水管理支援型</p> <p>「効率的雨水管理支援型」は、行政と住民等の連携の下に、迅速かつ経済的な浸水対策を推進することを目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い、浸水シミュレーション等による浸水リスク評価に応じたきめこまやかな対策目標と、既存施設を最大限活用した対策等により浸水対策を実施する事業をいう。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 交付対象事業の内容</p> <p>ア) 下水道浸水被害軽減型</p> <p>交付対象事業の範囲は、ロー7-<u>(1)</u>の対象となる施設の整備に加え、「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置付けられた次の施設の整備（浄化槽に関しては改造に限る。）とする。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>イ) (略)</p> <p>5.・6. (略)</p>

改正案	現行
<p>ロ-7- <u>(2)</u> -<u>③</u>下水道総合地震対策事業</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 交付対象事業の内容</p> <p>交付対象事業の範囲は、ロ-7- <u>(2)</u> -<u>①</u>の対象となる事業及び施設の整備に加え、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備のうち、「下水道総合地震対策計画」に位置付けられたものとする。</p> <p>① 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点・避難地）並びに高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院、帰宅困難者一時滞在施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業</p> <p>② 以下の(a)～(e)の施設の耐震化事業</p> <p>(a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路及び避難路の下に埋設されている管渠</p> <p>(b) 道路法に基づく重要物流道路及び代替・補完路の下に埋設されている管渠</p> <p>(c) 軌道の下に埋設されている管渠</p> <p>(d) 河川の下に埋設されている管渠</p> <p>(e) 水管橋</p> <p>③ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点・避難地）が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにロ-7- <u>(2)</u> -<u>②</u> 2. ア) の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上（指定市にあっては1ha以上（ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上）、一般市（市</p>	<p>ロ-7- <u>(3)</u> 下水道総合地震対策事業</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 交付対象事業の内容</p> <p>交付対象事業の範囲は、ロ-7- <u>(1)</u> の対象となる事業及び施設の整備に加え、次のいずれかに該当する事業及び施設の整備のうち、「下水道総合地震対策計画」に位置付けられたものとする。</p> <p>① 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点・避難地）並びに高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院、帰宅困難者一時滞在施設と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業</p> <p>② 以下の(a)～(e)の施設の耐震化事業</p> <p>(a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路及び避難路の下に埋設されている管渠</p> <p>(b) 道路法に基づく重要物流道路及び代替・補完路の下に埋設されている管渠</p> <p>(c) 軌道の下に埋設されている管渠</p> <p>(d) 河川の下に埋設されている管渠</p> <p>(e) 水管橋</p> <p>③ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点・避難地）が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにロ-7- <u>(2)</u> 2. ア) の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上（指定市にあっては1ha以上（ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上）、一般市（市から指</p>

改正案	現行
<p>から指定市及び過疎市を除いたもの。)にあっては0.5ha以上、町村(過疎町村を除く。)にあっては0.25ha以上、過疎市町村にあっては0.1ha以上)の貯留・排水施設の耐震化事業</p> <p>④ 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域(同法に基づく都市開発事業を施行する区域及び埋立地を除く。以下「対象地域」という。)内の管渠及び当該地域と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業。ただし、次のすべてに該当する場合に限る。</p> <p>(ア) 対象地域において都市機能が集積していること</p> <p>(イ) 対象地域の面積が20ha以上であること</p> <p>(ウ) 対象地域が存する市町村の下水道処理人口普及率が全国平均値以上であること</p> <p>⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積0.3ha以上または想定避難者数が200人以上の防災拠点・避難地に限る。)に整備するマンホールトイレシステム(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を50で除した数(小数点以下は切り上げ)を設置基数の上限とする。)</p>	<p>定市及び過疎市を除いたもの。)にあっては0.5ha以上、町村(過疎町村を除く。)にあっては0.25ha以上、過疎市町村にあっては0.1ha以上)の貯留・排水施設の耐震化事業</p> <p>④ 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域(同法に基づく都市開発事業を施行する区域及び埋立地を除く。以下「対象地域」という。)内の管渠及び当該地域と終末処理場とを接続する管渠の耐震化事業。ただし、次のすべてに該当する場合に限る。</p> <p>(ア) 対象地域において都市機能が集積していること</p> <p>(イ) 対象地域の面積が20ha以上であること</p> <p>(ウ) 対象地域が存する市町村の下水道処理人口普及率が全国平均値以上であること</p> <p>⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(敷地面積0.3ha以上または想定避難者数が200人以上の防災拠点・避難地に限る。)に整備するマンホールトイレシステム(ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を50で除した数(小数点以下は切り上げ)を設置基数の上限とする。)</p>
<p>4. ～6. (略)</p>	<p>4. ～6. (略)</p>
<p>ロ-7- (2) -④特定水域合流式下水道改善事業</p> <p>1. 目的</p> <p><u>合流式下水道を採用している地方公共団体において、特に対策の必要性が認められる特定の水域における水質保全等に資することを目的とする。</u></p>	<p>ロ-7- (4) 合流式下水道緊急改善事業</p> <p>1. 目的</p> <p><u>合流式下水道を採用している地方公共団体において、合流式下水道の改善を緊急的に実施し、公共用水域の水質保全等に資することを目的とする。</u></p>

改正案	現行
<p>2. 交付対象事業</p> <p>交付対象事業の範囲は、イー7ー <u>(2)</u> - <u>①</u> の対象となる施設の整備に加え、「<u>特定水域合流式下水道改善事業計画</u>」に位置付けられた次の施設の整備とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① 雨水貯留施設</p> <p>② 雨水吐を経た後の下水を遮集して処理場へ送水する管渠</p> <p>③ 分流化に係る管渠(上記①から②までによる改善対策より経済的なもの)</p> <p>3. 交付対象</p> <p>本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>4. <u>特定水域合流式下水道改善事業計画</u>の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、合流式下水道を採用している地区に関し、②に掲げる事項を定めた「<u>特定水域合流式下水道改善事業計画</u>」を記載するものとする。</p> <p>② 「<u>特定水域合流式下水道改善事業計画</u>」に定める主な事項は次のとおりとする。</p> <p>(a) <u>特定水域の概要及び選定理由</u></p> <p>(b) <u>下水道対策の整備目標</u></p> <p>(c) <u>事業内容、年度計画及び事業費</u></p>	<p>2. 交付対象事業</p> <p>交付対象事業の範囲は、イー7ー <u>(1)</u> の対象となる施設の整備に加え、「<u>合流式下水道緊急改善計画</u>」に位置付けられた次の施設の整備とする。</p> <p>① <u>雨水吐に設置するきょう雑物等の除去施設</u></p> <p>② 雨水貯留施設</p> <p>③ 雨水吐を経た後の下水を遮集して処理場へ送水する管渠</p> <p>④ 分流化に係る管渠(上記①から③までによる改善対策より経済的なもの)</p> <p>3. 交付対象</p> <p>本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>4. <u>合流式下水道緊急改善計画</u>の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、合流式下水道を採用している地区に関し、②に掲げる事項を定めた「<u>合流式下水道緊急改善計画</u>」を記載するものとする。</p> <p>② 「<u>合流式下水道緊急改善計画</u>」に定める主な事項は次のとおりとする。</p> <p>(a) <u>対象地区の概要</u></p> <p>(b) <u>整備目標</u></p> <p>(c) <u>事業内容及び年度計画等</u></p>

改正案	現行
<p><u>(d) 特定水域の整備目標整備効果</u></p> <p><u>(e) 費用効果分析の結果</u></p> <p><u>(f) 多様な主体による協議会等の概要</u></p> <p><u>(g) 河川事業等における対策内容</u></p> <p><u>(h) 雨天後の水質調査結果</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>5. その他</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>本事業は、令和10年度を越えない範囲で計画期間5年間以内の「特定水域合流式下水道改善事業計画」を作成し、事業着手した地方公共団体で以下の要件を全て満たす地方公共団体に限り実施できるものとする。</u></p> <p><u>イ)「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める全体事業費が10億円以上であること</u></p> <p><u>ロ)「特定水域合流式下水道改善事業計画」に事業の費用便益比を</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>③ 評価の実施</p> <p><u>合流式下水道緊急改善計画を社会資本総合整備計画に記載しようとする地方公共団体は、これまでに実施してきた合流式下水道の改善に係る事業について評価を行い、結果を公表するとともに、提出しようとする計画の中間年度終了時に中間評価を行い結果を公表することとし、併せて国へ提出するものとする。</u></p> <p>5. その他</p> <p><u>本事業は、令和元年度より1年間以内に令和5年度を越えない範囲で計画期間5年間以内の「合流式下水道緊急改善計画」を作成し、事業着手した地方公共団体に限り実施できるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>記載し、事業の効果が確認できること</u></p> <p><u>ハ) 多様な主体による協議会等により地域の合意形成が図られていること</u></p> <p><u>ニ) 河川事業等との連携を図りつつ、合流式下水道の改善対策を実施すること</u></p> <p><u>ホ) 合流式下水道の雨天時放流水に起因した水質汚濁が発生している水域において、雨天後の水質調査により、水質環境基準値を超過するなど著しい水質汚濁が確認されていること</u></p> <p>ロ-7- <u>(2)</u> -<u>⑤</u>都市水害対策共同事業</p> <p>1. 目的 内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用することにより、効率的な浸水対策を推進することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業 ①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行う事業のうち、下水道事業として実施するものをいう。</p> <p>① 交付対象事業の要件 交付対象事業は、次のすべてに該当するものとする。 (ア) 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与するものであること。 (イ) 本事業の実施について、下水道事業者と河川事業者との</p>	<p>ロ-7- <u>(5)</u> 都市水害対策共同事業</p> <p>1. 目的 内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用することにより、効率的な浸水対策を推進することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業 ①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行う事業のうち、下水道事業として実施するものをいう。</p> <p>① 交付対象事業の要件 交付対象事業は、次のすべてに該当するものとする。 (ア) 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与するものであること。 (イ) 本事業の実施について、下水道事業者と河川事業者との</p>

改正案	現行
<p>間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。</p> <p>(ウ) 本事業の実施に当たり、下水道事業者と河川事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。</p> <p>② 対象となる施設</p> <p>(ア) ネットワーク化施設</p> <p>下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設をネットワーク化するための管渠及び相互に排水するために必要なポンプ等の施設</p> <p>(イ) その他共同で施設を利用するために必要な施設</p> <p>3. 交付対象</p> <p>本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>ロー7ー <u>(2)</u> - (7) 下水道ストックマネジメント支援制度</p> <p>1. 目的</p> <p>下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うことにより、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする。</p> <p>2. 定義</p>	<p>間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。</p> <p>(ウ) 本事業の実施に当たり、下水道事業者と河川事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。</p> <p>② 対象となる施設</p> <p>(ア) ネットワーク化施設</p> <p>下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設をネットワーク化するための管渠及び相互に排水するために必要なポンプ等の施設</p> <p>(イ) その他共同で施設を利用するために必要な施設</p> <p>3. 交付対象</p> <p>本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>ロー7ー <u>(7)</u> 下水道ストックマネジメント支援制度</p> <p>1. 目的</p> <p>下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うことにより、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする。</p> <p>2. 定義</p>

改正案	現行
<p>「下水道ストックマネジメント計画」とは、下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「ストックマネジメント」とは、リスク評価に基づく対策の優先順位付けを行い、中長期的な視点から施設全体を計画的かつ効率的に管理することをいう。</p> <p>3. 交付対象事業</p> <p>① 下水道ストックマネジメント計画の策定 イー7ー(2)ー①からイー7ー(2)ー⑥まで、イー7ー(2)ー⑧からイー7ー(2)ー⑩まで、ロー7ー(2)ー①からロー7ー(2)ー⑤まで、ロー7ー(2)ー⑧からロー7ー(2)ー⑩までのいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定</p> <p>② 「下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な改築で、イー7ー(2)ー①からイー7ー(2)ー⑤まで、イー7ー(2)ー⑧からイー7ー(2)ー⑩まで、ロー7ー(2)ー①からロー7ー(2)ー⑤まで、ロー7ー(2)ー⑧からロー7ー(2)ー⑩までのいずれかの要件に合致するもの</p> <p>4. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>5. 下水道ストックマネジメント計画の社会資本総合整備計画への記載 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本整備計画に、</p>	<p>「下水道ストックマネジメント計画」とは、下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「ストックマネジメント」とは、リスク評価に基づく対策の優先順位付けを行い、中長期的な視点から施設全体を計画的かつ効率的に管理することをいう。</p> <p>3. 交付対象事業</p> <p>① 下水道ストックマネジメント計画の策定 イー7ー(1)からイー7ー(6)まで、イー7ー(9)からイー7ー(11)まで、ロー7ー(1)からロー7ー(5)まで、ロー7ー(9)からロー7ー(11)までのいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定</p> <p>② 「下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な改築で、イー7ー(1)からイー7ー(6)まで、イー7ー(9)からイー7ー(11)まで、ロー7ー(1)からロー7ー(5)まで、ロー7ー(9)からロー7ー(11)までのいずれかの要件に合致するもの</p> <p>4. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>5. 下水道ストックマネジメント計画の社会資本総合整備計画への記載</p>

改正案	現行
<p>「下水道ストックマネジメント計画」を記載するものとする。（「下水道ストックマネジメント計画」の策定を行う場合を除く。）</p> <p>6. 留意事項</p> <p>平成28年度より、施設の改築に対する交付は「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定することとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ロ-7- (2) -⑧下水道広域化推進総合事業</p> <p>1. 目的</p> <p>下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>① 計画策定等</p> <p>(ア) 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定</p> <p>(イ) 複数の地方公共団体が共同で利用するシステムの整備</p> <p>② 交付対象施設</p> <p>(ア) 共同水質検査施設 下水等の水質検査施設。</p> <p>(イ) 移動式汚泥処理施設</p>	<p>本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本整備計画に、「下水道ストックマネジメント計画」を記載するものとする。（「下水道ストックマネジメント計画」の策定を行う場合を除く。）</p> <p>6. 留意事項</p> <p>平成28年度より、施設の改築に対する交付は「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定することとする。</p> <p><u>ロ-7-(8) 削除</u></p> <p>ロ-7-(9) 下水道広域化推進総合事業</p> <p>1. 目的</p> <p>下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>① 計画策定等</p> <p>(ア) 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定</p> <p>(イ) 複数の地方公共団体が共同で利用するシステムの整備</p> <p>② 交付対象施設</p> <p>(ア) 共同水質検査施設 下水等の水質検査施設。</p> <p>(イ) 移動式汚泥処理施設</p>

改正案	現行
<p>複数の終末処理場を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理するための汚泥脱水機等を搭載した車両等。</p> <p>(ウ) 汚泥運搬施設 下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の汚水処理施設等から発生する汚泥を運搬する車両等。</p> <p>(エ) 汚泥処理施設 下水汚泥等の処理施設及びこれを補完する施設。</p> <p>(オ) 共同管理施設 汚水処理施設の遠隔監視・制御施設等の管理施設。</p> <p>(カ) し尿受入施設 し尿を受け入れるための前処理施設、ポンプ施設、管渠等。</p> <p>(キ) 汚水処理施設の統合に必要な施設 汚水処理施設の統合に必要な管きょ等の施設や既存施設を有効活用した調整池等の施設。</p> <p>(ク) その他本事業を実施するに当たって必要な施設</p>	<p>複数の終末処理場を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理するための汚泥脱水機等を搭載した車両等。</p> <p>(ウ) 汚泥運搬施設 下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の汚水処理施設等から発生する汚泥を運搬する車両等。</p> <p>(エ) 汚泥処理施設 下水汚泥等の処理施設及びこれを補完する施設。</p> <p>(オ) 共同管理施設 汚水処理施設の遠隔監視・制御施設等の管理施設。</p> <p>(カ) し尿受入施設 し尿を受け入れるための前処理施設、ポンプ施設、管渠等。</p> <p>(キ) 汚水処理施設の統合に必要な施設 汚水処理施設の統合に必要な管きょ等の施設</p> <p>(ク) その他本事業を実施するに当たって必要な施設</p>
<p>3. (略)</p>	<p>3. (略)</p>
<p>4. 留意事項</p> <p>① 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合 下水道以外の汚水処理施設と共同で汚水処理を実施する場合は、下水道事業の処理人口及び処理水量が、対象としている地域において最大である場合に限る。ただし、2. ② (カ) 及び (キ) については、この限りではない。</p> <p>なお、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとする。また、地方負担分等は、地方公共団体の各</p>	<p>4. 留意事項</p> <p>① 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合 下水道以外の汚水処理施設と共同で汚水処理を実施する場合は、下水道事業の処理人口及び処理水量が、対象としている地域において最大である場合に限る。ただし、2. ② (カ) 及び (キ) については、この限りではない。</p> <p>なお、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとする。また、地方負担分等は、地方公共団体の各</p>

改正案	現行
<p>担当部局で協議して定めるものとする。</p> <p>② 複数の地方公共団体で事業を実施する場合</p> <p>(ア) 施設の配置、改築及び維持管理</p> <p>2. の②の (ア)、(エ)、(オ)、(カ) 及び (キ) の施設の設置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則とし、また、2. の②の (イ) 及び (ウ) の施設の設置、改築及び維持管理は、1 つの地方公共団体が代表して行うことができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。</p> <p>(イ) 1 つの地方公共団体が代表して行う場合</p> <p>(ア) により施設の設置、改築及び維持管理を1 つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。</p> <p>(ウ) 交付対象及び経費負担</p> <p>原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、経費負担の割合及び負担方法等については関係団体で協議し、規約を定めるものとする。</p> <p>③ 下水道の有効利用に係る事業については、ロー7ー(2)ー⑨「下水道リノベーション推進総合事業」として実施するものとする。</p> <p>④ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。</p> <p>⑤ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。</p>	<p>担当部局で協議して定めるものとする。</p> <p>② 複数の地方公共団体で事業を実施する場合</p> <p>(ア) 施設の配置、改築及び維持管理</p> <p>2. の②の (ア)、(エ)、(オ)、(カ) 及び (キ) の施設の設置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則とし、また、2. の②の (イ) 及び (ウ) の施設の設置、改築及び維持管理は、1 つの地方公共団体が代表して行うことができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。</p> <p>(イ) 1 つの地方公共団体が代表して行う場合</p> <p>(ア) により施設の設置、改築及び維持管理を1 つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。</p> <p>(ウ) 交付対象及び経費負担</p> <p>原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、経費負担の割合及び負担方法等については関係団体で協議し、規約を定めるものとする。</p> <p>③ 下水道の有効利用に係る事業については、ロー7ー(10)「下水道リノベーション推進総合事業」として実施するものとする。</p> <p>④ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。</p> <p>⑤ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。</p>

改正案	現行
<p>ロ-7- <u>(2)</u> -⑨下水道リノベーション推進総合事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ その他、ロ-7- <u>(2)</u> -⑧2. の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業。</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>ロ-7- <u>(2)</u> -⑩新世代下水道支援事業制度 (略)</p> <p>ロ-7- <u>(2)</u> -⑫下水道民間活力導入促進事業 (略)</p> <p>ロ-7- <u>(2)</u> -⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業 (略)</p> <p>ロ-7- <u>(2)</u> -⑭下水道情報デジタル化支援事業 (略)</p> <p>ロ-7- <u>(2)</u> -⑮下水道温室効果ガス削減推進事業 (略)</p> <p>ロ-8 その他総合的な治水事業</p> <p>ロ-8- (1) 総合流域防災事業</p> <p>1～3. (略)</p> <p>4. 交付対象事業の要件</p> <p>総合流域防災事業は、次の(1)から <u>(5)</u> までのいずれかの要件に該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>ロ-7- <u>(10)</u> 下水道リノベーション推進総合事業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ その他、ロ-7- <u>(9)</u> 2. の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業。</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>ロ-7- <u>(11)</u> 新世代下水道支援事業制度 (略)</p> <p>ロ-7- <u>(13)</u> 下水道民間活力導入促進事業 (略)</p> <p>ロ-7- <u>(14)</u> 内水浸水リスクマネジメント推進事業 (略)</p> <p>ロ-7- <u>(15)</u> 下水道情報デジタル化支援事業 (略)</p> <p>ロ-7- <u>(16)</u> 下水道温室効果ガス削減推進事業 (略)</p> <p>ロ-8 その他総合的な治水事業</p> <p>ロ-8- (1) 総合流域防災事業</p> <p>1～3. (略)</p> <p>4. 交付対象事業の要件</p> <p>総合流域防災事業は、次の(1)から <u>(6)</u> までのいずれかの要件に該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>

改正案	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 砂防事業</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 土砂・洪水氾濫対策<u>等</u>のための計画の策定又は変更 既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策<u>又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木対策</u>のための計画の策定又は変更で、次の全ての要件に該当するもの</p> <p><u>ただし、計画策定の過程で実施する対象流域の抽出については、令和8年度までに実施されるものに限る</u></p> <p>ア 土砂・洪水氾濫対策<u>又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木</u>の対策を目的とした計画であること</p> <p>イ <u>土砂・洪水氾濫対策については、国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討の手引き（案）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること</u> <u>土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策については、国土交通省砂防部資料「土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画の基本的な考え方（試行版）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること</u></p> <p>ウ 土砂・洪水氾濫対策<u>又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策</u>のための計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること</p> <p><u>(3)～(5)</u> (略)</p>	<p><u>(2) 洪水氾濫域減災対策事業</u></p> <p><u>(3) 砂防事業</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更 既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更で、次の全ての要件に該当するもの</p> <p>ア 土砂・洪水氾濫対策の対策を目的とした計画であること</p> <p>イ 国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討の手引き（案）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること</p> <p>ウ 土砂・洪水氾濫対策のための計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること</p> <p><u>(4)～(6)</u> (略)</p>

改正案	現行
<p>5. 各種計画との整合</p> <p>以下の各計画に基づき施行するものでなければならない。</p> <p>(1) 4. の(1)の①及び②については、河川法第16条の2に基づく河川整備計画に基づき施行するものでなければならない。</p> <p>(2) 4. の(2)の①については、「砂防法施行規程」(明治30年10月26日勅令382号)第8条の3に基づき作成された砂防工事全体計画</p> <p>(3) 4. の(2)の②については、地すべり等防止法第9条に基づき作成された地すべり防止工事基本計画</p> <p>ロ-9 海岸事業</p> <p>ロ-9-(1) 高潮対策事業</p> <p>1. 交付対象</p> <p>海岸管理者</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>(1) 高潮対策事業((2)から(3)に規定する事業を除く。)は、以下の①から⑥までの要件を満たすものとする。</p> <p>① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。</p> <p>② 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。</p> <p>③ <u>社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。</u></p> <p><u>(ア) 水防法(昭和24年法律第193号)第14条の3に規定する高潮浸水想定区域(以下「高潮浸水想定区域」という。)に指定さ</u></p>	<p>5. 各種計画との整合</p> <p>以下の各計画に基づき施行するものでなければならない。</p> <p>(1) 4. の(1)の①及び②については、河川法第16条の2に基づく河川整備計画に基づき施行するものでなければならない。</p> <p>(2) 4. の(3)の①については、「砂防法施行規程」(明治30年10月26日勅令382号)第8条の3に基づき作成された砂防工事全体計画</p> <p>(3) 4. の(3)の②については、地すべり等防止法第9条に基づき作成された地すべり防止工事基本計画</p> <p>ロ-9 海岸事業</p> <p>ロ-9-(1) 高潮対策事業</p> <p>1. 交付対象</p> <p>海岸管理者</p> <p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>(1) 高潮対策事業((2)から(3)に規定する事業を除く。)は、以下の①から④までの要件を満たすものとする。</p> <p>① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。</p> <p>② 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。</p>

改正案	現行								
<p><u>れていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</u></p> <p><u>(イ) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条に規定する津波災害警戒区域（以下「津波災害警戒区域」という。）に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</u></p> <p>④ 防護面積、防護人口が5ha/km以上又は50人/km以上であること。</p> <p>ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。</p> <p>⑤ <u>海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法（昭和31年法律第101号）第14条の2に規定する操作規則（以下「操作規則」という。）が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。</u></p> <p>⑥ 総事業費が、以下のとおりであること。</p> <p>(ア) 都道府県が行うもの</p> <table border="0" data-bbox="309 1257 862 1337"> <tr> <td>離島・奄美・北海道・沖縄</td> <td>5千万円以上</td> </tr> <tr> <td>内地</td> <td>1億円以上</td> </tr> </table> <p>(イ) 市町村が行うもの</p>	離島・奄美・北海道・沖縄	5千万円以上	内地	1億円以上	<p>③ 防護面積、防護人口が5ha/km以上又は50人/km以上であること。</p> <p>ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。</p> <p>④ 総事業費が、以下のとおりであること。</p> <p>(ア) 都道府県が行うもの</p> <table border="0" data-bbox="1276 1257 1830 1337"> <tr> <td>離島・奄美・北海道・沖縄</td> <td>5千万円以上</td> </tr> <tr> <td>内地</td> <td>1億円以上</td> </tr> </table> <p>(イ) 市町村が行うもの</p>	離島・奄美・北海道・沖縄	5千万円以上	内地	1億円以上
離島・奄美・北海道・沖縄	5千万円以上								
内地	1億円以上								
離島・奄美・北海道・沖縄	5千万円以上								
内地	1億円以上								

改正案	現行
<p>離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上 内地 1億円以上</p>	<p>離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上 内地 1億円以上</p>
<p>ロ－9－（2）侵食対策事業</p>	<p>ロ－9－（2）侵食対策事業</p>
<p>1. 交付対象 海岸管理者</p>	<p>1. 交付対象 海岸管理者</p>
<p>2. 交付対象事業の要件</p>	<p>2. 交付対象事業の要件</p>
<p>（1） 侵食対策事業は、以下の①から⑤までの要件を満たすものとする。</p>	<p>（1） 侵食対策事業は、以下の①から④までの要件を満たすものとする。</p>
<p>① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。</p>	<p>① 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。</p>
<p>② 侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。</p>	<p>② 侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。</p>
<p>③ 防護面積、防護人口が5ha/km以上又は50人以/km上であること。 ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。</p>	<p>③ 防護面積、防護人口が5ha/km以上又は50人以/km上であること。 ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。</p>
<p>④ <u>海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合には、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施され</u></p>	

改正案	現行
<p><u>ている施設であること。</u></p> <p>⑤ 総事業費が、以下のとおりであること。</p> <p>(ア) 都道府県が行うもの</p> <p>離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上</p> <p>内地 1億円以上</p> <p>(イ) 市町村が行うもの</p> <p>離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上</p> <p>内地 1億円以上</p> <p>ロ－9－(3) 海岸耐震対策緊急事業</p> <p>1. 目的</p> <p>海岸耐震対策緊急事業は、堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象</p> <p>海岸管理者</p> <p>3. 交付対象事業の要件</p> <p>本事業は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑤までの要件（耐震性能調査にあつては①の要件）を満たすものとする。</p>	<p>④ 総事業費が、以下のとおりであること。</p> <p>(ア) 都道府県が行うもの</p> <p>離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上</p> <p>内地 1億円以上</p> <p>(イ) 市町村が行うもの</p> <p>離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上</p> <p>内地 1億円以上</p> <p>ロ－9－(3) 海岸耐震対策緊急事業</p> <p>1. 目的</p> <p>海岸耐震対策緊急事業は、堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象</p> <p>海岸管理者</p> <p>3. 交付対象事業の要件</p> <p>本事業は、海岸法<u>(昭和31年法律第101号)</u>第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から③までの要件（耐震性能調査にあつては①の要件）を満たすものとする。</p>

改正案	現行
<p>① 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の浸入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。</p> <p>（ア）朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>（イ）東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した5. に規定する海岸耐震対策緊急事業計画（以下9－（3）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区であること。</p> <p><u>③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。</u></p> <p><u>（ア）高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</u></p> <p><u>（イ）津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</u></p> <p><u>④ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。</u></p>	<p>① 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の浸入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。</p> <p>（ア）朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>（イ）東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した5. に規定する海岸耐震対策緊急事業計画（以下9－（3）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区であること。</p>

改正案	現行
<p>⑤ 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。</p> <p>(ア) 都道府県が行うもの 5千万円以上</p> <p>(イ) 市町村が行うもの 2千5百万円以上</p>	<p>③ 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。</p> <p>(ア) 都道府県が行うもの 5千万円以上</p> <p>(イ) 市町村が行うもの 2千5百万円以上</p>
<p>4. 交付対象事業の内容</p> <p>本事業の内容は、原則として、以下に掲げるものを対象とする。</p> <p>(1) 堤防・護岸等の耐震性能調査</p> <p>(2) 堤防・護岸等の耐震対策</p>	<p>4. 交付対象事業の内容</p> <p>本事業の内容は、原則として、以下に掲げるものを対象とする。</p> <p>(1) 堤防・護岸等の耐震性能調査</p> <p>(2) 堤防・護岸等の耐震対策</p>
<p>5. 事業計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>本事業を実施しようとする海岸管理者は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする(耐震性能調査を除く。)</p> <p>また、事業計画は、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(ア) 海岸の概要</p> <p>(イ) 事業の概要</p> <p>(ウ) 計画の内訳</p> <p>(エ) 浸水防止に関連した総合的な計画</p> <p>(オ) 成果目標</p> <p>(カ) 関係機関との連携</p> <p>(キ) 関連するソフト対策</p> <p><u>(ク) 高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況</u></p>	<p>5. 事業計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>本事業を実施しようとする海岸管理者は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする(耐震性能調査を除く。)</p> <p>また、事業計画は、事業着手から原則として5年以内に成果目標の達成が見込まれるよう次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(ア) 海岸の概要</p> <p>(イ) 事業の概要</p> <p>(ウ) 計画の内訳</p> <p>(エ) 浸水防止に関連した総合的な計画</p> <p>(オ) 成果目標</p> <p>(カ) 関係機関との連携</p> <p>(キ) 関連するソフト対策</p>

改正案	現行
<p data-bbox="235 210 609 242"><u>(ケ)</u> その他参考となる事項</p> <p data-bbox="168 306 810 338">ロ－9－（５）津波・高潮危機管理対策緊急事業</p> <p data-bbox="168 391 286 422">1. 目的</p> <p data-bbox="197 430 1104 651">津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。</p> <p data-bbox="168 705 340 737">2. 交付対象</p> <p data-bbox="219 745 967 777">海岸管理者 <u>(4. ⑩については海岸管理者又は都道府県)</u></p> <p data-bbox="168 825 488 857">3. 交付対象事業の要件</p> <p data-bbox="179 865 1104 1232">(1) 本事業の対象は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑦までの要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあつては①の要件）を満たすものとする。ただし、(3)に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び(5)に規定する海岸保全基本計画の変更支援にあつてはこの限りではない。</p> <p data-bbox="197 1248 1030 1279">① 以下のいずれかに該当する海岸で実施するものであること。</p> <p data-bbox="241 1295 1104 1423">(ア) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波災害が甚大であり、</p>	<p data-bbox="1202 210 1576 242"><u>(ケ)</u> その他参考となる事項</p> <p data-bbox="1131 306 1774 338">ロ－9－（５）津波・高潮危機管理対策緊急事業</p> <p data-bbox="1131 391 1249 422">1. 目的</p> <p data-bbox="1160 430 2067 651">津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の変更を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。</p> <p data-bbox="1131 705 1303 737">2. 交付対象</p> <p data-bbox="1182 745 1337 777">海岸管理者</p> <p data-bbox="1131 825 1451 857">3. 交付対象事業の要件</p> <p data-bbox="1142 865 2067 1232">(1) 本事業の対象は、海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑤までの要件（水門等の整備・運用計画策定支援にあつては①の要件）を満たすものとする。ただし、(3)に規定する津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査及び(5)に規定する海岸保全基本計画の変更支援にあつてはこの限りではない。</p> <p data-bbox="1160 1248 2002 1279">① 以下のいずれかに該当する海岸で実施するものであること。</p> <p data-bbox="1205 1295 2067 1423">(ア) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震による津波災害が甚大であり、</p>

改正案	現行
<p>緊急的な対策を要する地域に存する海岸 (イ) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p><u>② 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。</u></p> <p><u>(ア) 高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</u></p> <p><u>(イ) 津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</u></p> <p>③ 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下イ－９－（５）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであること。</p> <p>④ 事業計画に従って実施される事業であること。</p> <p>⑤ 一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業着手から５年以内に整備目標の達成が見込まれること。</p> <p><u>⑥ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。</u></p> <p>⑦ 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。</p> <p>(ア) 都道府県が行うもの 5千万円以上</p> <p>(イ) 市町村が行うもの 2千5百万円以上</p>	<p>緊急的な対策を要する地域に存する海岸 (イ) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画（以下イ－９－（５）関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区で実施するものであること。</p> <p>③ 事業計画に従って実施される事業であること。</p> <p>④ 一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業着手から５年以内に整備目標の達成が見込まれること。</p> <p>⑤ 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。</p> <p>(ア) 都道府県が行うもの 5千万円以上</p> <p>(イ) 市町村が行うもの 2千5百万円以上</p>

改正案	現行
<p>(2) 本事業における堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限る。</p> <p>(ア) 当該対策により、施設の耐震化に資するもの</p> <p>(イ) 津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの</p> <p>(ウ) 避難経路に近接し、避難対策上支障をきたすおそれが強いもの</p> <p>(3) 本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費の概ね 2 割を上限として、その内数として計上することができるものとする。ただし、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域^{※1}指定に資する調査^{※2}については、この限りではない。</p>	<p>(2) 本事業における堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限る。</p> <p>(ア) 当該対策により、施設の耐震化に資するもの</p> <p>(イ) 津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの</p> <p>(ウ) 避難経路に近接し、避難対策上支障をきたすおそれが強いもの</p> <p>(3) 本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、事業計画の総事業費の概ね 2 割を上限として、その内数として計上することができるものとする。ただし、津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域^{※1}指定に資する調査^{※2}については、この限りではない。</p>
<p>4. (略)</p>	<p>4. (略)</p>
<p>5. 事業計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>海岸管理者は、本事業を実施しようとする場合は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（水門等の整備・運用計画策定支援、海岸保全基本計画の変更支援及び津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）。</p> <p>また、事業計画は、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(ア) 海岸の概要</p> <p>(イ) 事業の概要</p>	<p>5. 事業計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>海岸管理者は、本事業を実施しようとする場合は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（水門等の整備・運用計画策定支援、海岸保全基本計画の変更支援及び津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く。）。</p> <p>また、事業計画は、所期の目的を十分達成するよう現地調査等を行い、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(ア) 海岸の概要</p> <p>(イ) 事業の概要</p>

改正案	現行
<p>(ウ) 計画の内訳 (エ) 成果目標 <u>(オ) 高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況</u> <u>(カ) その他参考となる事項</u></p> <p>6. 留意事項</p> <p>①海岸管理者は、本事業の実施に当たって、所期の目的を十分達成するよう現地調査の上、工法及び対策手法を検討するものとする。</p> <p>②海岸管理者は、事業計画に基づき、計画的に事業を実施するものとする。</p> <p>ロ-9-(6) 海岸環境整備事業</p> <p>1. 目的 海岸環境整備事業は、国土の保全とあわせて海岸環境を整備し、もって、安全で快適な海浜利用の増進に資することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象 地方公共団体（海岸管理者）</p> <p>3. 交付対象事業の要件 次のいずれかの要件に該当するものであること。<u>また、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合には、海岸法第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認す</u></p>	<p>(ウ) 計画の内訳 (エ) 成果目標 <u>(オ) その他参考となる事項</u></p> <p>6. 留意事項</p> <p>①海岸管理者は、本事業の実施に当たって、所期の目的を十分達成するよう現地調査の上、工法及び対策手法を検討するものとする。</p> <p>②海岸管理者は、事業計画に基づき、計画的に事業を実施するものとする。</p> <p>ロ-9-(6) 海岸環境整備事業</p> <p>1. 目的 海岸環境整備事業は、国土の保全とあわせて海岸環境を整備し、もって、安全で快適な海浜利用の増進に資することを目的とする。</p> <p>2. 交付対象 地方公共団体（海岸管理者）</p> <p>3. 交付対象事業の要件 次のいずれかの要件に該当するものであること。</p>

改正案	現行
<p><u>るための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。</u></p> <p>①～⑤（略）</p> <p>4.（略）</p> <p>5.（略）</p> <p>ロ-10 都市再生整備計画事業</p> <p>ロ-10-（1）都市再生整備計画事業</p> <p>イ-10-（1）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イ-10-（1）」とあるのは、「ロ-10-（1）」と読み替え、1. 目的、4. 交付対象事業及び5. 施行地区については、以下の通りとする。</p> <p>1. 目的（略）</p> <p>4. 交付対象事業（略）</p> <p>5. 施行地区</p> <p>都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。<u>ただし、災害リスクの高い地域（※）を含まない区域に限る。</u></p> <p>1（略）</p> <p><u>2 地方公共団体において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域（市街化調整区域、又は、区域区分が定められていない都市計画区域において用途地域が定められていない地域に限る。）であり、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコ</u></p>	<p>①～⑤（略）</p> <p>4.（略）</p> <p>5.（略）</p> <p>ロ-10 都市再生整備計画事業</p> <p>ロ-10-（1）都市再生整備計画事業</p> <p>イ-10-（1）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イ-10-（1）」とあるのは、「ロ-10-（1）」と読み替え、1. 目的、4. 交付対象事業及び5. 施行地区については、以下の通りとする。</p> <p>1. 目的（略）</p> <p>4. 交付対象事業（略）</p> <p>5. 施行地区</p> <p>都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。</p> <p>1（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正案	現行
<p><u>コンパクト化の方針及び防災拠点整備方針が記載されており、次の全ての要件に該当する場合に限る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>人口減少率が原則 20%未満の市町村であること。</u> ・ <u>市町村マスタープランにおいて地域の拠点として位置付けられた区域であること。</u> ・ <u>市町村マスタープランに都市のコンパクト化の方針が明示されており、当該防災拠点の整備が都市のコンパクト化と齟齬がなく、一定の生活機能の集積が認められる区域であること。</u> ・ <u>市街化調整区域で都市計画法第 34 条第 11 号に基づく条例を制定している場合、当該条例に係る区域を図面、住所等で客観的に明示した市町村であり、当該事項と齟齬のない区域であること。</u> <p><u>3</u> 地方公共団体において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域（都市計画区域を指定している市町村においては都市計画区域外に限る。）であり、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針及び防災拠点整備方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。</p> <p><u>(※) ①又は②のいずれかに該当する区域。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>都市計画運用指針（国土交通省策定）Ⅳ－１－３、３．（３）② 2）イ、オ、カ、キ、ク及び 3）ア、イの各号に規定される区域。</u> ② <u>都市計画運用指針（国土交通省策定）Ⅳ－１－３、３．（３）② 4）の各号に規定される区域（以下ロー 10－（１）関係部分において「災害イエローゾーン」という。）。なお、都市再生整</u> 	<p><u>2</u> 地方公共団体において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域（都市計画区域を指定している市町村においては都市計画区域外に限る。）であり、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針及び防災拠点整備方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案			現行		
<p><u>備計画の区域から災害イエローゾーンを除外することが困難な場合、都市再生整備計画にハード・ソフトの防災・減災対策が記載されている場合はその限りではない。</u></p>					
表 10-(1) (都市再生整備計画事業の交付対象事業)			表 10-(1) (都市再生整備計画事業の交付対象事業)		
交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額	交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間 接 交 付 の 場 合 の 事 業 に 要 す る 額
1. ~11. (略)	(略)	(略)	1. ~11. (略)	(略)	(略)
12. 高次都市施設	以下に掲げる施設の整備に要する費用 1 ~ 5 (略) (略) <u>ロ-10-(1)の5.2に規定する施行地区の場合、移転・統廃合による整備に限る。</u>	(略)	12. 高次都市施設	以下に掲げる施設の整備に要する費用 1 ~ 5 (略) (略) <u>(新設)</u>	(略)
13. (略)	(略)	(略)	13. (略)	(略)	(略)
14. 既存建造物活用事業	以下に掲げる施設を既存の建造物を活用して整備する事業に要する費	(略)	14. 既存建造物活用事業	以下に掲げる施設を既存の建造物を活用して整備する事業に要する費	(略)

改正案			現行		
	<p>用。なお、建物その他の工作物の購入に要する費用は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」（平成15年8月5日国総国調第57号）第6の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。</p> <p>1～3（略） （略） <u>第3号の事業においては、ロー10-（1）の5. 2に規定する施行地区の場合、移転・統廃合による整備に限る。</u></p>			<p>用。なお、建物その他の工作物の購入に要する費用は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」（平成15年8月5日国総国調第57号）第6の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。</p> <p>1～3（略） （略） <u>（新設）</u></p>	
15. 土地区画整理事業	（略）	同左	15. 土地区画整理事業	（略）	同上
16. ～17.（略）	（略）	（略）	16. ～17.（略）	（略）	（略）
18. バリアフリー環境整備促進事業	<p>イー10-（1）の規定を準用する。 <u>（ロー10-（1）の5. 1及び3に規定する施行地区に限る。）</u></p>	（略）	18. バリアフリー環境整備促進事業	<p>イー10-（1）の規定を準用する。 <u>（新設）</u></p>	（略）
19. 優良建築物等整備事業	<p>イー10-（1）の規定を準用する。 <u>（ロー10-（1）の5. 1及び3に</u></p>	（略）	19. 優良建築物等整備事業	<p>イー10-（1）の規定を準用する。 <u>（新設）</u></p>	（略）

改正案			現行		
	<u>規定する施行地区に限る。)</u>				
20. 住宅市街地総合整備事業	イー１０－（１）の規定を準用する。 <u>（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。)</u>	（略）	20. 住宅市街地総合整備事業	イー１０－（１）の規定を準用する。 <u>（新設）</u>	（略）
21. 街なみ環境整備事業	イー１０－（１）の規定を準用する。 <u>（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。)</u>	（略）	21. 街なみ環境整備事業	イー１０－（１）の規定を準用する。 <u>（新設）</u>	（略）
22. 住宅地区改良事業等	イー１０－（１）の規定を準用する。 <u>（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。)</u>	（略）	22. 住宅地区改良事業等	イー１０－（１）の規定を準用する。 <u>（新設）</u>	（略）
23. （略）	（略）	（略）	23. （略）	（略）	（略）
24. 公営住宅等整備	イー１０－（１）の規定を準用する。 <u>（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。)</u>	（略）	24. 公営住宅等整備	イー１０－（１）の規定を準用する。 <u>（新設）</u>	（略）
25. 都市再生住宅等整備	イー１０－（１）の規定を準用する。 <u>（ロ－１０－（１）の５．１及び３に規定する施行地区に限る。)</u>	（略）	25. 都市再生住宅等整備	イー１０－（１）の規定を準用する。 <u>（新設）</u>	（略）
26. （略）	（略）	（略）	26. （略）	（略）	（略）

改正案			現行		
27. エリア価値向上整備事業	<p>イー１０－（１）の規定を準用する。 <u>（第６号については、ロー１０－（１）の５．１に規定する施行地区に限る。）</u> <u>ただし、都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業として、本表第４項～第２６項及び第２８項のいずれかを都市再生整備計画に掲げる場合に限る。</u></p>	(略)	27. エリア価値向上整備事業	<p>イー１０－（１）の規定を準用する。 <u>（新設）</u></p>	(略)
28. こどもまんなかまちづくり事業	<p><u>イー１０－（１）の規定を準用する。</u></p>	<p><u>市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の３分の２を超えない範囲の額</u></p>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>

改正案	現行																		
<p>注1)～2) (略)</p> <p>ロ-13-(12) 都市安全確保拠点整備事業</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 施行地区等</p> <p>(1) 都市計画に定められた一団地の都市安全確保拠点施設で、次の要件を全て満たす地区とする。</p> <p>ただし、3. の(1)、及び(2)から(4)までのうち測量設計費については、第一号、第二号の要件に該当することが見込まれ、かつ、一団地の都市安全確保拠点施設が都市計画に定められることが見込まれる区域を含む。</p> <p>一 人口集中地区</p> <p>二 浸水継続時間（浸水した場合に想定される浸水の継続時間）が72時間以上 <u>の地域及び隣接する地域</u></p> <p>ハ 基幹事業の費用便益比</p>	<p>注1)～2) (略)</p> <p>ロ-13-(12) 都市安全確保拠点整備事業</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 施行地区等</p> <p>(1) 都市計画に定められた一団地の都市安全確保拠点施設で、次の要件を全て満たす地区とする。</p> <p>ただし、3. の(1)、及び(2)から(4)までのうち測量設計費については、第一号、第二号の要件に該当することが見込まれ、かつ、一団地の都市安全確保拠点施設が都市計画に定められることが見込まれる区域を含む。</p> <p>一 人口集中地区</p> <p>二 浸水継続時間（浸水した場合に想定される浸水の継続時間）が72時間以上</p> <p>ハ 基幹事業の費用便益比</p>																		
<table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="165 1015 504 1121">7 <u>水道</u>・下水道事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1121 504 1246">(1)- <u>水道未普及地</u> ① <u>域解消事業</u></td> <td data-bbox="504 1121 629 1246" style="text-align: center;">○</td> <td data-bbox="629 1121 1099 1246"><u>1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1246 504 1370">(1)- <u>簡易水道再編</u> ② <u>推進事業</u></td> <td data-bbox="504 1246 629 1370" style="text-align: center;">○</td> <td data-bbox="629 1246 1099 1370"><u>また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。</u></td> </tr> </table>	7 <u>水道</u> ・下水道事業			(1)- <u>水道未普及地</u> ① <u>域解消事業</u>	○	<u>1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。</u>	(1)- <u>簡易水道再編</u> ② <u>推進事業</u>	○	<u>また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。</u>	<table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1128 1015 1467 1121">7 下水道事業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1121 1467 1246" style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> <td data-bbox="1467 1121 1592 1246"></td> <td data-bbox="1592 1121 2076 1246"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1246 1467 1370"></td> <td data-bbox="1467 1246 1592 1370"></td> <td data-bbox="1592 1246 2076 1370"></td> </tr> </table>	7 下水道事業			<u>(新設)</u>					
7 <u>水道</u> ・下水道事業																			
(1)- <u>水道未普及地</u> ① <u>域解消事業</u>	○	<u>1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。</u>																	
(1)- <u>簡易水道再編</u> ② <u>推進事業</u>	○	<u>また、水道施設等に係る事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。</u>																	
7 下水道事業																			
<u>(新設)</u>																			

改正案			現行			
(1)- ③	生活基盤近代 化事業	○				
(1)- ④	高度浄水処理 等整備費	○				
(1)- ⑤	緊急時給水拠 点確保等事業	○				
(1)- ⑥	水道管路耐震 化等推進事業	×				
(1)- ⑦	水道事業運営 基盤強化推進 事業	○				
(1)- ⑧	水道水源自動 監視施設等整 備事業	○				
(2)- ①	通常の下水道 事業	○				
(2)- ②	下水道浸水被 害軽減総合事 業	○				
(2)- ③	下水道総合地 震対策事業	×				
			(1)	通常の下水道 事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円 以上の事業に限る。
			(2)	下水道浸水被 害軽減総合事 業	○	また、下水道事業全体で算出した 費用便益比を記載することができ る。
			(3)	下水道総合地 震対策事業	×	

改正案			現行				
(2)- ④	特定水域合流式下水道改善事業	○	<u>合流式下水道の雨天時放流水に起因した水質汚濁に伴う河川浮遊物等の回収や河川清掃作業、底泥の浚渫作業等の実績を勘案すること。</u>	(4)	合流式下水道緊急改善事業	×	
(2)- ⑤	都市水害対策共同事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。	(5)	都市水害対策共同事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。
(2)- ⑥	下水道整備推進重点化事業	○	また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	(6)	下水道整備推進重点化事業	○	また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
(2)- ⑦	下水道ストックマネジメント支援制度	×		(7)	下水道ストックマネジメント支援制度	×	
(2)- ⑧	下水道広域化推進総合事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。	(9)	下水道広域化推進総合事業	○	1箇所当たりの事業費が10億円以上の事業に限る。
(2)- ⑨	下水道リノベーション推進総合事業	○	また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。	(10)	下水道リノベーション推進総合事業	○	また、下水道事業全体で算出した費用便益比を記載することができる。
(2)- ⑩	新世代下水道支援事業制度	○		(11)	新世代下水道支援事業制度	○	
(2)- ⑪	下水道地域活力向上計画策定事業	×		(12)	下水道地域活力向上計画策定事業	×	

改正案			現行				
(2)- ⑫	下水道民間活 力導入促進事 業	×		(13)	下水道民間活 力導入促進事 業	×	
(2)- ⑬	内水浸水リス クマネジメン ト推進事業	×		(14)	内水浸水リス クマネジメン ト推進事業	×	
(2)- ⑭	下水道情報デ ジタル化支援 事業	×		(15)	下水道情報デ ジタル化支援 事業	×	
(2)- ⑮	下水道温室効 果ガス削減推 進事業	×		(16)	下水道温室効 果ガス削減推 進事業	×	
(削除)		×		(17)	ウォーターPPP 推進事業	×	

附属第三編 国費の算定方法

第1章 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業

イ-7 水道・下水道事業

イ-7- (2) -①通常の下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

附属第三編 国費の算定方法

第1章 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業

イ-7 下水道事業

イ-7- (1) 通常の下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

改正案	現行
<p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７－<u>(2)－①</u>の２. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>イー 7－<u>(2)－②</u>下水道浸水被害軽減総合事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7－<u>(2)－②</u>の 4. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 附属第Ⅱ編イー 7－<u>(2)－②</u>の 4. のア) ①から⑤まで並びにイ) (2) については、下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）、附属第Ⅱ編イー 7－<u>(2)－②</u>の 4. のイ) (1) については 2 分の 1、附属第Ⅱ編イー 7－<u>(2)－②</u>の 4. のア) ⑥については 3 分の 1、附属第Ⅱ編イー 7－<u>(2)－②</u>の 4. のア) ⑦及び⑧並びにイ) (3) については、交付金の額が地方公共団体による助成額の 2 分の 1 となる率。ただし、附属第Ⅱ編イー 7－<u>(2)－②</u>の 4. のア) ⑦及び⑧並びにイ) (3) に係る交付金の額は総費用の 3 分の 1 を限度とする。</p>	<p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7－<u>(1)</u>の 2. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>イー 7－<u>(2)</u>下水道浸水被害軽減総合事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7－<u>(2)</u>の 4. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 附属第Ⅱ編イー 7－<u>(2)</u>の 4. のア) ①から⑤まで並びにイ) (2) については、下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）、附属第Ⅱ編イー 7－<u>(2)</u>の 4. のイ) (1) については 2 分の 1、附属第Ⅱ編イー 7－<u>(2)</u>の 4. のア) ⑥については 3 分の 1、附属第Ⅱ編イー 7－<u>(2)</u>の 4. のア) ⑦及び⑧並びにイ) (3) については、交付金の額が地方公共団体による助成額の 2 分の 1 となる率。ただし、附属第Ⅱ編イー 7－<u>(2)</u>の 4. のア) ⑦及び⑧並びにイ) (3) に係る交付金の額は総費用の 3 分の 1 を限度とする。</p>

改正案	現行
<p>とする。</p> <p>イー7ー (2) - ③ 下水道総合地震対策事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー7ー (2) - ③ の3. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>イー7ー (2) - ④ 特定水域合流式下水道緊急改善事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー7ー (2) - ④ の2. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>イー7ー (2) - ⑤ 都市水害対策共同事業に係る基礎額</p>	<p>イー7ー (3) 下水道総合地震対策事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー7ー (3) の3. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>イー7ー (4) 合流式下水道緊急改善事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー7ー (4) の2. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>イー7ー (5) 都市水害対策共同事業に係る基礎額</p>

改正案	現行
<p>本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７－<u>(2)－⑤</u>の２.に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。これらの法令において、附属第Ⅱ編イー７－<u>(2)－⑤</u>の 2. ②に該当する施設は公共下水道の主要な管渠又は主要な補完施設若しくは都市下水路又は流域下水道の一部として取り扱うものとする。</p> <p>イー７－<u>(2)－⑥</u>下水道整備推進重点化事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７－<u>(2)－⑥</u>の 4. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p>	<p>本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７－<u>(5)</u>の 2. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。これらの法令において、附属第Ⅱ編イー７－<u>(5)</u>の 2. ②に該当する施設は公共下水道の主要な管渠又は主要な補完施設若しくは都市下水路又は流域下水道の一部として取り扱うものとする。</p> <p>イー７－<u>(6)</u>下水道整備推進重点化事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７－<u>(6)</u>の 4. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p>
<p>イー７－<u>(2)－⑦</u>下水道ストックマネジメント支援制度に係る基礎額</p>	<p>イー７－<u>(7)</u>下水道ストックマネジメント支援制度に係る基礎額</p>

改正案	現行
<p>本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７－<u>(2)－⑦</u>の３.に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p> <p>① 「下水道ストックマネジメント計画」の策定 公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の2分の1、都市下水路として実施する場合は10分の4(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。</p> <p>② 計画的な改築 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率に基づく国費率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イー７－<u>(2)－⑧</u>下水道広域化推進総合事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７－<u>(2)－⑧</u>の２.に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p>	<p>本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７－<u>(7)</u>の３.に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p> <p>① 「下水道ストックマネジメント計画」の策定 公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の2分の1、都市下水路として実施する場合は10分の4(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。</p> <p>② 計画的な改築 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率に基づく国費率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。</p> <p><u>イー７－(8) 削除</u></p> <p>イー７－<u>(9)</u>下水道広域化推進総合事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編イー７－<u>(9)</u>の２.に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p>

改正案	現行
<p>① 計画策定等 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>② 施設整備 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。また、受入施設の整備にあつては、整備に要する費用の2分の1。</p> <p>なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p>	<p>① 計画策定等 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>② 施設整備 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。また、受入施設の整備にあつては、整備に要する費用の2分の1。</p> <p>なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p>
<p>イ-7- <u>(2)</u> - <u>⑨</u> 下水道リノベーション推進総合事業に係る基礎額</p> <p>① 下水道リノベーションに係る計画策定 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>② 未利用エネルギー活用事業</p> <p>(a) 附属第Ⅱ編イ-7- <u>(2)</u> - <u>⑨</u>の2. ②(a)に該当するものは2分の1。</p> <p>(b) 附属第Ⅱ編イ-7- <u>(2)</u> - <u>⑨</u>の2. ②(b)に該当するものは、次に定める国費率。</p> <p>a) 下水汚泥とその他のバイオマスの投入割合により、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率と4分の1の補助率を按分した補助率に基づく国費率。</p>	<p>イ-7- <u>(10)</u> 下水道リノベーション推進総合事業に係る基礎額</p> <p>① 下水道リノベーションに係る計画策定 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>② 未利用エネルギー活用事業</p> <p>(a) 附属第Ⅱ編イ-7- <u>(10)</u>の2. ②(a)に該当するものは2分の1。</p> <p>(b) 附属第Ⅱ編イ-7- <u>(10)</u>の2. ②(b)に該当するものは、次に定める国費率。</p> <p>a) 下水汚泥とその他のバイオマスの投入割合により、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率と4分の1の補助率を按分した補助率に基づく国費率。</p>

改正案	現行
<p>b) 必要となる施設が下水汚泥のみを利用する場合と同等の規模である場合は、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>(c) 附属第Ⅱ編イー 7 ー <u>(2) - ⑨</u>の 2. ②(c)に該当するものは、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>(d) 附属第Ⅱ編イー 7 ー <u>(2) - ⑨</u>の 2. ②(d)に該当するものは、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>③ 積雪対策推進事業 下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>④ 再生資源活用事業 (a) 附属第Ⅱ編イー 7 ー <u>(2) - ⑨</u>の 3. ④(a)に該当するものは 2 分の 1。 (b) 附属第Ⅱ編イー 7 ー <u>(2) - ⑨</u>の 3. ④(b)に該当するものは、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>⑤ 防災拠点化施設整備事業 下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>⑥ 下水処理水・雨水再利用事業 (a) 附属第Ⅱ編イー 7 ー <u>(2) - ⑨</u>の 2. ⑥に掲げる事業のうち(a) a)に該当するものは、公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の 2 分の 1、都市下水路として実施す</p>	<p>b) 必要となる施設が下水汚泥のみを利用する場合と同等の規模である場合は、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>(c) 附属第Ⅱ編イー 7 ー <u>(10)</u>の 2. ②(c)に該当するものは、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>(d) 附属第Ⅱ編イー 7 ー <u>(10)</u>の 2. ②(d)に該当するものは、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>③ 積雪対策推進事業 下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>④ 再生資源活用事業 (a) 附属第Ⅱ編イー 7 ー <u>(10)</u>の 3. ④(a)に該当するものは 2 分の 1。 (b) 附属第Ⅱ編イー 7 ー <u>(10)</u>の 3. ④(b)に該当するものは、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>⑤ 防災拠点化施設整備事業 下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>⑥ 下水処理水・雨水再利用事業 (a) 附属第Ⅱ編イー 7 ー <u>(10)</u>の 2. ⑥に掲げる事業のうち(a) a)に該当するものは、公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の 2 分の 1、都市下水路として実施する</p>

改正案	現行
<p>る場合は10分の4。</p> <p>⑦ その他、附属第Ⅱ編イー7ー(2)ー⑧2.の交付対象事業に該当するものは、イー7ー(2)ー⑧に定める国費率。</p> <p>イー7ー(2)ー⑩新世代下水道支援事業制度に係る基礎額</p> <p>本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする(ただし、附属第Ⅱ編イー7ー(2)ー⑩の3.②(イ)に掲げる事業のうち(b)に該当するものは除く。)</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</p> <p>本事業として実施する附属第Ⅱ編イー7ー(2)ー⑩の3.に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p> <p>次のとおり(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。</p> <p>① 水環境創造事業</p> <p>(ア) 水循環再生型</p> <p>(a) 附属第Ⅱ編イー7ー(2)ー⑩の3.①(ア)に掲げる事業のうち(a)に該当するものは、附属第Ⅱ編イー7ー(2)ー①からイー7ー(2)ー⑫までにに基づき、それぞれに定められた国費率。</p> <p>(b) 附属第Ⅱ編イー7ー(2)ー⑩の3.①(ア)に掲げる事業のうち(b)a)に該当するものは3分の1、(b)b)に該当するものは地方公共団体による助成額の2分の1(ただし総費用の3分の1を限度とする)。</p> <p>(c) 附属第Ⅱ編イー7ー(2)ー⑩の3.①(ア)に掲</p>	<p>場合は10分の4。</p> <p>⑦ その他、附属第Ⅱ編イー7ー(9)2.の交付対象事業に該当するものは、イー7ー(9)に定める国費率。</p> <p>イー7ー(11)新世代下水道支援事業制度に係る基礎額</p> <p>本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする(ただし、附属第Ⅱ編イー7ー(11)の3.②(イ)に掲げる事業のうち(b)に該当するものは除く。)</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</p> <p>本事業として実施する附属第Ⅱ編イー7ー(11)の3.に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p> <p>次のとおり(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。</p> <p>① 水環境創造事業</p> <p>(ア) 水循環再生型</p> <p>(a) 附属第Ⅱ編イー7ー(11)の3.①(ア)に掲げる事業のうち(a)b)に該当するものは、附属第Ⅱ編7ー(1)から7ー(13)までにに基づき、それぞれに定められた国費率。</p> <p>(b) 附属第Ⅱ編イー7ー(11)の3.①(ア)に掲げる事業のうち(b)a)に該当するものは3分の1、(b)b)に該当するものは地方公共団体による助成額の2分の1(ただし総費用の3分の1を限度とする)。</p> <p>(c) 附属第Ⅱ編イー7ー(11)の3.①(ア)に掲げ</p>

改正案	現行
<p>げる事業のうち(c)に該当するものは3分の1。</p> <p>(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型</p> <p>公共下水道事業、流域下水道事業として実施する場合は2分の1、都市下水路事業として実施する場合は10分の4。</p> <p>② 機能高度化促進事業</p> <p>(ア) 新技術活用型</p> <p>下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>(イ) ICT活用型</p> <p>(a) 附属第Ⅱ編イー7ー <u>(2)</u> - ⑩ の3. ②(イ)に掲げる事業のうち(a)に該当するものは2分の1。</p> <p>附属第Ⅱ編イー7ー <u>(2)</u> - ⑩ の3. ②(イ)に掲げる事業のうち(b)に該当するものについては、本事業の基礎額を次のとおりとする。</p> <p>a) さやケーブルを設置する場合</p> <p>下水道管理用に必要な光ファイバー芯線等(以下「下水道管理用分」という。)及び下水道管理者以外の者に対して空間占有を行わせることを目的として中空管(以下「空間占有分」という。)を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用(以下「総費用(W)」という。)から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用(以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。)及び、下水道管渠占有者が負担すべき費用(以下「占有者負担費用(B)」といい、総費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。)を差し引</p>	<p>る事業のうち(c)に該当するものは3分の1。</p> <p>(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型</p> <p>公共下水道事業、流域下水道事業として実施する場合は2分の1、都市下水路事業として実施する場合は10分の4。</p> <p>② 機能高度化促進事業</p> <p>(ア) 新技術活用型</p> <p>下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>(イ) ICT活用型</p> <p>(a) 附属第Ⅱ編イー7ー <u>(11)</u> の3. ②(イ)に掲げる事業のうち(a)に該当するものは2分の1。</p> <p>附属第Ⅱ編イー7ー <u>(11)</u> の3. ②(イ)に掲げる事業のうち(b)に該当するものについては、本事業の基礎額を次のとおりとする。</p> <p>a) さやケーブルを設置する場合</p> <p>下水道管理用に必要な光ファイバー芯線等(以下「下水道管理用分」という。)及び下水道管理者以外の者に対して空間占有を行わせることを目的として中空管(以下「空間占有分」という。)を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用(以下「総費用(W)」という。)から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用(以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。)及び、下水道管渠占有者が負担すべき費用(以下「占有者負担費用(B)」といい、総費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。)を差し引</p>

改正案	現行
<p>いて得た額の2分の1。</p> <p>なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらず、イー7ー(2)ー①からイー7ー(2)ー⑫まで(新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業 ICT 活用型を除く。)により交付する。</p> <p>以上を算式で表すと次のとおりとなる。</p> $S = (W - A - B) / 2 = (W - A - (W - A) \times 0.1) / 2$ <p>S : 基礎額 W : 総費用 A : 下水道管理用分想定費用 B : 占有者負担費用</p> <p>ただし、総費用(W)が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。</p> <p>b) サス外装ケーブルを設置する場合</p> <p>下水道管理用に必要な光ファイバー芯線(以下「下水道管理用分」という。)及び下水道管渠占有者が占有する光ファイバー芯線を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用(以下「総費用(W)」という。)から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用(以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。)、設置する光ファイバー芯線費用のうち占有者負担分(以下「占有者が負担すべき芯線費用(C)」という。)及び光ファイバーの設置費用のうち下水道管渠占有者が負担すべき費用(以下「占有者負担費用(B)」といい、総</p>	<p>いて得た額の2分の1。</p> <p>なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらず、イー7ー(1)からイー7ー(13)まで(新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業 ICT 活用型を除く。)により交付する。</p> <p>以上を算式で表すと次のとおりとなる。</p> $S = (W - A - B) / 2 = (W - A - (W - A) \times 0.1) / 2$ <p>S : 基礎額 W : 総費用 A : 下水道管理用分想定費用 B : 占有者負担費用</p> <p>ただし、総費用(W)が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。</p> <p>b) サス外装ケーブルを設置する場合</p> <p>下水道管理用に必要な光ファイバー芯線(以下「下水道管理用分」という。)及び下水道管渠占有者が占有する光ファイバー芯線を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用(以下「総費用(W)」という。)から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用(以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。)、設置する光ファイバー芯線費用のうち占有者負担分(以下「占有者が負担すべき芯線費用(C)」という。)及び光ファイバーの設置費用のうち下水道管渠占有者が負担すべき費用(以下「占有者負担費用(B)」といい、総</p>

改正案	現行
<p>費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。)を差し引いて得た額の2分の1。</p> <p>なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらずイー7-<u>(2)-①</u>からイー7-<u>(2)-⑫</u>まで(新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業 ICT 活用型を除く。)により交付する。</p> <p>以上を算式で表すと以下のとおりとなる。</p> $S = (W - A - C - B) / 2 = (W - A - C - (W - A) \times 0.1) / 2$ <p>S : 基礎額 W : 総費用 A : 下水道管理用分想定費用 B : 占用者負担費用 C : 占用者が負担すべき芯線費用</p> <p>ただし、総費用(W)から占用者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)から占用者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。</p>	<p>費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。)を差し引いて得た額の2分の1。</p> <p>なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらずイー7-<u>(1)</u>からイー7-<u>(13)</u>まで(新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業 ICT 活用型を除く。)により交付する。</p> <p>以上を算式で表すと以下のとおりとなる。</p> $S = (W - A - C - B) / 2 = (W - A - C - (W - A) \times 0.1) / 2$ <p>S : 基礎額 W : 総費用 A : 下水道管理用分想定費用 B : 占用者負担費用 C : 占用者が負担すべき芯線費用</p> <p>ただし、総費用(W)から占用者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)から占用者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。</p>
<p>イー7-<u>(2)-⑪</u>下水道地域活力向上計画策定事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p>	<p>イー7-<u>(12)</u>下水道地域活力向上計画策定事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p>
<p>イー7-<u>(2)-⑫</u>下水道民間活力導入促進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p>	<p>イー7-<u>(13)</u>下水道民間活力導入促進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p>

改正案	現行
<p>イー7ー <u>(2)</u> - ⑬ 内水浸水リスクマネジメント推進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p>	<p>イー7ー <u>(14)</u> 内水浸水リスクマネジメント推進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p>
<p>イー7ー <u>(2)</u> - ⑭ 下水道情報デジタル化支援事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p>	<p>イー7ー <u>(15)</u> 下水道情報デジタル化支援事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p>
<p>イー7ー <u>(2)</u> - ⑮ 下水道温室効果ガス削減推進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p>	<p>イー7ー <u>(16)</u> 下水道温室効果ガス削減推進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>イー7ー (17) ウォーターPPP 推進事業に係る基礎額</u> <u>本事業の基礎額は、交付対象事業の実施に要する経費に交付率10/10を乗じて得た額とし、その上限額は次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>① コンセッション方式を導入するために行う事業：上限 5,000 万円。</u> <u>② ①以外の事業であって、他分野と一体となって行う事業：上限 4,000 万円。ただし、水道事業と一体となって行う事業にあっては、水道事業と1対1で按分を行うこととする。(この場合、下水道事業の上限 2,000 万円)</u> <u>③ ①以外の事業であって、他の地方公共団体と一体となって行う事業：上限 4,000 万円。</u> <u>④ それ以外の事業：上限 2,000 万円。</u>

イー８ その他総合的な治水事業

イー８－（１）総合流域防災事業に係る基礎額

（国費率）

総合流域防災事業の各事業の国費率は、附属第Ⅱ編イー８－（１）における区分に応じ以下のとおりとする。

事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
河川事業						
①	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	－
② 一級河川 二級河川	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	－
② 準用河川			1/3			－
③			1/3			－
<u>（削除）</u>						
砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	－	－
地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	－	－
急傾斜地崩壊対策事業		1/2			－	－
雪崩対策事業		1/2		－	－	－

イー８ その他総合的な治水事業

イー８－（１）総合流域防災事業に係る基礎額

（国費率）

総合流域防災事業の各事業の国費率は、附属第Ⅱ編イー８－（１）における区分に応じ以下のとおりとする。

事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
河川事業						
①	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	－
② 一級河川 二級河川	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	－
② 準用河川			1/3			－
③			1/3			－
<u>洪水氾濫域減災対策事業</u>	<u>1/3（都道府県が市町村に対し事業費の1/3を負担する場合に限る。）</u>					<u>－</u>
砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	－	－
地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	－	－
急傾斜地崩壊対策事業		1/2			－	－
雪崩対策事業		1/2		－	－	－

改正案							現行						
土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
情報基盤総合整備事業 (情報基盤整備事業)							情報基盤総合整備事業 (情報基盤整備事業)						
河川	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	—	河川	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地	1/2				—	—	急傾斜地	1/2				—	—
情報基盤総合整備事業 (土砂災害情報共有システム整備事業)							情報基盤総合整備事業 (土砂災害情報共有システム整備事業)						
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地	1/2				—	—	急傾斜地	1/2				—	—
砂防基礎調査	1/3				—	—	砂防基礎調査	1/3				—	—
急傾斜地基礎調査	1/3				—	—	急傾斜地基礎調査	1/3				—	—
水害リスク情報整備推進事業	1/3 (都道府県が市町村に対し事業費の1/3以上を補助する場合に限る)				—	—	水害リスク情報整備推進事業	1/3 (都道府県が市町村に対し事業費の1/3以上を補助する場合に限る)				—	—

改正案	現行
<p>イー１０ 都市再生整備計画事業 イー１０－（１）都市再生整備計画事業に係る基礎額 イー１０－（２）まちなかウォークラブル推進事業に係る基礎額 １．基礎額 本事業の基礎額は次に掲げる式により算出された額とする。</p> <p>都市再生整備計画事業及びまちなかウォークラブル推進事業に係る基礎額＝当該年度の事業費×交付率</p> <p>上記交付率については次に掲げる式により算出されたものとする。</p> <p>交付率＝交付限度額／交付対象事業費</p> <p>上記交付限度額については、以下により算出する。 イ 都市再生整備計画事業を実施する地区の交付対象限度額は、都市再生特別措置法施行規則（平成１４年国土交通省令第６６号。以下イー１０関係部分において「規則」という。）第１６条第３項の規定により、上記交付限度額は、規則第１６条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。</p> <p>交付限度額＝（１／２）×α＋a</p> <p>この場合において、αは、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第４条の規定に基づく公債対象経費に</p>	<p>イー１０ 都市再生整備計画事業 イー１０－（１）都市再生整備計画事業に係る基礎額 イー１０－（２）まちなかウォークラブル推進事業に係る基礎額 １．基礎額 本事業の基礎額は次に掲げる式により算出された額とする。</p> <p>都市再生整備計画事業及びまちなかウォークラブル推進事業に係る基礎額＝当該年度の事業費×交付率</p> <p>上記交付率については次に掲げる式により算出されたものとする。</p> <p>交付率＝交付限度額／交付対象事業費</p> <p>上記交付限度額については、以下により算出する。 イ 都市再生整備計画事業を実施する地区の交付対象限度額は、都市再生特別措置法施行規則（平成１４年国土交通省令第６６号。以下イー１０関係部分において「規則」という。）第１６条第３項の規定により、上記交付限度額は、規則第１６条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。</p> <p>交付限度額＝（１／２）×α＋a</p> <p>この場合において、αは、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第４条の規定に基づく公債対象経費に</p>

改正案	現行
<p>該当するものとする。</p> <p>1) $\alpha = (4/5) \times (A+B)$ 2) $\alpha = (10/9) \times A$</p> <p>A : 表 10-(1) 第 4 項から第 28 項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額 B : 表 10-(1) 第 1 項から第 3 項までの事業等（以下イ～10 関係部分において「提案事業」という。）ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額 a : 表 10-(1) 第 1 項から第 3 項までの事業、第 5 項の事業、第 9 項から第 28 項までの事業のうち、特定非営利活動法人等が実施する事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額に、該当する事業において当該事業に要する費用と市町村が負担する費用の差額が当該事業に要する費用に占める割合 δ から下記に基づいて定められる係数 Δ を乗じて算出した額を合計した額</p> <p>$\Delta = 0$ ($\delta < 1/3$) $\Delta = 0.3 \times \delta - 0.1$ ($1/3 \leq \delta < 1/2$) $\Delta = 0.05$ ($1/2 \leq \delta$)</p> <p>ただし、次の i) から vii) までのいずれかの要件を満たす地区においては、上記 1) 式は 3) 式とする。 i) ~ vi) (略)</p>	<p>該当するものとする。</p> <p>1) $\alpha = (4/5) \times (A+B)$ 2) $\alpha = (10/9) \times A$</p> <p>A : 表 10-(1) 第 4 項から第 27 項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額 B : 表 10-(1) 第 1 項から第 3 項までの事業等（以下イ～10 関係部分において「提案事業」という。）ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額 a : 表 10-(1) 第 1 項から第 3 項までの事業、第 5 項の事業、第 9 項から第 27 項までの事業のうち、特定非営利活動法人等が実施する事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額に、該当する事業において当該事業に要する費用と市町村が負担する費用の差額が当該事業に要する費用に占める割合 δ から下記に基づいて定められる係数 Δ を乗じて算出した額を合計した額</p> <p>$\Delta = 0$ ($\delta < 1/3$) $\Delta = 0.3 \times \delta - 0.1$ ($1/3 \leq \delta < 1/2$) $\Delta = 0.05$ ($1/2 \leq \delta$)</p> <p>ただし、次の i) から vi) までのいずれかの要件を満たす地区においては、上記 1) 式は 3) 式とする。 i) ~ vi) (略)</p>

改正案	現行
<p data-bbox="165 212 1102 336"><u>vii) 都市再生整備計画に基づき実施される事業が表 10-(1) 第 28 項の事業であること (ただし、当該都市再生整備計画に基づき実施される事業のうち、表 10-(1) 第 28 項の事業を除く事業は 1) 式とする。)</u></p> <p data-bbox="165 400 618 432">3) $\alpha = (9 / 10) \times (A + B)$</p> <p data-bbox="165 496 1102 719">ただし、上記 ii) の要件に基づき 3) 式を適用する場合には、表 10-(1) 第 1 2 項第 3 号及び第 4 号、第 1 4 項のうち第 1 2 項第 3 号及び第 4 号の施設を整備する事業、第 1 6 項、第 1 7 項並びに第 2 3 項ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額は A に含めないこととする。</p> <p data-bbox="165 783 1102 1286">なお、3) 式の適用は、i) の場合は令和 <u>10</u> 年度末までに都市再生整備計画事業に着手する地区、ii) の場合は令和 7 年度末までに認定を受けた歴史的風致維持向上計画に関連する都市再生整備計画事業に着手する地区、iv) の場合は令和 2 年度末までに公表された低炭素まちづくり計画に関連する都市再生整備計画事業に着手する地区であって、かつ、各要件における計画の認定等の日 (i) の場合は都市再生緊急整備地域の指定の日、ii) の場合は歴史的風致維持向上計画の認定の日、iii) の場合は脱炭素先行地域に選定・公表された日、iv) の場合は低炭素まちづくり計画の公表の日。以下イ-10-(1) 関係部分において「計画認定日」という。) の属する年度の翌年度から起算して 3 年以内に都市再生整備計画事業に着手する地区を対象とする。</p> <p data-bbox="165 1302 1102 1378">また、都市再生整備計画事業を実施中の地区が 3) 式の適用を受けようとする場合の交付限度額は、規則第 1 6 条第 1 項に基づき算出した額</p>	<p data-bbox="1137 212 1245 244"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1137 400 1585 432">3) $\alpha = (9 / 10) \times (A + B)$</p> <p data-bbox="1137 496 2074 719">ただし、上記 ii) の要件に基づき 3) 式を適用する場合には、表 10-(1) 第 1 2 項第 3 号及び第 4 号、第 1 4 項のうち第 1 2 項第 3 号及び第 4 号の施設を整備する事業、第 1 6 項、第 1 7 項並びに第 2 3 項ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額は A に含めないこととする。</p> <p data-bbox="1137 783 2074 1286">なお、3) 式の適用は、i) の場合は令和 <u>5</u> 年度末までに都市再生整備計画事業に着手する地区、ii) の場合は令和 7 年度末までに認定を受けた歴史的風致維持向上計画に関連する都市再生整備計画事業に着手する地区、iv) の場合は令和 2 年度末までに公表された低炭素まちづくり計画に関連する都市再生整備計画事業に着手する地区であって、かつ、各要件における計画の認定等の日 (i) の場合は都市再生緊急整備地域の指定の日、ii) の場合は歴史的風致維持向上計画の認定の日、iii) の場合は脱炭素先行地域に選定・公表された日、iv) の場合は低炭素まちづくり計画の公表の日。以下イ-10-(1) 関係部分において「計画認定日」という。) の属する年度の翌年度から起算して 3 年以内に都市再生整備計画事業に着手する地区を対象とする。</p> <p data-bbox="1137 1302 2074 1378">また、都市再生整備計画事業を実施中の地区が 3) 式の適用を受けようとする場合の交付限度額は、規則第 1 6 条第 1 項に基づき算出した額</p>

改正案	現行
<p>又は次に掲げる式のいずれか少ない額とする。</p> <p>交付限度額 = $E \times F + G \times H$</p> <p>E : 計画認定日の前日における 1) 式及び 2) 式を適用して算出した交付限度額を交付対象事業の事業費で除した値</p> <p>F : 計画認定日の前日までの執行业業費の総額</p> <p>G : 3) 式の適用の要件に即して実施される事業（以下イ－10関係部分において「適用対象事業」という。）のみを対象として、3) 式を適用して算出した交付限度額を適用対象事業の事業費で除した値</p> <p>H : 3) 式の適用の要件に即して実施される事業のうち、計画認定日以降の執行业業費の総額</p> <p>ロ まちなかウォークブル推進事業を実施する地区の交付対象限度額は、規則第16条第3項の規定により、規則第16条第1項の規定に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。</p> <p>交付限度額 = $(1/2) \times \alpha'$</p> <p>この場合において、α' は、次に掲げる式により算出した額のうち、いずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。</p> <p>4) $\alpha' = (5/5) \times (A' + B')$</p>	<p>又は次に掲げる式のいずれか少ない額とする。</p> <p>交付限度額 = $E \times F + G \times H$</p> <p>E : 計画認定日の前日における 1) 式及び 2) 式を適用して算出した交付限度額を交付対象事業の事業費で除した値</p> <p>F : 計画認定日の前日までの執行业業費の総額</p> <p>G : 3) 式の適用の要件に即して実施される事業（以下イ－10関係部分において「適用対象事業」という。）のみを対象として、3) 式を適用して算出した交付限度額を適用対象事業の事業費で除した値</p> <p>H : 3) 式の適用の要件に即して実施される事業のうち、計画認定日以降の執行业業費の総額</p> <p>ロ まちなかウォークブル推進事業を実施する地区の交付対象限度額は、規則第16条第3項の規定により、規則第16条第1項の規定に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。</p> <p>交付限度額 = $(1/2) \times \alpha'$</p> <p>この場合において、α' は、次に掲げる式により算出した額のうち、いずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。</p> <p>4) $\alpha' = (5/5) \times (A' + B')$</p>

改正案	現行
<p>5) $\alpha' = (10/8) \times A'$</p> <p>A' : 表 10-(1)第4項から第5項までの事業、第9項から第11項までの事業、第14項から第16項(第14項第4号を除く)までの事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から第30項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p> <p>B' : 表 10-(1)第1項から第3項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p> <p>また、附属第Ⅱ編イ-10-(1)6.1で掲げる都市再生整備計画を事業中の地区が附属第Ⅱ編イ-10-(2)6.1で掲げるまちなかウォーカーブル推進事業を実施する地区に変更する場合の交付限度額は、規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式を適用し算出された額のいずれか少ない額とする。</p> <p>交付限度額 = $I \times J + K + L$</p> <p>I : 変更提出日の前日における1)式から3)式を適用して算出した交付限度額を交付対象事業の事業費で除した値</p> <p>J : 変更提出日の属する年度の年度末までの執行事業費の総額</p> <p>K : 4)式及び6)式の適用の要件に則して実施される事業のみを対象として、4)式及び5)式を適用して算出した交付限度額を4)式及び5)式の適用の要件に則して実施される事業の事業費で除した</p>	<p>5) $\alpha' = (10/8) \times A'$</p> <p>A' : 表 10-(1)第4項から第5項までの事業、第9項から第11項までの事業、第14項から第16項(第14項第4号を除く)までの事業、第18項の事業、第21項の事業及び第27項から第29項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p> <p>B' : 表 10-(1)第1項から第3項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p> <p>また、附属第Ⅱ編イ-10-(1)6.1で掲げる都市再生整備計画を事業中の地区が附属第Ⅱ編イ-10-(2)6.1で掲げるまちなかウォーカーブル推進事業を実施する地区に変更する場合の交付限度額は、規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式を適用し算出された額のいずれか少ない額とする。</p> <p>交付限度額 = $I \times J + K + L$</p> <p>I : 変更提出日の前日における1)式から3)式を適用して算出した交付限度額を交付対象事業の事業費で除した値</p> <p>J : 変更提出日の属する年度の年度末までの執行事業費の総額</p> <p>K : 4)式及び6)式の適用の要件に則して実施される事業のみを対象として、4)式及び5)式を適用して算出した交付限度額を4)式及び5)式の適用の要件に則して実施される事業の事業費で除した</p>

改正案	現行
<p>値</p> <p>L : 4) 式及び5) 式の適用の要件に則して実施される事業のうち、計画認定日の属する年度の翌年度以降の執行事業費の総額</p> <p>ハ 2以上の市町村がそれぞれ提出した複数の都市再生整備計画（以下イー10関係部分において「複数の都市再生整備計画」という。）が、その目標及び交付期間を同じとし、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合においては、前2項の規定にかかわらず、複数の都市再生整備計画のそれぞれの交付限度額は次のとおり算出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の都市再生整備計画の区域が、市町村の境界を跨って、1つの区域を構成していること。 ・複数の都市再生整備計画の区域が、それぞれの都市再生整備計画に記載された事業等の実施により、広域活性化計画に記載された1つの拠点施設と一体となってまちづくりが促進され、かつ、当該拠点施設で行われる広域的特定活動が促進されることにより、一体的な機能を発揮する区域を構成する見込みがあること。 <p>① 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、規則第16条第3項の規定により、交付金の額は規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。</p> <p>交付限度額 = $(1/2) \times \alpha_{sum} \times (A+B) / (A_{sum} + B_{sum}) + a$</p>	<p>値</p> <p>L : 4) 式及び5) 式の適用の要件に則して実施される事業のうち、計画認定日の属する年度の翌年度以降の執行事業費の総額</p> <p>ハ 2以上の市町村がそれぞれ提出した複数の都市再生整備計画（以下イー10関係部分において「複数の都市再生整備計画」という。）が、その目標及び交付期間を同じとし、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合においては、前2項の規定にかかわらず、複数の都市再生整備計画のそれぞれの交付限度額は次のとおり算出するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の都市再生整備計画の区域が、市町村の境界を跨って、1つの区域を構成していること。 ・複数の都市再生整備計画の区域が、それぞれの都市再生整備計画に記載された事業等の実施により、広域活性化計画に記載された1つの拠点施設と一体となってまちづくりが促進され、かつ、当該拠点施設で行われる広域的特定活動が促進されることにより、一体的な機能を発揮する区域を構成する見込みがあること。 <p>① 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、規則第16条第3項の規定により、交付金の額は規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。</p> <p>交付限度額 = $(1/2) \times \alpha_{sum} \times (A+B) / (A_{sum} + B_{sum}) + a$</p>

改正案	現行
<p>この場合において、$\alpha \text{ sum}$ は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。</p>	<p>この場合において、$\alpha \text{ sum}$ は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。</p>
<p>6) $\alpha \text{ sum} = (4/5) \times (A \text{ sum} + B \text{ sum})$</p>	<p>6) $\alpha \text{ sum} = (4/5) \times (A \text{ sum} + B \text{ sum})$</p>
<p>7) $\alpha \text{ sum} = (10/9) \times A \text{ sum}$</p>	<p>7) $\alpha \text{ sum} = (10/9) \times A \text{ sum}$</p>
<p>A : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第4項から第28項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p>	<p>A : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第4項から第27項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p>
<p>B : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第1項から第3項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p>	<p>B : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第1項から第3項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p>
<p>A sum: 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出したAの額を合計した額</p>	<p>A sum: 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出したAの額を合計した額</p>
<p>B sum: 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出したBの額を合計した額</p>	<p>B sum: 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出したBの額を合計した額</p>
<p>② まちなかウォークラブル推進事業を実施する地区の交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、規則第16条第3項の規定により、交付金の額は規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額</p>	<p>② まちなかウォークラブル推進事業を実施する地区の交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、規則第16条第3項の規定により、交付金の額は規則第16条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額</p>
<p>交付限度額 = $(1/2) \times \alpha' \text{ sum} \times (A' + B') / (A' \text{ sum} + B' \text{ sum})$</p>	<p>交付限度額 = $(1/2) \times \alpha' \text{ sum} \times (A' + B') / (A' \text{ sum} + B' \text{ sum})$</p>

改正案	現行
<p>この場合において、α' sum は、次に掲げる式により算出した額のうち、いずれか少ない額とし、かつ、財政法第 4 条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。</p>	<p>この場合において、α' sum は、次に掲げる式により算出した額のうち、いずれか少ない額とし、かつ、財政法第 4 条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。</p>
<p>8) α' sum = (5 / 5) × A' sum</p>	<p>8) α' sum = (5 / 5) × A' sum</p>
<p>9) α'' sum = (4 / 5) × A'' sum</p>	<p>9) α'' sum = (4 / 5) × A'' sum</p>
<p>A' : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第 4 項から第 5 項までの事業、第 9 項から第 11 項までの事業、第 14 項から第 16 項 (第 14 項第 4 号を除く) までの事業、第 18 項の事業、第 21 項の事業及び第 27 項から第 <u>30</u> 項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p>	<p>A' : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第 4 項から第 5 項までの事業、第 9 項から第 11 項までの事業、第 14 項から第 16 項 (第 14 項第 4 号を除く) までの事業、第 18 項の事業、第 21 項の事業及び第 27 項から第 <u>29</u> 項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p>
<p>B' : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第 1 項から第 3 項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p>	<p>B' : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第 1 項から第 3 項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額</p>
<p>A' sum : 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出した A' の額を合計した額</p>	<p>A' sum : 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出した A' の額を合計した額</p>
<p>B' sum : 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出した B' の額を合計した額</p>	<p>B' sum : 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出した B' の額を合計した額</p>
<p>二 (略)</p>	<p>二 (略)</p>
<p>2. 雑則 (略)</p>	<p>2. 雑則 (略)</p>

改正案	現行
<p>イー１２ 都市公園・緑地等事業 イー１２－（１）都市公園等事業 Ⅱ～Ⅵ （略） Ⅶ <u>こどもまんなか公園づくり支援事業</u> <u>本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 3 1 条に定める補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率を適用する。</u> <u>(1) 施設整備に要する費用</u> <u>当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。</u> <u>(2) 用地取得に要する費用</u> <u>当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。</u> <u>(3) 計画策定に要する費用</u> <u>当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。</u></p> <p>イー１２－（６）古都保存・緑地保全等事業に係る基礎額 Ⅰ 古都保存事業 本事業の基礎額は、損失の補償及び土地の買入れに要する費用にあつては、当該費用の額の 10 分の 7（明日香村第二種歴史的風土保存地区に係るものについては 2 分の 1）、歴史的風土保存施設の整備、<u>景観阻害物件の除却及び機能維持増進事業</u>に要する費用にあつては、当該費用の 2 分の 1 とする。</p>	<p>イー１２ 都市公園・緑地等事業 イー１２－（１）都市公園等事業 Ⅱ～Ⅵ （略） <u>(新設)</u></p> <p>イー１２－（６）古都保存・緑地保全等事業に係る基礎額 Ⅰ 古都保存事業 本事業の基礎額は、損失の補償及び土地の買入れに要する費用にあつては、当該費用の額の 10 分の 7（明日香村第二種歴史的風土保存地区に係るものについては 2 分の 1）、歴史的風土保存施設の整備<u>及び</u>景観阻害物件の除却に要する費用にあつては、当該費用の 2 分の 1 とする。</p>

改正案	現行
<p data-bbox="264 212 524 240">Ⅱ 緑地保全等事業</p> <p data-bbox="163 256 1099 432">本事業の基礎額は、土地の買入れ及び損失の補償に要する費用にあっては、当該費用の3分の1（近郊緑地保全事業に係るものについては100分の55）、保全利用施設の整備及び機能維持増進事業に要する費用にあっては、当該費用の2分の1とする。</p> <p data-bbox="163 496 871 528">イー13－（1）②宅地耐震化推進事業に係る基礎額</p> <p data-bbox="163 544 315 576">1. 基礎額</p> <p data-bbox="197 592 383 624">1～2 （略）</p> <p data-bbox="197 639 1099 1054">3 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（13に規定する総点検等により実施する滑動崩落防止事業を除く。）のうち、平成二十八年熊本地震、平成三十年北海道胆振東部地震又は令和六年能登半島地震（以下「特定地震」という。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村（以下「特定市町村」という。）の区域内で行われるものであって、特定地震によって地盤の滑動崩落等による被害を受けた造成宅地を復旧するために施行する必要を生じた事業については、第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。</p> <p data-bbox="163 1070 383 1102">4～13 （略）</p> <p data-bbox="163 1166 987 1198">イー13－（8） 都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額</p> <p data-bbox="226 1214 374 1246">1. 基礎額</p> <p data-bbox="293 1262 351 1294">（略）</p> <p data-bbox="255 1310 383 1342">1 （略）</p> <p data-bbox="255 1358 752 1390">2 公共的空間等の整備に関する事業</p>	<p data-bbox="1227 212 1487 240">Ⅱ 緑地保全等事業</p> <p data-bbox="1126 256 2074 432">本事業の基礎額は、土地の買入れ及び損失の補償に要する費用にあっては、当該費用の3分の1（近郊緑地保全事業に係るものについては100分の55）、保全利用施設の整備に要する費用にあっては、当該費用の2分の1とする。</p> <p data-bbox="1126 496 1839 528">イー13－（1）②宅地耐震化推進事業に係る基礎額</p> <p data-bbox="1126 544 1279 576">1. 基礎額</p> <p data-bbox="1160 592 1346 624">1～2 （略）</p> <p data-bbox="1160 639 2074 1007">3 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（13に規定する総点検等により実施する滑動崩落防止事業を除く。）のうち、平成二十八年熊本地震又は平成三十年北海道胆振東部地震（以下「特定地震」という。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村（以下「特定市町村」という。）の区域内で行われるものであって、特定地震によって地盤の滑動崩落等による被害を受けた造成宅地を復旧するために施行する必要を生じた事業については、第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。</p> <p data-bbox="1126 1070 1346 1102">4～13 （略）</p> <p data-bbox="1126 1166 1955 1198">イー13－（8） 都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額</p> <p data-bbox="1189 1214 1337 1246">1. 基礎額</p> <p data-bbox="1256 1262 1314 1294">（略）</p> <p data-bbox="1218 1310 1346 1342">1 （略）</p> <p data-bbox="1218 1358 1715 1390">2 公共的空間等の整備に関する事業</p>

改正案	現行
<p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 歩行空間の整備 都市機能誘導区域<u>または居住誘導区域</u>内の歩行空間(ただし、立地適正化計画に位置づけられているものに限る。)、地域生活拠点内の歩行空間又は地区交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)策定地区<u>または附属第Ⅱ編イー13-(8)の2.の第1号ハの要件に該当する地区</u>内の歩行空間の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。 (1)～(2) (略)</p> <p>ニ～チ (略)</p> <p>リ バリアフリー交通施設の整備 <u>都市機能誘導区域または居住誘導区域、地域生活拠点(ただし、立地適正化計画に位置づけられているものに限る。)</u>、附属第Ⅱ編イー13-(8)の2.の第1号ハの要件に該当する地区又は地区交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)策定地区内において行われるエレベーター、エスカレーター、動く歩道、ユニバーサルデザイン対応駐車場等の施設の整備(附属第Ⅱ編イー13-(8)の4.のロ又はハの事業の一部として整備されるものを除く。)に要する費用のうち、次に掲げるもの。 (1)～(2) (略)</p> <p>ヌ シェア<u>モビリティ</u>設備の整備 シェア<u>モビリティ</u>の導入に必要なポート、ポートのゲー</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 歩行空間の整備 都市機能誘導区域内の歩行空間(ただし、立地適正化計画に位置づけられているものに限る。)、地域生活拠点内の歩行空間又は地区交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)策定地区内の歩行空間の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。 (1)～(2) (略)</p> <p>ニ～チ (略)</p> <p>リ バリアフリー交通施設の整備 附属第Ⅱ編イー13-(8)の2.の第1号ハの要件に該当する地区又は地区交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)策定地区内において行われるエレベーター、エスカレーター、動く歩道、ユニバーサルデザイン対応駐車場等の施設の整備(附属第Ⅱ編イー13-(8)の4.のロ又はハの事業の一部として整備されるものを除く。)に要する費用のうち、次に掲げるもの。 (1)～(2) (略)</p> <p>ヌ シェア<u>サイクル</u>設備の整備 シェア<u>サイクル</u>の導入に必要なポート、<u>サイクル</u>ポートの</p>

改正案	現行
<p>ト、精算機及び登録機等の設備の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 実施設計費 シェアモビリティ設備の実施設計に要する費用</p> <p>(2) 設備整備費 シェアモビリティ設備の整備に要する費用</p> <p>ル・ヲ（略）</p> <p>ワ 附属第Ⅱ編イー１３－（８）の４.の口の(1)から(10)までの施設の代替となる又は附属第Ⅱ編イー１３－（８）の４.の口の(1)から(12)までと一体となった鉄道施設等の整備</p> <p>(i) （略）</p> <p>(ii) 附属第Ⅱ編イー１３－（８）の２.の第２号に掲げる戦略に位置付けられているもの、地区交通戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）に位置付けられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な公共交通軸として即地的かつ具体的に位置付けられているものであって、附属第Ⅱ編イー１３－（８）の４.の口の(1)から(12)までの施設と一体となって整備する駅施設の整備に要する費用（公共交通事業者が負担すべきものを除く。）のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(iii) （略）</p> <p>3 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事</p>	<p>ゲート、精算機及び登録機等の設備の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1) 実施設計費 シェアサイクル設備の実施設計に要する費用</p> <p>(2) 設備整備費 シェアサイクル設備の整備に要する費用</p> <p>ル・ヲ（略）</p> <p>ワ 附属第Ⅱ編イー１３－（８）の４.の口の(1)から(10)までの施設の代替となる又は附属第Ⅱ編イー１３－（８）の４.の口の(1)から(12)までと一体となった鉄道施設等の整備</p> <p>(i) （略）</p> <p>(ii) 附属第Ⅱ編イー１３－（８）の２.の第２号に掲げる戦略に位置付けられているもの、地区交通戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）に位置付けられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な億強交通軸として即地的かつ具体的に位置付けられているものであって、附属第Ⅱ編イー１３－（８）の４.の口の(1)から(12)までの施設と一体となって整備する駅施設の整備に要する費用（公共交通事業者が負担すべきものを除く。）のうち、次に掲げるもの。</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(iii) （略）</p> <p>3 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事</p>

改正案	現行
<p>業</p> <p>地方公共団体が行う公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業に当たっては、次に掲げる費用の合計額とし、地方公共団体以外のもが行う事業にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が当該事業を行うものに補助する費用の額の2分の1とする。ただし、地方公共団体又は地方公共団体の出資によって設立された法人以外のもが行う場合にあつては次のイ及びロを除くこととし、1地区におけるロに係る基礎額の合計額（設計費を除く。）は、400,000千円を限度とする。</p> <p>イ～へ （略）</p> <p><u>ト こども連れ環境施設の整備</u></p> <p><u>授乳室、キッズスペース、こども連れにも配慮した公共トイレ、ベビーカーシェアポート、まちなか見守りカメラ等、こども及びこども連れが外出する際における特有の課題に対応する施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。</u></p> <p><u>(1)設計費</u></p> <p><u>①基本設計費</u></p> <p><u>こども連れ環境施設の基本設計に要する費用</u></p> <p><u>②実施設計費</u></p> <p><u>こども連れ環境施設の実施設計に要する費用</u></p> <p><u>(2)施設整備費</u></p> <p><u>こども連れ環境施設の工事に要する費用</u></p> <p>2. 略</p>	<p>業</p> <p>地方公共団体が行う公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業に当たっては、次に掲げる費用の合計額とし、地方公共団体以外のもが行う事業にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が当該事業を行うものに補助する費用の額の2分の1とする。ただし、地方公共団体又は地方公共団体の出資によって設立された法人以外のもが行う場合にあつては次のイ及びロを除くこととし、1地区におけるロに係る基礎額の合計額（設計費を除く。）は、400,000千円を限度とする。</p> <p>イ～へ （略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2. 略</p>

改正案	現行
<p>イー１６ 住環境整備事業に係る基礎額</p> <p>イー１６－（１）市街地再開発事業に係る基礎額</p> <p>１～２（略）</p> <p><u>３ 次の各号に適合する区域に立地する住宅の新築を行うものについては、補助する費用を原則として半額とする。</u></p> <p><u>イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域</u></p> <p><u>ロ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 第 1 項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ 3 m 以上の区域をいう。）</u></p> <p>４ 平成 28 年度末までに市街地再開発事業に着手する場合は、当該事業が実施される市町村において、平成 28 年度中に都市機能誘導区域、平成 30 年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、イー 16－（１）関係各部分において「都市機能誘導区域」を「都市機能誘導区域の見込地」と読み替えるものとする。</p> <p>５ 中心市街地活性化法第 9 条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成 28 年度末までに同条第 10 項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。</p> <p>６ 本改正要綱の施行（平成 28 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度末ま</p>	<p>イー 16 住環境整備事業に係る基礎額</p> <p>イー 16－（１）市街地再開発事業に係る基礎額</p> <p>1～2（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>３ 平成 28 年度末までに市街地再開発事業に着手する場合は、当該事業が実施される市町村において、平成 28 年度中に都市機能誘導区域、平成 30 年度中に居住誘導区域（<u>市町村が作成する都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画に定められた同条第 2 項第 2 号に規定する居住誘導区域をいう。</u>）を設定することを前提に、イー 16－（１）関係各部分において「都市機能誘導区域」を「都市機能誘導区域の見込地」と読み替えるものとする。</p> <p>４ 中心市街地活性化法第 9 条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成 28 年度末までに同条第 10 項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。</p> <p>５ 本改正要綱の施行（平成 28 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度末ま</p>

改正案	現行
<p>での期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村で市街地再開発事業を開始する場合は、平成 30 年度中に立地適正化計画に居住誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域に関する規定による事業の実施が可能なものとする。イ-16-(2)において同じ。ただし、市街地再開発事業を優良建築物等整備事業と読み替えて適用するものとする。</p> <p>7 本改正要綱の施行（令和 3 年 4 月 1 日）前の要綱に基づく表イ-16-(1)-5（ア）欄「都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 1 km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 500m の範囲内において行われる事業」について、（イ）欄の係数（1.20）の適用にあつては、改正前の要綱に基づき着手している事業及び令和 3 年度中に都市計画決定を受ける予定の事業については、なお従前の例による。</p> <p>8 第 1 項から前項までの規定に関わらず、本事業の基礎額は、市街地再開発事業に要する費用から公共施設管理者負担金及び保留床処分金等を合計した額を控除した額を限度とする。</p> <p>9 令和 5 年 3 月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。</p> <p>10 <u>令和 6 年 3 月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>イ-16-(2) 優良建築物等整備事業 1 (略) 表イ-16-(2)-1</p>	<p>での期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村で市街地再開発事業を開始する場合は、平成 30 年度中に立地適正化計画に居住誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域に関する規定による事業の実施が可能なものとする。イ-16-(2)において同じ。ただし、市街地再開発事業を優良建築物等整備事業と読み替えて適用するものとする。</p> <p>6 本改正要綱の施行（令和 3 年 4 月 1 日）前の要綱に基づく表イ-16-(1)-5（ア）欄「都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 1 km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 500m の範囲内において行われる事業」について、（イ）欄の係数（1.20）の適用にあつては、改正前の要綱に基づき着手している事業及び令和 3 年度中に都市計画決定を受ける予定の事業については、なお従前の例による。</p> <p>7 第 1 項から前項までの規定に関わらず、本事業の基礎額は、市街地再開発事業に要する費用から公共施設管理者負担金及び保留床処分金等を合計した額を控除した額を限度とする。</p> <p>8 令和 5 年 3 月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ-16-(2) 優良建築物等整備事業 1 (略) 表イ-16-(2)-1</p>

改正案								現行															
区分	共同化タイプ		市街地環境形成タイプ		マンション建替タイプ		中心市街地共同住宅供給タイプ	既存ストック再生型		都市再構築型	複数棟改修型	区分	共同化タイプ		市街地環境形成タイプ		マンション建替タイプ		中心市街地共同住宅供給タイプ	既存ストック再生型		都市再構築型	複数棟改修型
	右のいずれのプロジェクトにも該当しないもの	住宅型地域活性化防災活動拠点型	右のいずれのプロジェクトにも該当しないもの	住宅型地域活性化防災活動拠点型	本要綱附属第Ⅱ編イー1 6ー(2)2. 1ーハ(3) ①に該当するもの	本要綱附属第Ⅱ編イー1 6ー(2)2. 1ーハ(3)② に該当するもの		本要綱附属第Ⅱ編イー1 6ー(2)2. 1三(1)① に該当するもの	本要綱附属第Ⅱ編イー1 6ー(2)2. 1三(1)② に該当するもの				(注5)	右のいずれのプロジェクトにも該当しないもの	住宅型地域活性化防災活動拠点型	右のいずれのプロジェクトにも該当しないもの	住宅型地域活性化防災活動拠点型	優良要綱第2三ハ(3) ①に該当するもの		優良要綱第2三ハ(3) ②に該当するもの	優良要綱第2五(1)①に該当するもの		
(略)								(略)															
2 (略)								2 (略)															
3 次の各号に適合する区域に立地する住宅の新築を行うものについては、補助する費用を原則として半額とする。ただし、令和6年3月31日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。 一 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する								(新設)															

改正案	現行
<p><u>市街化調整区域</u></p> <p><u>二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ3m以上の区域をいう。）。</u></p> <p><u>4 本改正要綱の施行（平成29年4月1日）の際、現に着手している都市再構築型優良建築物等整備事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。</u></p> <p><u>5 本改正要綱の施行（平成29年4月1日）の際、現に着手している都市再構築型優良建築物等整備事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。</u></p> <p>イー16ー（8）住宅市街地総合整備事業に係る基礎額</p> <p>1 本事業の基礎額は、次のとおりとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 居住環境形成施設整備事業</p> <p>次に掲げる額（ただし、地域医療介護総合確保基金の対象となっている施設に係る費用を除く。）の合計とする。ただし、密集市街地整備型重点整備地区に係る事業の費用については、その費用の（付帯工事費を含む。）が、「令和6年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」（令和6年3月29日付け国住備459号、国住整第123号、<u>国住市第87号</u>国土交通事務次官通知。）に定める不良住宅等除却費、土地整備及び一時収容施設等設置費の額を超える場合においては、原則として当該額を限度とし、イにおいてがけ地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合又は㎡あたりの除却単価の算出が困難な付属物や工作物等がある場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。</p> <p>イ 老朽建築物等除却</p>	<p>現行</p> <p><u>3 本改正要綱の施行（平成29年4月1日）の際、現に着手している都市再構築型優良建築物等整備事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>イー16ー（8）住宅市街地総合整備事業に係る基礎額</p> <p>1 本事業の基礎額は、次のとおりとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>三 居住環境形成施設整備事業</p> <p>次に掲げる額（ただし、地域医療介護総合確保基金の対象となっている施設に係る費用を除く。）の合計とする。ただし、密集市街地整備型重点整備地区に係る事業の費用については、その費用の（付帯工事費を含む。）が、「令和5年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」（令和〇年〇日付け国住備〇号、国住整第〇号国土交通事務次官通知。）に定める不良住宅等除却費、土地整備及び一時収容施設等設置費の額を超える場合においては、原則として当該額を限度とし、イにおいてがけ地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合又は㎡あたりの除却単価の算出が困難な付属物や工作物等がある場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。</p> <p>イ 老朽建築物等除却</p>

改正案					現行				
a 次の表の（イ）欄に掲げる老朽建築物等に対して、（ハ）欄に掲げる者が行う事業の（ロ）欄に掲げる費用について（ニ）欄に掲げる額の合計とする。					a 次の表の（イ）欄に掲げる老朽建築物等に対して、（ハ）欄に掲げる者が行う事業の（ロ）欄に掲げる費用について（ニ）欄に掲げる額の合計とする。 <u>ただし、住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）に位置付けられた「地震時等に著しく危険な密集市街地」（以下「危険密集市街地」という。）及びその隣接する地域のうち、跡地で建設される建築物を耐火建築物等又は準耐火建築物等とすることが条例等により義務付けられている（イ）欄の空き家住宅及び空き建築物の除却（隣接する地域における除却は危険密集市街地の解消に有効なものに限る。）については、令和6年3月31日までに着手するもの限り、（ニ）欄の「5分の2」とあるのは、「2分の1」とする。</u>				
	（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）		（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）
(1)	不良住宅 空き家住宅 空き建築物 特定空家等	除却工事費 通常損失補償費（運用益損失額を含む。）	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社 民間事業者等	（ロ）欄に掲げる費用の合計額の5分の2 （ロ）欄に掲げる費用の合計額の5分の2又は、地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額	(1)	不良住宅 空き家住宅 空き建築物 特定空家等	除却工事費 通常損失補償費（運用益損失額を含む。）	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社 民間事業者等	（ロ）欄に掲げる費用の合計額の5分の2 （ロ）欄に掲げる費用の合計額の5分の2又は、地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額
(2)	（イ）欄 （1）以外の 老朽建築物等	買収費用 除却工事費 通常損失補償費（運用益損失額を含む。）	地方公共団体 都市再生機構	（ロ）欄に掲げる費用の合計額の3分の1 （GISを活用する場合（危険密集市街地において、令和9年3月31日までに着手するものに限る。）、老朽建築物等の除却跡地を都市再生住宅、公営住宅、地区公共施設その	(2)	（イ）欄 （1）以外の 老朽建築物等	買収費用 除却工事費 通常損失補償費（運用益損失額を含む。）	地方公共団体 都市再生機構	（ロ）欄に掲げる費用の合計額の3分の1 （GISを活用する場合（危険密集市街地において、令和9年3月31日までに着手するものに限る。）、老朽建築物等の除却跡地を都市再生住宅、公営住宅、地区公共施設その

改正案				現行			
			他の公共的施設の用に供する場合又は公的セクターが無接道敷地を対象とする場合にあっては2分の1)				他の公共的施設の用に供する場合又は公的セクターが無接道敷地を対象とする場合にあっては2分の1)
		地方住宅供給 公社 民間事業者等	(ロ) 欄に掲げる費用の合計額の3分の1 (GIS を活用する場合 (危険密集市街地において、令和9年3月31日までに着手するものに限る。)) 又は公的セクターが無接道敷地を対象とする場合にあっては2分の1) 又は、地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額			地方住宅供給 公社 民間事業者等	(ロ) 欄に掲げる費用の合計額の3分の1 (GIS を活用する場合 (危険密集市街地において、令和9年3月31日までに着手するものに限る。)) 又は公的セクターが無接道敷地を対象とする場合にあっては2分の1) 又は、地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額
b～c (略) ロ～ハ (略) 四 (略) 五 住宅・建築物耐震改修等事業 イ～ニ (略) ホ 建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業 a (略) b 建築物の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。 (1) 建築物の耐震改修工事費 (天井の耐震改修工事費を除く。) については 51,200円/㎡ (耐震診断の結果、Is (構造耐震指標) の値が0.3未満相当である場合は56,300円/㎡) を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は83,800円/㎡を限度とする。(た				b～c (略) ロ～ハ (略) 四 (略) 五 住宅・建築物耐震改修等事業 イ～ニ (略) ホ 建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業 a (略) b 建築物の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。 (1) 建築物の耐震改修工事費 (天井の耐震改修工事費を除く。) については 51,200円/㎡ (耐震診断の結果、Is (構造耐震指標) の値が0.3未満相当である場合は56,300円/㎡) を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は83,800円/㎡を限度とする。(た			

改正案	現行
<p>だし、地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は、令和8年3月31日までに耐震改修工事に着手したものに限り、6,620円/㎡(天井の耐震改修とあわせて行う場合は5,300円/㎡)を加算した額を限度とする。(次項において同じ。)</p>	<p>だし、地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は、令和6年3月31日までに耐震改修工事に着手したものに限り、6,620円/㎡(天井の耐震改修とあわせて行う場合は5,300円/㎡)を加算した額を限度とする。(次項において同じ。)</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>六～七 (略)</p>	<p>六～七 (略)</p>
<p>表イー16-(8)-12～13 (略)</p>	<p>表イー16-(8)-12～13 (略)</p>
<p>八～十四 (略)</p>	<p>八～十四 (略)</p>
<p><u>十五 住宅の新築に係る特例</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>1に規定する二号、三号、八号、十四号に掲げる以下のイかつロに該当する区域における住宅の新築については、各号の規定に基づき算出される補助金額に1/2を乗じた額とする。ただし、密集住宅市街地整備型(附属第Ⅱ編イー16-(8)4.第二号ロ)に掲げる要件に該当する区域は除く。</u></p>	
<p><u>イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域</u></p>	
<p><u>ロ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ3m以上の区域をいう。)</u></p>	
<p>2～3 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p>
<p>イー16-(12)①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額</p>	<p>イー16-(12)①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額</p>
<p>1～3 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p>
<p>4 建築物の耐震改修、建替又は除却に関する事業</p>	<p>4 建築物の耐震改修、建替又は除却に関する事業</p>
<p>一 (略)</p>	<p>一 (略)</p>
<p>二 建築物の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。</p>	<p>二 建築物の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。</p>
<p>(1) 建築物の耐震改修工事費(天井の耐震改修工事費を除く。)については、51,200円/㎡(耐震診断の結果、Is(構造耐震指</p>	<p>(1) 建築物の耐震改修工事費(天井の耐震改修工事費を除く。)については、51,200円/㎡(耐震診断の結果、Is(構造耐震指</p>

改正案	現行
<p>標)の値が0.3未満相当である場合は56,300円/㎡)を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は83,800円/㎡を限度とする。(ただし、地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は、令和8年3月31日までに耐震改修工事に着手したものに限り、6,620円/㎡(天井の耐震改修とあわせて行う場合は5,300円/㎡)を加算した額を限度とする。)(次項において同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>7 エレベーターの防災対策改修に関する事業</p> <p>一 (略)</p> <p>二 エレベーターの防災対策改修に係る工事費は、<u>次に掲げる額を限度とする。</u></p> <p><u>イ 地震時管制運転装置の設置、エレベーターの耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策又は主要な支持部分の構造に係る工事を実施する場合には、9,500,000円に当該工事を行うエレベーターの台数を乗じた額を限度とする。</u></p> <p><u>ロ リスタート運転機能又は自動診断・仮復旧運転機能の追加を実施する場合には、3,000,000円に当該工事を行うエレベーターの台数を乗じた額を限度とする。ただし、当該工事を地震時管制運転装置の設置に併せて実施する場合には、2,500,000円に当該工事を行うエレベーターの台数を乗じた額を限度とする。</u></p> <p>8～13 (略)</p> <p>14 第3項第3号、第4項及び第6項から第8項までの事業であって、令和6年4月1日以降に着手する事業については、それぞれ、次のように読み替えて、本要綱の規定を適用すること</p>	<p>標)の値が0.3未満相当である場合は56,300円/㎡)を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は83,800円/㎡を限度とする。(ただし、地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は、令和6年3月31日までに耐震改修工事に着手したものに限り、6,620円/㎡(天井の耐震改修とあわせて行う場合は5,300円/㎡)を加算した額を限度とする。)(次項において同じ。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>7 エレベーターの防災対策改修に関する事業</p> <p>一 (略)</p> <p>二 エレベーターの防災対策改修に係る工事費は、<u>9,500,000円に当該工事を行うエレベーターの台数を乗じた額を限度とする。</u></p> <p>8～13 (略)</p> <p>14 第3項第3号、第4項及び第6項から第8項までの事業であって、令和6年4月1日以降に着手する事業については、それぞれ、次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することと</p>

改正案					現行				
<p>とする。</p> <p>一 第3項第3号イは次のように読み替える。 「<u>イ</u> 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この項において同じ。）の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。」</p> <p>二～五 （略）</p> <p>イ-16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等 <u>1</u> 本事業の基礎額等は、表イ-16-(12)-1に掲げるとおりとする。</p> <p>表イ-16-(12)-1 がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等</p>					<p>する。</p> <p>一 第3項第3号イは次のように読み替える。 「<u>一</u> 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費に23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この項において同じ。）の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。」</p> <p>二～五 （略）</p> <p>イ-16-(12)-③がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等 本事業の基礎額等は、表イ-16-(12)-1に掲げるとおりとする。</p> <p>表イ-16-(12)-1 がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等</p>				
経費	施行者	交付対象事業の内容	限度額	交付率	経費	施行者	交付対象事業の内容	限度額	交付率
危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	危険住宅の除却に要する費用については1戸当たり「 <u>令和6年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について</u> 」（令和6年3月29日付け国住備第459号、国住整第123号、	2分の1	危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	危険住宅の除却に要する費用については1戸当たり「 <u>令和5年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について</u> 」（令和5年3月31日付け国住備第473号、国住整第50号、	2分の1

改正案					現行				
			<p><u>国住市第 87 号国土交通事務次官通知</u> 第9により算出した除却工事費を限度とし、その他除却等に要する費用（動産移転費等）については1戸当たり975千円を限度とする。</p>				<p><u>国住市第 115 号国土交通事務次官通知</u> 第9により算出した除却工事費を限度とし、その他除却等に要する費用（動産移転費等）については1戸当たり975千円を限度とする。</p>		
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費（建物助成費）	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利率（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業	<p>1戸当たり 4,210千円（建物 3,250千円、土地 960千円）を限度とする。</p> <p>ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家 10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については、1戸当たり 7,318千円（建物 4,650千円、土地 2,060千円、敷地造成 608千円）を限度とする。</p>	2分の1	危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費（建物助成費）	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利率（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業	<p>1戸当たり 4,210千円（建物 3,250千円、土地 960千円）を限度とする。</p> <p>ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家 10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域（以下「<u>特殊土壌地帯等</u>という。）については、1戸当たり 7,318千円（建物 4,650千円、土地 2,060千円、敷地造成 608千円）を</p>	2分の1

改正案					現行				
								限度とする。	
事業推進経費	地方公共団体	事業計画の策定、対象地域の調査等	—	2分の1	事業推進経費	地方公共団体	事業計画の策定、対象地域の調査等	—	2分の1
<p><u>2 危険住宅に代わる住宅について、都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域内にあって、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づき都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域（水防法第14条第1項に基づき国土交通大臣が指定した洪水浸水想定区域及び同条第2項に基づき都道府県知事が指定した洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項に基づき都道府県知事が指定した高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ3m以上の区域に限る）内に新築するものである場合は、原則として本事業による建設助成費の補助限度額を半額とする。</u></p>					<p><u>(新規)</u></p>				
<p>イー16-(12)-④災害危険区域等建築物防災改修等事業に係る基礎額</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 特定既存不適格建築物の防災改修等に関する事業（住宅の重点支援）</p> <p>一 イ又は口のいずれかの区域に存する住宅に係る本事業の基礎額は、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用（居室の持上げ、ピロティ化その他の改修等により居室の床面の持上げにかかる工事等に要する費用とし、<u>建替えを行う場合にあっては防災改修等に要する費用相当分と</u></p>					<p>イー16-(12)-④災害危険区域等建築物防災改修等事業に係る基礎額</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 特定既存不適格建築物の防災改修等に関する事業（住宅の重点支援）</p> <p>一 イ又は口のいずれかの区域に存する住宅に係る本事業の基礎額は、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用（居室の持上げ、ピロティ化その他の改修等により居室の床面の持上げにかかる工事等に要する費用。以下、<u>この項及び</u>次項において同じ。）の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。</p>				

改正案	現行
<p><u>する</u>。以下、次項において同じ。)の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>イ 令和3年度以降に新たに災害危険区域に指定された区域等</p> <p>ロ 立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等(土地利用等に関する対策を記載するものに限る。)を定めている地方公共団体における既存の災害危険区域等</p> <p>二 (略)</p> <p>4 特定既存不適格建築物等の防災改修等に関する事業(住宅の重点支援以外の場合)</p> <p>一 前項以外の住宅に係る本事業の基礎額は、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用(防災改修等工事費に23.0%を乗じて得た額とする。)の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>二 災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において防災拠点(避難所等)と指定されている建築物に係る本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用(防災改修等工事費とする。)の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>三 災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において一時集合場所等に指定された建築物及び集合住宅の</p>	<p>イ 令和3年度以降に新たに災害危険区域に指定された区域等</p> <p>ロ 立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等(土地利用等に関する対策を記載するものに限る。)を定めている地方公共団体における既存の災害危険区域等</p> <p>二 (略)</p> <p>4 特定既存不適格建築物等の防災改修等に関する事業(住宅の重点支援以外の場合)</p> <p>一 前項以外の住宅に係る本事業の基礎額は、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用(防災改修等工事費に23.0%を乗じて得た額と<u>し、建替えを行う場合にあっては防災改修等に要する費用相当分</u>とする。)の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>二 災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において防災拠点(避難所等)と指定されている建築物に係る本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用(防災改修等工事費と<u>し、建替えを行う場合にあっては防災改修等に要する費用相当分</u>とする。)の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>三 災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において一時集合場所等に指定された建築物及び集合住宅の</p>

改正案	現行
<p>共同利用施設に係る本事業の基礎額は、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用（防災改修等工事費に23.0%を乗じて得た額とする。）の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>四 （略）</p> <p>□ 防災・安全交付金事業 □-7 <u>水道・下水道事業</u></p> <p><u>□-7-（1）-①水道未普及地域解消事業に係る基礎額</u> <u>本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</u></p> <p><u>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</u> <u>本事業として実施する附属第Ⅱ編□-7-（1）-①の3. に掲げる交付対象事業。</u></p> <p><u>ロ. 国費率</u></p> <p><u>1 簡易水道施設</u> <u>(1) 財政力指数が0.30を超える市町村にあっては1/4</u> <u>但し、</u> <u>ア 単位管延長が20メートル以上であるものについては4/10</u> <u>イ 単位管延長が6メートル以上20メートル未満であるものについては1/3</u> <u>ウ 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が1メートル以上であるものについては4/10</u></p>	<p>共同利用施設に係る本事業の基礎額は、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用（防災改修等工事費に23.0%を乗じて得た額と<u>し、建替えを行う場合にあっては防災改修等に要する費用相当分とする。</u>）の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。</p> <p>四 （略）</p> <p>□ 防災・安全交付金事業 □-7 <u>下水道事業</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p><u>(2) 財政力指数が0.30以下の市町村にあつては1/3</u> <u>但し、</u> <u>ア 単位管延長が7メートル以上であるものについては4/10</u> <u>イ 湧水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が1メートル以上であるものについては4/10</u></p> <p><u>(3) (1)及び(2)にかかわらず、水源地域対策特別事業については4/10</u> <u>(4) (1)、(2)及び(3)にかかわらず、放射線量分析機器については1/4</u> <u>(5) (1)、(2)、(3)及び(4)にかかわらず、離島振興法（昭和23年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島については1/2（北海道の放射線分析機器については1/4）</u></p> <p><u>2 飲料水供給施設</u> <u>(1) 4/10</u> <u>(2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島については1/2（北海道の放射線分析機器については1/4）</u></p> <p><u>ロー7-（1）-②簡易水道再編推進事業に係る基礎額</u> <u>本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。</u> <u>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</u> <u>本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7-（1）-②の3.に掲げる交</u></p>	

改正案	現行
<p><u>付対象事業。</u></p> <p><u>ロ. 国費率</u></p> <p><u>1 簡易水道施設</u></p> <p><u>(1) 財政力指数が 0.30 を超える市町村にあつては 1/4</u></p> <p><u>但し、</u></p> <p><u>ア 単位管延長が 20 メートル以上であるものについては 4/10</u></p> <p><u>イ 単位管延長が 6 メートル以上 20 メートル未満であるものについては 1/3</u></p> <p><u>ウ 湧水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10</u></p> <p><u>(2) 財政力指数が 0.30 以下の市町村にあつては 1/3</u></p> <p><u>但し、</u></p> <p><u>ア 単位管延長が 7 メートル以上であるものについては 4/10</u></p> <p><u>イ 湧水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10</u></p> <p><u>(3) (1) 及び (2) にかかわらず、水源地域対策特別事業については 4/10</u></p> <p><u>(4) (1)、(2) 及び (3) にかかわらず、放射線量分析機器については 1/4</u></p> <p><u>(5) (1)、(2)、(3) 及び (4) にかかわらず、離島振興法（昭和 23 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）</u></p> <p><u>2 飲料水供給施設</u></p> <p><u>(1) 4/10</u></p> <p><u>(2) (1) にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規</u></p>	

改正案	現行
<p><u>定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）</u></p> <p><u>ロー 7 - （ 1 ） - ③生活基盤近代化事業に係る基礎額</u> <u>本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</u></p> <p><u>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</u> <u>本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - （ 1 ） - ③の 3. に掲げる交付対象事業。</u></p> <p><u>ロ. 国費率</u></p> <p><u>1 簡易水道施設</u></p> <p><u>(1) 財政力指数が 0.30 を超える市町村にあつては 1/4</u> <u>但し、</u> <u>ア 単位管延長が 20 メートル以上であるものについては 4/10</u> <u>イ 単位管延長が 6 メートル以上 20 メートル未満であるものについては 1/3</u> <u>ウ 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10</u> <u>(2) 財政力指数が 0.30 以下の市町村にあつては 1/3</u> <u>但し、</u> <u>ア 単位管延長が 7 メートル以上であるものについては 4/10</u> <u>イ 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10</u> <u>(3) (1) 及び(2)にかかわらず、水源地域対策特別事業については 4/10</u> <u>(4) (1)、(2) 及び(3)にかかわらず、放射線量分析機器については 1/4</u></p>	

改正案	現行
<p><u>(5) (1)、(2)、(3)及び(4)にかかわらず、離島振興法（昭和23年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島については1/2（北海道の放射線分析機器については1/4）</u></p> <p><u>2 飲料水供給施設</u></p> <p><u>(1) 4/10</u></p> <p><u>(2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島については1/2（北海道の放射線分析機器については1/4）</u></p> <p><u>ロー7-（1）-④高度浄水施設等整備費に係る基礎額</u></p> <p><u>本事業の基礎額は、次のイ.に係る費用に、ロ.の国費率を乗じた額とする。</u></p> <p><u>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</u></p> <p><u>本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7-（1）-④の3.に掲げる交付対象事業。</u></p> <p><u>ロ. 国費率</u></p> <p><u>（1）1/4</u></p> <p><u>（ただし、平成27年度以前に水道水源開発等施設整備費国庫補助において採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては1/3）</u></p> <p><u>（2）(1)にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条</u></p>	

改正案	現行
<p><u>の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2）</u></p> <p><u>ロー 7 - （ 1 ） - ⑤緊急時給水拠点確保等事業に係る基礎額</u> <u>本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</u></p> <p><u>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</u> <u>本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - （ 1 ） - ⑤の 3. に掲げる交付対象事業。</u></p> <p><u>ロ. 国費率</u></p> <p><u>（ 1 ） 配水池</u></p> <p><u>① 1 / 4</u> <u>（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、 1 / 3）</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>（ 2 ） 緊急時用連絡管</u></p> <p><u>① 1 / 4</u> <u>（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、 1 / 3）</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定</u></p>	

改正案	現行
<p><u>により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>（3）貯留施設</u></p> <p><u>① 1 / 4</u></p> <p><u>（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3）</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>（4）緊急遮断弁</u></p> <p><u>① 1 / 4</u></p> <p><u>（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3）</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>（5）大容量送水管</u></p> <p><u>① 1 / 4</u></p> <p><u>（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う</u></p>	

改正案	現行
<p><u>事業にあつては、1/3)</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1/2</u></p> <p><u>（6）重要給水施設配水管</u></p> <p><u>①附属第Ⅱ編ロ-7-(1)-⑤の2.（6）に掲げる交付対象事業のうち①に掲げる事業</u></p> <p><u>ア 財政力指数が0.30を超える市町村にあつては1/4</u></p> <p><u>但し、</u></p> <p><u>（ア）単位管延長が20メートル以上であるものについては4/10</u></p> <p><u>（イ）単位管延長が6メートル以上20メートル未満であるものについては1/3</u></p> <p><u>（ウ）渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が1メートル以上であるものについては4/10</u></p> <p><u>イ 財政力指数が0.30以下の市町村にあつては1/3</u></p> <p><u>但し、</u></p> <p><u>（ア）単位管延長が7メートル以上であるものについては4/10</u></p> <p><u>（イ）渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が1メートル以上であるものについては4/10</u></p> <p><u>ウ ア及びイにかかわらず、水源地域対策特別事業については4/10</u></p> <p><u>エ ア、イ及びウにかかわらず、放射線量分析機器については1/4</u></p> <p><u>オ ア、イ、ウ及びエにかかわらず、離島振興法（昭和23年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条</u></p>	

改正案	現行
<p><u>の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）</u></p> <p><u>②附属第Ⅱ編ロ－7－（1）—⑤の2.（6）に掲げる交付対象事業のうち②又は③に掲げる事業</u> <u>ア 1 / 4</u> <u>（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3）</u></p> <p><u>イ アにかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>（7）基幹水道構造物の耐震化事業</u> <u>① 1 / 4</u> <u>（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3）</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>（8）取水施設耐災害性強化事業</u> <u>① 1 / 3</u> <u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定</u></p>	

改正案	現行
<p><u>により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>（ 9 ） 水道施設耐災害性強化事業</u></p> <p><u>① 1 / 3</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>ロ－7－（ 1 ）－⑥水道管路耐震化等推進事業に係る基礎額</u></p> <p><u>本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。</u></p> <p><u>イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</u></p> <p><u>本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－7－（ 1 ）－⑥の 3．に掲げる交付対象事業。</u></p> <p><u>ロ．国費率</u></p> <p><u>（ 1 ） 老朽管更新事業</u></p> <p><u>① 1 / 3</u></p> <p><u>（ただし、平成 21 年度以前に採択された事業及びダクタイル鑄鉄管の更新事業にあつては、 1 / 4）</u></p> <p><u>② 1 / 2</u></p> <p><u>（ただし、平成 21 年度以前に採択された事業及びダクタイル鑄鉄管の更</u></p>	

改正案	現行
<p><u>新事業にあつては、1／3)</u></p> <p><u>③ 1／4</u></p> <p><u>(2) 水道管路緊急改善事業</u></p> <p><u>① 1／3</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1／2</u></p> <p><u>(3) 管路近代化事業</u></p> <p><u>① 1／4</u></p> <p><u>(ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1／3)</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1／2</u></p> <p><u>(4) 鉛管更新事業</u></p> <p><u>① 1／4</u></p> <p><u>(ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1／3)</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定</u></p>	

改正案	現行
<p><u>により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>（5）基幹管路耐震化整備事業</u> <u>① 1 / 3</u> <u>（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 2）</u></p> <p><u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>（6）海底送・配水管更新事業</u> <u>① 1 / 3</u> <u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p> <p><u>（7）水管橋耐震化等事業 ① 1 / 3</u> <u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2</u></p>	

改正案	現行
<p><u>(8) 導水管・送水管複線化事業</u> <u>1 / 3</u></p> <p><u>ロ-7-(1)-⑦水道事業運営基盤強化推進事業に係る基礎額</u> <u>本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</u></p> <p><u>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</u> <u>本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ-7-(1)-⑦の3. に掲げる交付対象事業。</u></p> <p><u>ロ. 国費率</u></p> <p><u>(1) 広域化事業 1 / 3</u></p> <p><u>(2) 運営基盤強化等事業 1 / 3</u></p> <p><u>(3) 水道施設共同化事業 1 / 3</u></p> <p><u>(4) 水道施設再編推進事業</u> <u>① 1 / 3</u> <u>②①にかかわらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1 / 2</u></p> <p><u>(5) 水道施設台帳電子化促進事業 1 / 3</u></p>	

改正案	現行
<p><u>(6) 特定広域化施設整備費 1 / 3</u></p> <p><u>(7) 一般広域化施設整備費 1 / 4</u></p> <p><u>(8) 広域化促進地域上水道施設整備費 1 / 3</u></p> <p><u>(9) 水道広域化促進事業費 1 / 3</u></p> <p><u>ロ-7-(1)-⑧水道水源自動監視施設等整備事業に係る基礎額</u> <u>本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</u> <u>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</u> <u>本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ-7-(1)-⑧の3. に掲げる交付対象事業。</u> <u>ロ. 国費率</u> <u>1 / 4</u></p> <p><u>ロ-7-(2)-①通常の下水道事業に係る基礎額</u> 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。 イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-①の2. に掲げる交付対象事業。 ロ. 国費率 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水</p>	<p><u>ロ-7-(1) 通常の下水道事業に係る基礎額</u> 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。 イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ-7-(1)の2. に掲げる交付対象事業。 ロ. 国費率 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水</p>

改正案	現行
<p>道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。</p> <p>ロ-7- (2) -②下水道浸水被害軽減総合事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ-7- (2) -②の4. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 附属第Ⅱ編ロ-7- (2) -②の4. のア) ①から⑤まで並びにイ) (2)については、下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)、附属第Ⅱ編ロ-7- (2) -②の4. のイ) (1)については2分の1、附属第Ⅱ編イ-7- (2) -②の4. のア) ⑥については3分の1、附属第Ⅱ編ロ-7- (2) -②の4. のア) ⑦及び⑧並びにイ) (3)については、交付金の額が地方公共団体による助成額の2分の1となる率。ただし、附属第Ⅱ編ロ-7- (2) -②の4. のア) ⑦及び⑧並びにイ) (3)に係る交付金の額は総費用の3分の1を限度とする。</p> <p>ロ-7- (2) -③下水道総合地震対策事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p>	<p>道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。</p> <p>ロ-7- (2) 下水道浸水被害軽減総合事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ-7- (2) の4. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 附属第Ⅱ編ロ-7- (2) の4. のア) ①から⑤まで並びにイ) (2)については、下水道法施行令第24条の2に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)、附属第Ⅱ編ロ-7- (2) の4. のイ) (1)については2分の1、附属第Ⅱ編イ-7- (2) の4. のア) ⑥については3分の1、附属第Ⅱ編ロ-7- (2) の4. のア) ⑦及び⑧並びにイ) (3)については、交付金の額が地方公共団体による助成額の2分の1となる率。ただし、附属第Ⅱ編ロ-7- (2) の4. のア) ⑦及び⑧並びにイ) (3)に係る交付金の額は総費用の3分の1を限度とする。</p> <p>ロ-7- (3) 下水道総合地震対策事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p>

改正案	現行
<p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7－<u>(2)－③</u>の3. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>ロー7－<u>(2)－④</u>特定水域合流式下水道改善事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7－<u>(2)－④</u>の2. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>ロー7－<u>(2)－⑤</u>都市水害対策共同事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7－<u>(2)－⑤</u>の2. に掲げる交付対象事業。</p>	<p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7－<u>(3)</u>の3. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>ロー7－<u>(4)</u>合流式下水道緊急改善事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7－<u>(4)</u>の2. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>ロー7－<u>(5)</u>都市水害対策共同事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー7－<u>(5)</u>の2. に掲げる交付対象事業。</p>

改正案	現行
<p>ロ. 国費率</p> <p>下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。これらの法令において、附属第Ⅱ編ロー 7 - <u>(2)</u> - <u>(5)</u> の 2. ② に該当する施設は公共下水道の主要な管渠又は主要な補完施設若しくは都市下水路又は流域下水道の一部として取り扱うものとする。</p> <p>ロー 7 - <u>(2)</u> - <u>(7)</u> 下水道ストックマネジメント支援制度に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - <u>(2)</u> - <u>(7)</u> の 3. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p> <p>① 「下水道ストックマネジメント計画」の策定 公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の 2 分の 1、都市下水路として実施する場合は 10 分の 4（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>② 計画的な改築 下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率に基づく国費率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p>	<p>ロ. 国費率</p> <p>下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。これらの法令において、附属第Ⅱ編ロー 7 - <u>(5)</u> の 2. ② に該当する施設は公共下水道の主要な管渠又は主要な補完施設若しくは都市下水路又は流域下水道の一部として取り扱うものとする。</p> <p>ロー 7 - <u>(7)</u> 下水道ストックマネジメント支援制度に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - <u>(7)</u> の 3. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p> <p>① 「下水道ストックマネジメント計画」の策定 公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の 2 分の 1、都市下水路として実施する場合は 10 分の 4（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>② 計画的な改築 下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率に基づく国費率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p>

改正案	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>ロ-7-<u>(2)</u>-<u>⑧</u>下水道広域化推進総合事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ-7-<u>(2)</u>-<u>⑧</u>の2. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p> <p>① 計画策定等 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>② 施設整備 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の2分の1。</p> <p>なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>ロ-7-<u>(2)</u>-<u>⑨</u>下水道リノベーション推進総合事業に係る基礎額</p> <p>① 下水道リノベーションに係る計画策定</p>	<p><u>ロ-7-(8) 削除</u></p> <p>ロ-7-<u>(9)</u>下水道広域化推進総合事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ-7-<u>(9)</u>の2. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率</p> <p>① 計画策定等 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>② 施設整備 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の2分の1。</p> <p>なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>ロ-7-<u>(10)</u>下水道リノベーション推進総合事業に係る基礎額</p> <p>① 下水道リノベーションに係る計画策定</p>

改正案	現行
<p>本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>② 未利用エネルギー活用事業</p> <p>(a) 附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑨の2。②(a)に該当するものは2分の1。</p> <p>(b) 附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑨の2。②(b)に該当するものは、次に定める国費率。</p> <p>a) 下水汚泥とその他のバイオマスの投入割合により、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率と4分の1の補助率を按分した補助率に基づく国費率。</p> <p>b) 必要となる施設が下水汚泥のみを利用する場合と同等の規模である場合は、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>(c) 附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑨の2。②(c)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>(d) 附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑨の2。②(d)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>③ 積雪対策推進事業</p> <p>下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>④ 再生資源活用事業</p> <p>(a) 附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑨の3。④(a)に該当するものは2分の1。</p> <p>(b) 附属第Ⅱ編ロ-7-(2)-⑨の3。④(b)に該当するもの</p>	<p>本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>② 未利用エネルギー活用事業</p> <p>(a) 附属第Ⅱ編ロ-7-(10)の2。②(a)に該当するものは2分の1。</p> <p>(b) 附属第Ⅱ編ロ-7-(10)の2。②(b)に該当するものは、次に定める国費率。</p> <p>a) 下水汚泥とその他のバイオマスの投入割合により、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率と4分の1の補助率を按分した補助率に基づく国費率。</p> <p>b) 必要となる施設が下水汚泥のみを利用する場合と同等の規模である場合は、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>(c) 附属第Ⅱ編ロ-7-(10)の2。②(c)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>(d) 附属第Ⅱ編ロ-7-(10)の2。②(d)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>③ 積雪対策推進事業</p> <p>下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>④ 再生資源活用事業</p> <p>(a) 附属第Ⅱ編ロ-7-(10)の3。④(a)に該当するものは2分の1。</p> <p>(b) 附属第Ⅱ編ロ-7-(10)の3。④(b)に該当するものは、</p>

改正案	現行
<p>は、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>⑤ 防災拠点化施設整備事業 下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>⑥ その他、附属第Ⅱ編ロ－7－<u>(2)－⑧</u> 2. の交付対象事業に該当するものは、ロ－7－<u>(2)－⑧</u>に定める国費率。</p> <p>ロ－7－<u>(2)－⑩</u>新世代下水道支援事業制度に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－7－<u>(2)－⑩</u>の 3. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 次のとおり（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>① 水環境創造事業 （ア）水循環再生型 （c） 附属第Ⅱ編ロ－7－<u>(2)－⑩</u>の 3. ①（ア）に掲げる事業のうち（b）a）に該当するものは 3 分の 1、（b）b）に該当するものは地方公共団体による助成額の 2 分の 1（ただし総費用の 3 分の 1 を限度とする）。</p>	<p>下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>⑤ 防災拠点化施設整備事業 下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>⑥ その他、附属第Ⅱ編ロ－7－<u>(9)</u> 2. の交付対象事業に該当するものは、ロ－7－<u>(9)</u>に定める国費率。</p> <p>ロ－7－<u>(11)</u>新世代下水道支援事業制度に係る基礎額 本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。</p> <p>イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲 本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－7－<u>(11)</u>の 3. に掲げる交付対象事業。</p> <p>ロ. 国費率 次のとおり（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>① 水環境創造事業 （ア）水循環再生型 （c） 附属第Ⅱ編ロ－7－<u>(11)</u>の 3. ①（ア）に掲げる事業のうち（b）a）に該当するものは 3 分の 1、（b）b）に該当するものは地方公共団体による助成額の 2 分の 1（ただし総費用の 3 分の 1 を限度とする）。</p>
<p>ロ－7－<u>(2)－⑫</u>下水道民間活力導入促進事業に係る基礎額</p>	<p>ロ－7－<u>(13)</u>下水道民間活力導入促進事業に係る基礎額</p>

改正案	現行																																																								
<p>本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>ロ-7- <u>(2)</u> -⑬ 内水浸水リスクマネジメント推進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>ロ-7- <u>(2)</u> -⑭ 下水道情報デジタル化支援事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>ロ-7- <u>(2)</u> -⑮ 下水道温室効果ガス削減推進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>ロ-8 その他総合的な治水事業 イ-8- (1) 総合流域防災事業に係る基礎額 (国費率) 総合流域防災事業の各事業の国費率は、附属第Ⅱ編ロ-8- (1) における区分に応じ以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内地</th> <th>北海道</th> <th>離島</th> <th>奄美</th> <th>沖縄</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">河川事業</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>1/2</td> <td>一級：2/3 二級： 5.5/10</td> <td>1/2</td> <td>6/10</td> <td>9/10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>② 一級河川 二級河川</td> <td>1/2</td> <td>一級：2/3 二級： 5.5/10</td> <td>1/2</td> <td>6/10</td> <td>9/10</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他	河川事業							①	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	—	② 一級河川 二級河川	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	—	<p>本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>ロ-7- <u>(14)</u> 内水浸水リスクマネジメント推進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>ロ-7- <u>(15)</u> 下水道情報デジタル化支援事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>ロ-7- <u>(16)</u> 下水道温室効果ガス削減推進事業に係る基礎額 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>ロ-8 その他総合的な治水事業 イ-8- (1) 総合流域防災事業に係る基礎額 (国費率) 総合流域防災事業の各事業の国費率は、附属第Ⅱ編ロ-8- (1) における区分に応じ以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内地</th> <th>北海道</th> <th>離島</th> <th>奄美</th> <th>沖縄</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">河川事業</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>1/2</td> <td>一級：2/3 二級： 5.5/10</td> <td>1/2</td> <td>6/10</td> <td>9/10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>② 一級河川 二級河川</td> <td>1/2</td> <td>一級：2/3 二級： 5.5/10</td> <td>1/2</td> <td>6/10</td> <td>9/10</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他	河川事業							①	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	—	② 一級河川 二級河川	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他																																																			
河川事業																																																									
①	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	—																																																			
② 一級河川 二級河川	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	—																																																			
事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他																																																			
河川事業																																																									
①	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	—																																																			
② 一級河川 二級河川	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10	1/2	6/10	9/10	—																																																			

改正案							現行								
② 準用河川	1/3					—	② 準用河川	1/3					—		
③	1/3					—	③	1/3					—		
<u>(削除)</u>							<u>洪水氾濫域減災対策事業</u>	<u>1/3（都道府県が市町村に対し事業費の1/3を負担する場合に限る。）</u>					<u>—</u>		
砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—		
地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—		
急傾斜地崩壊対策事業	1/2				—	—	急傾斜地崩壊対策事業	1/2				—	—		
雪崩対策事業	1/2			—	—	—	雪崩対策事業	1/2			—	—	—		
土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—		
情報基盤総合整備事業 (情報基盤整備事業)							情報基盤総合整備事業 (情報基盤整備事業)								
河川	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10		1/2	6/10	9/10	—	河川	1/2	一級：2/3 二級： 5.5/10		1/2	6/10	9/10	—
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—		
地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—	地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—		
急傾斜地	1/2				—	—	急傾斜地	1/2				—	—		
情報基盤総合整備事業 (土砂災害情報共有システム整備事業)							情報基盤総合整備事業 (土砂災害情報共有システム整備事業)								

改正案								現行							
	砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—		砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
	地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—		地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
	急傾斜地	1/2				—	—		急傾斜地	1/2				—	—
	砂防基礎調査	1/3				—	—		砂防基礎調査	1/3				—	—
	急傾斜地基礎調査	1/3				—	—		急傾斜地基礎調査	1/3				—	—
	水害リスク情報整備推進事業	1/3 (都道府県が市町村に対し事業費の1/3以上を補助する場合に限る。)				—	—		水害リスク情報整備推進事業	1/3 (都道府県が市町村に対し事業費の1/3以上を補助する場合に限る。)				—	—
<p>ロ-10 都市再生整備計画事業</p> <p>ロ-10-(1) 都市再生整備計画事業に係る基礎額</p> <p>イ-10-(1)の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イ-10」とあるのは、「ロ-10」と読み替え、2. 雑則については、以下の通りとする。</p> <p>2. 雑則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 附属第Ⅱ編ロ-10-(1) 5において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域であることを要件としていることについては、令和6年度末までに事前復興まちづくり計画等に防災拠点を位置付けることが確実と見込まれる場合には、この限りでない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p><u>5 本要綱の施行(令和6年4月1日)の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。</u></p>								<p>ロ-10 都市再生整備計画事業</p> <p>ロ-10-(1) 都市再生整備計画事業に係る基礎額</p> <p>イ-10-(1)の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イ-10」とあるのは、「ロ-10」と読み替え、2. 雑則については、以下の通りとする。</p> <p>2. 雑則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 附属第Ⅱ編ロ-10-(1) 5において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点の位置付けられた区域であることを要件としていることについては、令和6年度末までに事前復興まちづくり計画等に防災拠点を位置付けることが確実と見込まれる場合には、この限りでない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>							

改正案	現行
<p><u>6 附属第Ⅱ編ロ-10-(1)5.2において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域であることを要件としていることについては、令和7年度末までに事前復興まちづくり計画等に防災拠点を位置付けることが確実と見込まれる場合には、この限りでない。</u></p>	